

ドイツ各州における政策金融機関の変遷と現状

三宅裕樹

0. はじめに

政府が公的に創設・運営する金融仲介機関である政策金融機関は、金融市場のグローバル化・自由化が進展した今日においてもなお、わが国をはじめとする先進諸国で重要な位置づけを占めている。ドイツもその例外ではない。しかもドイツでは、復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW）や農林金融公庫（Landwirtschaftliche Rentenbank）といった中央（連邦政府）レベルの政策金融機関に加えて、地域（州・地方政府）レベルでも独自のものが設置されている。また、かねてよりその中核的な存在であった州立銀行（Landesbank / Girozentrale）・貯蓄銀行（Sparkasse）に加えて、近年では「地域政策支援銀行」の存在感が次第に高まってきている¹。

「地域政策支援銀行」とは、金融市場における政策的役割を幅広く果たすことに特化する形で、州・地方政府が創設・運営する地域レベルの政策金融機関である（三宅（2021））。根拠法・定款で規定されている事業分野は通常、①産業分野（中小企業・技術開発・エクイティ性資金の供給など）・②地域経済分野（地域開発・インフラ整備・企業誘致・農林業など）・③住宅分野・④環境エネルギー分野（環境保護・再生可能エネルギーの普及など）・⑤社会政策分野（家族支援・教育など）・⑥地域社会分野（文化振興・科学振興など）と、幅広い。また、対象や目的に応じて、デットからエクイティまで様々な形で資金を供給する機能を有し、融資を中心としつつ、出資や債務保証の提供も行っている点も、全ての地域政策支援銀行に共通している。

州立銀行は、そもそもは旧西ドイツ地域の各州に1行ずつ設置されていた。しかし、2000年代前半に州立銀行などに対する公的保証が廃止・変更されたことにより、政策的役割を地域政策支援銀行に移す制度的対応が、複数の州で採られた。そして、2000年代後半のグローバル金融危機や、2010年代の経営環境の悪化を受けて、州立銀行については、その事業規模を縮減する

¹ ドイツの金融市場全般、特に州立銀行の基本情報については、飯野（2019）・斎田（2008）・三宅（2021）・Detzer et al.（2017）・Krahnén and Schmidt（2004）など参照。

図表 0-1 地域レベルの政策金融機関の一覧

州	州立銀行		地域政策支援銀行			
	総資産	順位	総資産	順位		
BW州	バーデン・ヴュルテンベルク 州立銀行(LBBW)	2,764.4	1	L-Bank	867.5	2
バイエルン州	バイエルン州立銀行 (BayernLB)	2,562.7	2	バイエルン・ラボ	211.3	6
ベルリン州	※ ベルリン州立銀行(LBB)	491.4	5	バイエルン州建設金融機構(LfA)	231.4	4
ブランデンブルク州	※ WestLB → Helaba			ベルリン政策投資銀行	194.4	7
プレーメン州	※ プレーメン州立銀行 → NORD/LB			ブランデンブルク政策投資銀行	143.1	8
ハンブルク州	※ HSH北部銀行(HSH Nordbank) → 民営化			プレーメン建設銀行	9.9	17
ヘッセン州	ヘッセン・テューリンゲン州立銀行(Helaba)	2,193.2	3	ハンブルク政策投資・振興銀行	59.9	11
MV州	※ NORD/LB			ヘッセン経済・インフラ銀行 (WIBank)	258.7	3
ニーダーザクセン州	北ドイツ州立銀行(NORD/LB)	1,264.9	4	MV州振興協会	11.3	16
NW州	※ WestLB → Helaba			ニーダーザクセン政策投資・ 振興銀行(NBank)	49.0	12
RP州	LBBW(← RP州立銀行)			NRW.BANK	1,557.8	1
ザールラント州	ザール州立銀行(SaarLB)	151.5	6	RP政策投資・建設銀行	93.1	9
ザクセン州	※ ザクセン州立銀行 → LBBW			ザールラント政策投資銀行	18.2	14
ザクセン・アンハルト州	NORD/LB			ザクセン建設・振興銀行	82.0	10
SH州	※ HSH Nordbank → 民営化			ザクセン・アンハルト政策投資銀行	16.8	15
テューリンゲン州	Helaba			シュレースヴィヒ・ホルシュタイン 政策投資銀行	212.9	5
				テューリンゲン建設銀行	35.3	13

(注) 1. 総資産の単位は、億ユーロ。2020 年末時点の状況。
 2. 各州の「州立銀行」は、本拠地を置く、もしくは、※ 印を付して関係性が深い州立銀行（準じる機関を含む）などを記載。複数州で事業を展開している場合は、重複を避けてデータを掲載。
 3. 地域政策支援銀行の欄で背景に色がある場合は、州立銀行の一組織となっていることを示す。
 (出所) 各政策金融機関の年次報告書より、作成

だけにとどまらず、組織再編・合併を進めたり、事業清算や民営化によって運営そのものを取りやめたりする州が相次いだ。その結果、政策金融機関の運営方針・体制は今日、州によって実に多様となっている² (図表 0-1)。

そこで本稿では、このようにわが国と比較しても実に興味深い特質を備えたドイツの地域金融政策の制度設計・運営体制について、基本的な情報を整理する。具体的には、全16州を対象に、地域レベルの政策金融機関の現況を俯瞰する。そして、今日の各州各様のあり方へと至る、主に1990年代以降の歴史的な変遷も、あわせてみていく。各章は基本的に、①政策金融機関の創設・運営主体である州（・地方）政府の財政運営の状況、②政策金融機関の制度的変遷、③今日の政策金融機関の体制と事業の現状、という構成に統一しており、比較を容易としている。

なお、本稿は、特に断らない限り、2020年時点の情報を基にしている。また原則として、政府機関や当該政策金融機関の開示資料のみに基づいており、二次以下の資料でしか確認できない情報は、個々に脚注をつけた僅かな例外を除いて利用していない。用いた一次資料は、煩雑さを避けるため、根拠法を除き各章の最初にまとめて脚注に記載している。

^{*2} 州立銀行や地域政策支援銀行をめぐる1990年代以降の制度改革の動きや事業環境の変化、それを受けた全国的な市場動向については、三宅(2021)参照。本稿第1章でも、必要な内容に限って説明している。

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 (Baden-Württemberg, BW)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

バーデン・ヴュルテンベルク州（以下、「BW 州」）はドイツ南部、スイスやフランスと接する場所に位置する。州都はシュトゥットガルト（Stuttgart）である。面積は 35,748km²、人口は 1,102 万人と、いずれも 16 州の中で 3 位につけている³。

地域金融政策の実施主体であり、またその主たる利用主体の一つでもある州・地方政府の財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 527.3 億ユーロ、地方政府では 397.3 億ユーロに達しており、こちらも 16 州の中で 3 位の規模となっている⁴。また、州政府間での水平的な財政調整制度においては、バイエルン州に次ぐ 30.7 億ユーロを拠出しており、財政力の強さが窺われる⁵。さらに、財政安定化評議会（Stabilitätsrat）が行っている毎年の評価をみると、フロー・ベースの財政状態を主として反映する①住民 1 人あたりの構造的財政収支と、②ネット・ベースでの借入額の対歳出総額比、そしてストック・ベースの状態を測る③利払い費用の対税収比と、④住民 1 人あたりの債務残高、以上 4 つの財政指標はほぼ一貫して基準内に収まっており、健全な財政状態を維持している（図表 1-1）。2020 年には新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、特に①と②の値の悪化が顕著だが、現状では基準を越えるまでには至っていない。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況を見ると、州政府が発行する地方債（以下、「州政府債」）の発行残高は 480.6 億ユーロ、地方政府の地方債（以下、「地方政府債」）では 87.2 億ユーロである（図表 1-2）。絶対額ベースでは、他州と比べても相当に地方債発行に積極的といえるが、財政規模（歳出総額）と比較した相対ベースでは、州・地方政府ともに平均以下の水準に抑えられている。近年、債務ブレーキ（Schuldenbremse）の導入決定を受けた残高の減少基

図表 1-1 BW 州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	152	-77	-90	-1	49	64	90	76	83	253	293	333	-316	-214	-229	-215
ネット借入額 (対歳出比)	-2.3%	-1.4%	5.1%	-0.3%	-1.2%	1.9%	2.1%	-1.6%	-1.2%	-2.1%	14.0%	-3.2%	20.1%	3.5%	-1.4%	-1.5%
利払い費 (対税収比)	7.3%	6.7%	7.5%	6.9%	5.9%	6.0%	5.2%	4.7%	4.2%	3.8%	3.6%	3.1%	3.5%	4.3%	3.2%	3.2%
住民1人あたり 債務残高	3,878	3,879	4,031	3,918	4,002	4,174	4,269	3,777	3,806	3,499	4,022	4,063	5,052	5,278	5,278	5,278

- (注) 1. 住民 1 人あたり構造的財政収支・債務残高の単位は、ユーロ。
 2. 2020 年までは実績値、2021 年以降は 2020 年 12 月時点における予測値。
 3. 背景に色があるセルは、基準値を超えて悪い値となっていることを示す。
 4. 財政安定化評議会による評価方法の詳細については、三宅（2019）など参照。

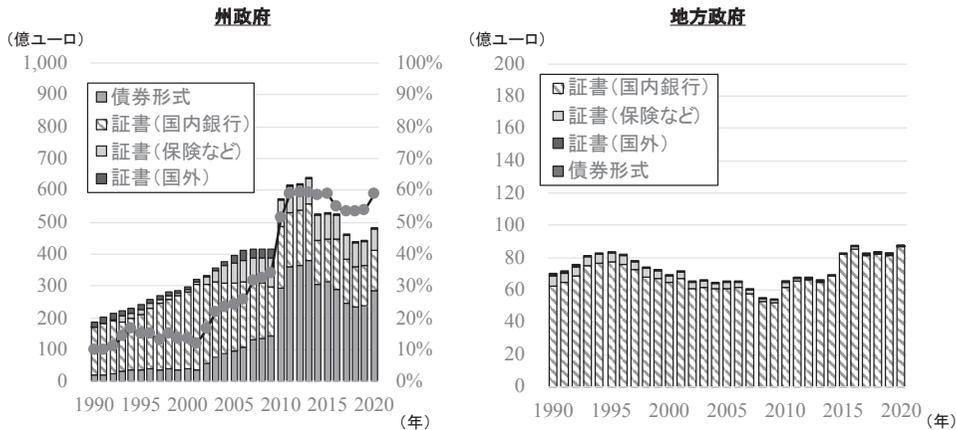
(出所) Stabilitätsrat ウェブサイト開示資料より、作成

*3 Statistisches Bundesamt (各年版), *Statistisches Jahrbuch* 参照。2017 年末時点の状況。以下、州の面積・人口の参照資料とデータの時点は、各章同じ。

*4 同上。2018 年の状況。以下、州・地方政府の歳出総額や州別順位の参照資料とデータの時点は、各章同じ。

*5 同上。2018 年の状況。以下、州政府間の水平的財政調整制度に関する参照資料とデータの時点は、各章同じ。

図表 1-2 BW 州における地方債発行残高の推移



(注) 1. 左図「州政府」内の折れ線グラフは、債券形式が全体に占める比率（右軸）を表す。
 2. 1998年以前については、ユーロ移行時の為替レートで換算。
 3. 2009年以前は、一時借入金（満期1年未満）を含む。また、統計データの出所元で「地方債」の定義が変更されたため、2010年前後で数値は連続しない。
 (出所) Statistisches Bundesamt, *Finanzen und Steuern* より、作成

調、および債券形式へのシフトが、州政府債市場では広くみられる。地方政府債市場では、国内銀行からの借り入れが引き続きほとんどを占めつつ、2010年代に入ってやや残高が積み上がりつつある。BW州の状況は、こうした州・地方政府債市場での全国的傾向と概ね一致している。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*6}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

BW州を主たる事業拠点とする州立銀行は、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行 (Landesbank Baden-Württemberg, LBBW) である。LBBWは、そもそもの出自である1818年設立のヴュルテンベルク貯蓄銀行 (Württembergische Spar-Casse) にまで遡ると200年以上の歴史を有することになるが、現在の体制で事業を行うようになったのは1999年からである。同年、南西ドイツ州立銀行 (Südwestdeutsche Landesbank Girozentrale, SüdwestLB) と州立振替銀行 (Landesgirokasse - öffentliche Bank und Landessparkasse, LG)、および1972年に組織統合を経て誕生したBW州信用銀行 (Landeskreditbank Baden-Württemberg, Förderungsanstalt) の民間金融部門の3つが合併してLBBWが新設され、事業を開始したのである^{*7}。またこの時、LBBWに統合されなかったBW州信用銀行の事業は、そもそも同行の支店 (Zweiganstalt) と

^{*6} 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。LBBWの根拠法・定款 (Satzung)・年次報告書 (Geschäftsbericht) 各年版・ウェブサイト (<https://www.lbbw.de>)、LBBW (2019) "Breaking new ground" (LBBWウェブサイト掲載資料)、L-Bankの根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.l-bank.de>)、欧州委員会資料 (OJ C 248, 16.10.2009 p.07・OJ L 188, 21.7.2010 p.01)。

^{*7} Gesetz über die Landesbank Baden-Württemberg vom 11. November 1998 (GBl. S. 589)

して創設され、出資先であったザクセン建設・振興銀行（SAB）とともに、「経済振興組織（Förderungsanstalt）」から「経済振興銀行（Förderbank）」へと体制を新たにし、純粋な政策金融機関となった。これが、BW州の地域政策支援銀行として今日まで役割を果たしているL-Bank（Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank –）である⁸。

創設当初のLBBWの出資構成は、州政府39.5%、当時は2つの組織に分かれていた州内の貯蓄銀行協会が計39.5%、シュトゥットガルト市政府が21%となっていた。3者は、保証主体（Gewährträger）として組織維持責任（Anstaltslast）と保証責任（Gewährträgerhaftung）も引き受けていた⁹。一方、L-Bankの出資・保証主体は、現在に至るまで一貫して州政府のみである。

LBBWはもともと、政府のメインバンク、あるいは貯蓄銀行の中央振替機関（Girozentralen）といった州立銀行としての公的な役割については、BW州内でのみ行っていた。他方で、営利性を追求する商業・投資銀行業務では、前身である南西ドイツ州立銀行の頃より、他の州立銀行と連携し、州境を超えた事業拡張を図っていた。1990年代には、ラインラント・プファルツ州立銀行（LRP）へ12.5%、ザクセン州立銀行（SachsenLB）へ25.1%（1997年まで）、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州立銀行（LB Kiel）へ10%（2002年まで）、出資していた。特にラインラント・プファルツ州立銀行に対しては、2000年代に入っても出資を継続し、先取りして言えば2005年には100%子会社としてグループに組み入れた。その際、LBBWはラインラント・プファルツ州貯蓄銀行協会（Sparkassen- und Giroverband Rheinland-Pfalz）からの出資も一時受けた。また、ザクセン州立銀行に関しては、LBBWとの出資関係が1990年代末より数年間途絶えたものの、2000年代後半に復活した。これについては、本節で後述する。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000年代前半、ドイツの州政策金融機関について、それまで州政府などが提供していた措置が過度な優遇策であるとされ、2005年までに民間金融機関と対等な競争条件下に置くよう制度改革を行うことが、欧州委員会とドイツの間で合意された¹⁰（Verständigung 1・2）。具体的には、州政府などが出資・保証主体として引き受けていた保証責任を廃止すること、そして組織維持責任を見直し、州政府などとの関係を、民間金融機関で一般的な所有・出資関係と同様にすることが義務づけられた。これを受けて、BW州政府は、州立銀行に対する公的保証を廃止・変更する

⁸ Gesetz über die Landesbank Baden-Württemberg – Förderbank – vom 11. November 1998 (GBl. S. 581)

⁹ 組織維持責任とは、州立銀行がその役割を果たすことができるように経済的基盤を保証するという一般的な原則を規定したものである。仮に州立銀行の財務状態が極度に悪化するなどした場合にはいつでも、金額の上限なしに、資金的に支援する責任を負っている。一方の保証責任は、州立銀行の債務を保証するものである。

¹⁰ 2001年の基本合意（Verständigung 1）については、欧州委員会2001年7月17日付プレスリリース（IP/01/1007）・同年5月8日付勧告文書（Commission Recommendation）、2002年の修正合意（Verständigung 2）については、欧州委員会2002年2月28日付プレスリリース（IP/02/343）・同付属文書参照。

とともに、既存の地域政策支援銀行の事業内容を、公共性の高い政策的役割に特化させる、ないし特化していることをより明確にする法改正を行った。

具体的にみていくと、まずLBBWについては、2002年の法改正によって、州政府をはじめとする出資主体が提供していた公的保証が移行期間を経て廃止・変更されることとなった¹¹。これにより、州政府などの立場は、保証主体から所有主体（Träger）に変わった。

一方、L-Bankについては、引き続き州政府が組織維持責任・保証責任を引き受け、事業運営を支える措置が継続された。これは、2002年の修正合意（Verständigung 2）に含まれた「特別金融機関（Special Credit Institution）」に関する例外規定を利用したものである。この規定では、政策金融機関が、民間金融機関と競合するような収益性を追求した金融サービスを展開せず、経済・社会政策や政府による公共サービスの提供を金融面で支える政策的役割に特化する「特別金融機関」である場合、公的保証を受けることが引き続き可能とされている。ただし、「特別金融機関」として認められるには、修正合意の中で限定列举された「政策的役割」のみを行っていることを明確にするとともに、他の組織から独立した制度設計とすることなどが必要とされた。

L-Bankは、すでに1999年の創設時点で、LBBWなどからは独立した組織（eine rechtsfähige Anstalt）であった。その上で、2004年に法改正が行われ、旧根拠法第3条にあった「機関としての目的（Aufgaben）」に関して、第1項（改正により第2項へ）で個別列举されていた政策金融の各種事業が整理し直された¹²。また、欧州レベルでの政策金事業にも関わること、そしてさらには地方政府などへの融資を行うことが、機関としての目的の中に新たに盛り込まれた。

(3) 2000年代後半のグローバル金融危機の影響

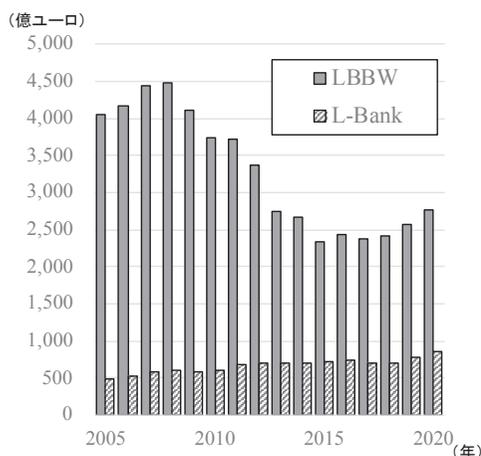
2000年代後半にグローバル金融危機が発生すると、LBBWは当初、経営環境が早々に厳しくなった州立銀行を救済する側にまわった。すなわち、2007年夏、米国でサブプライム・ローン問題が顕在化した際に短期資金の調達が困難化したザクセン州立銀行に対して、LBBWは87.5億ユーロの流動性資金を供給した。翌年には、同行を100%傘下に収め、「ザクセン銀行（Sachsen Bank）」と行名を変更した。これとあわせて、すでに傘下にあったラインラント・プファルツ州立銀行についても、LBBW本体と合併・統合し、「ラインラント・プファルツ銀行（Rheinland-Pfalz Bank）」のブランド名で一体的に運営するようになった。

しかし、2008年9月のリーマン・ショックによって金融危機が一気に深刻化すると、LBBWは翌2009年に21億ユーロの損失を計上するなど、財務状態の悪化を免れなかった。そこで州政府は同年、LBBWに50億ユーロの公的資金を注入し、あわせてLBBWが保有する証券化商品ポートフォリオに対して127億ユーロのセカンド・ロス保証（LBBW自身による一定の負担を超えた損失部分に対する保証）を提供した。LBBWは、こうした支援を受ける代わりに、BW州、

¹¹ Gesetz zur Änderung des Landesbankgesetzes vom 22. Oktober 2002 (GBl. S. 385)

¹² Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank – vom 11. März 2004 (GBl. S. 98)

図表 1-3 BW 州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(出所) Bank-Verlag, *die bank*、および各政策金融機関の年次報告書より、作成

び上記 2 州にザクセン州を加えた 3 州で、貯蓄銀行間の決済業務のための中央振替機関としての役割を果たしている。本社 (Hauptsitz) は、BW 州とラインラント・プファルツ州に置いている。

総資産規模は、公的支援を受けた際に策定された事業再編計画に沿う形で、2015 年には 2,500 億ユーロを下回る水準となり、2008 年からほぼ半減となった (図表 1-3)。ただし、その後は直近まで、緩やかに規模を回復させており、2020 年末時点の総資産規模は 2,764.4 億ユーロで、国内金融機関としては 6 位、州立銀行としては最大手である^{*13}。

LBBW は公法上の金融機関であり、独自の根拠法に基づいて制度設計がなされている^{*14}。出資構成は、州政府 (間接保有分含む) 40.534%・州貯蓄銀行協会 (Sparkassenverband Baden-Württemberg, SVBW) 40.534%・シュトゥットガルト市政府 18.982%となっている^{*15}。州政府はこれに加えて、監査役会 (Aufsichtsrat) の副会長を州財務大臣が務めるなど、人的な関係も有している。

一方、地域政策支援銀行である L-Bank は、やはり公法上の金融機関だが、州政府との経済的関係はより深い^{*16}。州政府は L-Bank の 100%出資主体になると同時に、唯一の保証主体として組織維持責任と保証責任を引き受けている。また、役員会 (Verwaltungsrat) には、州の財務大臣が会長として、経済・労働・住宅担当大臣が副会長として、さらには州議会議員も参加している。

ラインラント・プファルツ州、ザクセン州での事業に集中する事業再編計画を作成した。その中で、非戦略的事业からの撤退や保有資産の売却を通じて、総資産を金融危機以前の水準から約 4 割縮小する方針が決定された。なお、この時期にバイエルン州立銀行 (BayernLB) の統合協議が浮上したが、程なく立ち消えとなった。

(4) 金融危機後の動向と現況

こうした経緯を経て、BW 州の政策金融機関は現在、次のような形で運営されている。

州立銀行である LBBW は、ユニバーサル・バンクとして事業を行う一方、BW 州政府やシュトゥットガルト市政府、ラインラント・プファルツ州政府のメインバンクとしての役割、およ

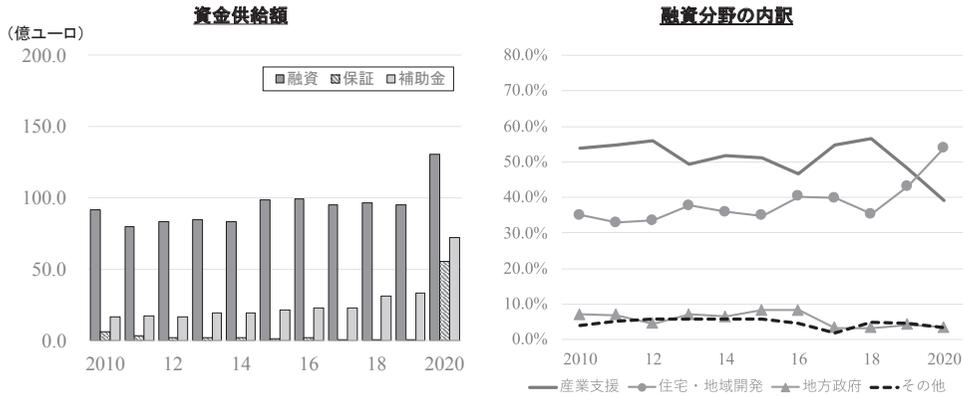
*13 Bank-Verlag, *die bank* 2021 年第 7 号参照。以下、国内金融機関の中での順位の参照資料は、各章同じ。

*14 Gesetz über die Landesbank Baden-Württemberg vom 11. November 1998, zuletzt geändert durch Gesetz vom 19. Dezember 2013 (GBl. S. 491)

*15 2020 年末時点。2015 年 12 月末より、比率に変更はない。LBBW ウェブサイト・年次報告書参照。

*16 Gesetz über die Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank – vom 11. November 1998, zuletzt geändert durch Gesetz vom 19. Dezember 2017 (GBl. S. 645)

図表 1-4 BW 州における政策金融を通じた資金供給額の推移



- (注) 1. 地域政策支援銀行単独での実施分に加えて、連邦レベルの政策金融機関である復興金融公庫・農林金融公庫による州内への直接・間接的な資金供給額も含む。
 2. 本図表での融資対象の分類は VÖB によるものであり、地域政策支援銀行自身、あるいは本文中の分類とは一致しない。

(出所) Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands (VÖB), „Fördergeschäft in Deutschland 2011-2020“ より、作成

L-Bank の事業内容を見ると、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、第0章で挙げた政策金融の主要6分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。実際には、中小企業やスタート・アップ企業などを対象とした産業支援、および住宅建設や地域開発の支援を目的とした融資業務を、政策金融事業の中核としている¹⁷ (図表1-4)。また、これに加えてL-Bankは、連邦政府や復興金融公庫などが担っている政策プログラムの実務担当機関として、補助金給付などにも携わっている。

こうした役割を担うL-Bankの事業規模は、2000年代前半の制度改革以降、安定的に推移している。総資産は、2005年の498.8億ユーロから2020年の867.5億ユーロへと、緩やかな増加基調をたどっている(前掲図表1-3)。LBBWと比べると、確かにL-Bankの事業規模はその約3割にすぎないが、地域政策支援銀行としては決して小さくない。実際、総資産ランキングでは、L-Bankは地域政策支援銀行の中で2位につけ、ノルトライン・ヴェストファーレン州のNRW.Bankに続く大手である。また、国内金融機関全体の中でも15位に位置し、中堅ないし準大手といえる。

*17 図表1-4注1にあるように、ここで取り上げるデータには、連邦レベルの政策金融機関によるものも含まれている。L-Bankをはじめ多くの地域政策支援銀行は、支援事業における単独での資金供給額・残高を開示しているが、その開示方針、特に事業分野の分類にはばらつきがみられる。本稿では、州間比較の観点から、また各州での政策金融事業が地域政策支援銀行を中心に実施されていることを踏まえて、地域政策支援銀行による個別開示データではなく、図表1-4に掲載したものをを用いることとしている。以下、各章同じ。

2. バイエルン州 (Bayern, BY)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

バイエルン州はドイツ南部、チェコやオーストリアと接する場所にある。州都はミュンヘン (München) である。面積は16州で最大の70,542km²、人口も2位となる1,299万人を有する。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は618.8億ユーロ、地方政府では428.3億ユーロと、16州のうち2位の規模を誇る。また、州政府間での水平的な財政調整制度ではここ10年にわたって最大の拠出主体となっており、強固な財政基盤を有している。さらに、財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、4つの財政指標は2019年まで全て基準内に収まり、健全な財政状態を維持してきた (図表2-1)。ただし2020年には、利払い費以外の3指標で値が急速に悪化し、このうちフローの財政指標は2つとも基準値を超えてしまった。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は178.3億ユーロ、地方政府債のそれは136.6億ユーロである (図表2-2)。特に州政府は、2010年代に残高を急速に減らし、他の州と比べても下位となった。また、債券発行の比率も2010年代末には2割を切り、国内銀行からの借入れを中心としている点も、特徴的である。ただし、2020年には経済環境の激変に伴う資金調達需要を主に債券発行で賄ったため、州政府債の残高、および債券の比率は反転、急上昇している。一方、地方政府債については、財政規模に比しての起債の活用規模、および近年の動向は、全国的な傾向と概ね一致している。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*18}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

今日、バイエルン州立銀行 (Bayerische Landesbank, BayernLB) は、内部に地域政策支援銀行のバイエルン不動産信用機構 (Bayerische Landesbodenkreditanstalt, BayernLabo) (以下、「バイエルン・ラボ」) を抱えている (後掲図表2-5)。しかし、過去を遡ると、実は後者の方が歴史

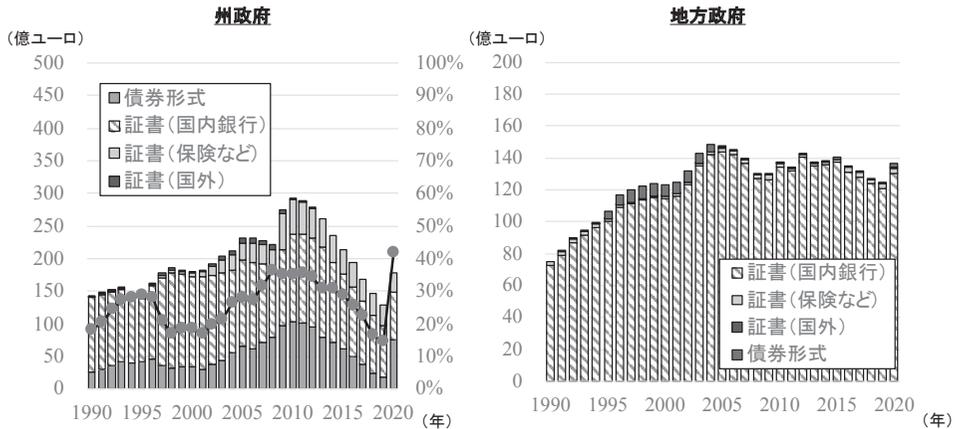
図表2-1 バイエルン州における地方財政4指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	291	-35	-64	85	99	113	93	93	155	211	339	18	-1,644	-101	-96	-86
ネット借入額 (対歳出比)	-1.3%	-1.2%	-0.9%	0.3%	-2.3%	-1.7%	-1.2%	-1.4%	0.0%	-1.0%	0.0%	-0.5%	39.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
利払い費 (対税収比)	3.1%	3.1%	3.6%	3.4%	3.1%	2.7%	2.4%	2.2%	1.8%	1.7%	1.3%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%
住民1人あたり 債務残高	2,601	2,606	2,601	2,593	2,530	2,436	2,376	2,317	2,256	2,194	2,069	2,056	5,106	5,102	5,098	5,095

(注) (出所) 図表1-1に同じ

*18 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。バイエルン州立銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.bayernlb.de/internet/de/blb/resp/index.jsp>)、バイエルン・ラボの年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://bayernlabo.de>)、LfAの根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://lfa.de/website/de/>)、欧州委員会資料 (OJ L 307, 7.11.2006 p.81・OJ L 109, 28.4.2015 p.01)

図表 2-2 バイエルン州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

は古い。バイエルン・ラボの前身(Bayerische Landeskulturrentenanstalt)は1884年に創設され、1949年に今の名称となると、1972年にバイエルン地方銀行(Bayerische Gemeindebank (Girozentrale) Öffentliche Bankanstalt)と合併し、現在のバイエルン州立銀行となった¹⁹。その際、住宅金融・都市開発分野の政策金融事業を担うバイエルン・ラボは、バイエルン州立銀行に法律上従属する一組織となり、直近まで基本的な制度設計を変えずにいる。

州政府と州貯蓄銀行協会(Sparkassenverband Bayern)がバイエルン州立銀行の出資主体であるという構図は、今日まで一貫している。ただし、出資比率は時々で変化しており、1972年の創業当時は、それぞれ50%ずつを出資していた。また、2者はともに保証主体となって、バイエルン州立銀行に対して公的保証を提供していた。

バイエルン州にはまた、もう一つの地域政策支援銀行として、バイエルン州建設金融機構(Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung, LfA Förderbank Bayern)が設置されている。こちらは、バイエルン州立銀行などからは独立した制度設計とされている。LfAは、第二次世界大戦後の復興期に、事業の立て直しや新規創業を目指す地域の企業を支援するべく、州政府による保証を提供したり補助金を給付するといった役割を果たす金融機関として、1951年に創設された。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000年代初めの政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意を受けて、バイエルン州でも州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されるとともに、既存の地域政策支援銀行の事業内容を、公共性の高い政策的役割に特化させる、ないし特化していることをより明確にする法改正が行われた。

¹⁹ Gesetz über die Errichtung der Bayerischen Landesbank Girozentrale vom 27. Juni 1972 (GVBl. S. 210)

バイエルン州立銀行については、2002年の法改正によって、州政府が提供していた公的保証が移行期間を経て廃止・変更された²⁰。これにより、州政府とバイエルン州立銀行の出資主体としての立場は、保証主体から所有主体へと変わった。

バイエルン・ラボについては、2005年の法改正を通じて必要な制度的措置が講じられた²¹。これにより、バイエルン州立銀行の根拠法の中に、第5章としてバイエルン・ラボに関する規定が新たに盛り込まれた。そこでは、バイエルン・ラボの機関としての目的が個別具体的に明記され、住宅供給や地域開発、インフラ整備に関わる州政府の一連の政策、あるいは欧州レベルで実施される公共政策を金融面で支えることとともに、地方政府などへの融資を行うことが列挙された。

また、バイエルン州立銀行の内部で、組織的・経済的には独立しつつ、法的には従属した公法上の金融機関であるという、バイエルン・ラボの制度的な位置付けも、この時に明確にされた。このような制度設計に関して、確かにEU・ドイツ間の修正合意では、公的保証を受ける政策金融機関は、他の組織から法的に独立した組織でなくてはならない、とされていた。しかし、同年6月の補足文書で、上記のような組織形態であっても、公的保証を受けることを認める方針が示された。こうした改革により、バイエルン・ラボは、修正合意にある「特別金融機関」に該当する政策金融機関としての性格が明確にされた。

LfAについては、2001年に根拠法が全面的に改定されたが²²、その後に実現したEU・ドイツ間の合意に対応するべく、機関としての目的を具体的に列挙し整理することだけを企図した法改正が、2003年に追加で行われた²³。これにより、産業分野や地域経済分野を中心としてLfAが従来から担っていた政策金融の事業分野が個々に列記されるとともに、地方政府などへの融資についても同行の役割の一つであることが明確にされた。なお、バイエルン州政府がLfAの唯一の保証主体である点は、一切変更されなかった。

(3) 2000年代後半のグローバル金融危機の影響

2000年代後半にグローバル金融危機が発生すると、その影響をドイツの金融機関として最も大きく受けたのがバイエルン州立銀行であった。2008年に計上した金融危機関連の損失額は105億ユーロと、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行(LBBW)をはじめとする他の州立銀行はもとより、国内最大手のドイツ銀行(Deutsche Bank)、あるいは経営破綻に追い込まれたIKBドイツ産業銀行(IKB Deutsche Industrie Bank)をも上回る規模に達した(図表2-3)。

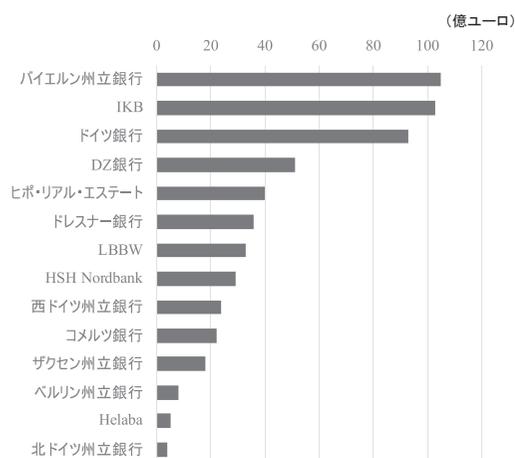
*20 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Errichtung der Bayerischen Landesbank Girozentrale vom 25. Juli 2002 (GVBl. S. 332)・Gesetz über die Bayerische Landesbank in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Februar 2003 (GVBl. S. 54)

*21 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Bayerische Landesbank vom 9. Juni 2005 (GVBl. S. 180)

*22 Gesetz über die Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung in der Fassung der Bekanntmachung vom 20. Juni 2001 (GVBl. S. 332)

*23 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung vom 25. Mai 2003 (GVBl. S. 334)

図表 2-3 ドイツの大手金融機関における
グローバル金融危機の関連損失



(注) 2008年末時点におけるプレスリリースでの公表情報の集計結果。

(出所) Bleuel, H. (2009) より、翻訳して転載

この事態に対処するべく、2008年末に、州政府はバイエルン州立銀行に対して、30億ユーロは非公開での出資であるサイレント・パートナー (stille Einlage) の形で、70億ユーロは優先株式の形で、計100億ユーロの公的資金を注入した。それと同時に、バイエルン州立銀行が保有する証券化商品ポートフォリオに対して、48億ユーロのセカンド・ロス保証を提供した。これに伴って、1972年の創設以来、2002年の持株会社化を経ても変わらなかったバイエルン州立銀行の実質的な出資比率の内訳は変更され、公的資金を注入した州政府の出資比率が50%から94%へと上昇、他方でバイエルン州貯蓄銀行協会の出資比率は50%から6%へと低下した。

バイエルン州立銀行はまた、連邦政府からも支援を受けた。連邦政府は、リーマン・ショック直後の2008年10月に、金融市場安定化基金 (Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung, SoFFin) を緊急措置として設立すると、翌11月には早くも、バイエルン州立銀行に対して150億ユーロの債務保証枠を設定した。ただし、実際には、翌2009年1月に50億ユーロ分が使われただけで、同年10月には保証枠がその50億ユーロに引き下げられ、2012年1月には保証枠の設定そのものが終了となった。なお、バイエルン州立銀行は、オーストリアにある子会社 (Hypo Group Alpe Adria, HGAA) でも多額の損失を計上したため、オーストリア政府からもHGAAに対して公的資金の注入や政府保証の提供を受けた。HGAAは、最終的に2009年12月、オーストリア政府によって国有化され、その責任を取る形でバイエルン州立銀行のCEOは辞任に追い込まれた。

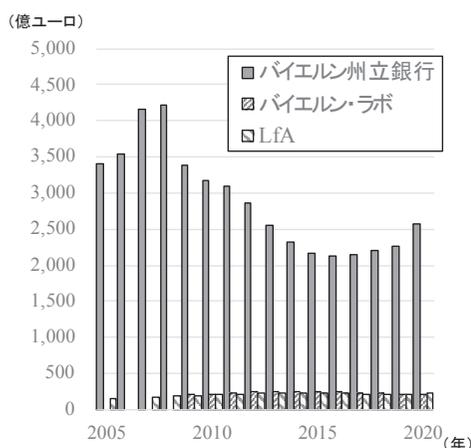
こうした支援を受ける条件として、バイエルン州立銀行は、州政府から受けた経済的支援を2019年までに完済することを目標に、国外でのリスクの高い事業からの撤退や、事業規模の縮減などを進めた。その結果は総資産規模の推移に明確に現れており、2008年の4,216.6億ユーロから、2015年には2,321.2億ユーロへとほぼ半減となった (図表2-4)。また、2013年には財務の立て直しの一環で、州貯蓄銀行協会による資本増強が行われた。その結果、同協会の出資比率は6%から25%に上昇し、バイエルン州立銀行の出資比率の内訳は直近のものとなった。

(4) 金融危機後の動向と現況

こうした経緯を経て、バイエルン州の政策金融機関は現在、次のように運営されている。

バイエルン州立銀行は、ユニバーサル・バンクとして事業を展開する一方、州政府のメインバンクとしての役割、および州内の貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たしている。一つの

図表 2-4 バイエルン州における
州政策金融機関の事業規模の推移



- (注) 1. バイエルン・ラボの2008年以前、およびLfAの2006年のデータは、N.A。
2. バイエルン州立銀行のデータは、グループ全体としての規模であり、バイエルン・ラボも含まれている。

(出所) 図表 1-3 に同じ

州だけでこうした事業を行う州立銀行は、かつては一般的であったが、今日では珍しい。本社も、バイエルン州(ミュンヘン)のみに置かれている。総資産規模は、ここ数年で小幅に回復し、直近ではバイエルン・ラボを含む連結ベースで2,562.7億ユーロとなっている(図表2-4)。国内7位、州立銀行としてはLBBWに次いで2位につけ、大手金融機関の一角を占めている。

バイエルン州立銀行は公法上の金融機関で、独自の根拠法に基づく制度設計がなされている²⁴。先述の通り、出資主体は一貫して州政府と州貯蓄銀行協会の2者で、各々の出資比率は75%・25%となっている²⁵。また、州財務省や経済・開発・エネルギー担当省の幹部が、監査役会の委員を務めている。

一方、地域政策支援銀行としては、バイエルン・ラボとLfAが併置されている。前者は、バイエ

ルン州立銀行の一組織として法的に従属しており、同じ法律に公法上の金融機関としての根拠を置いている。ただし、組織的・経済的には独立しており、州政府と州貯蓄銀行協会は、バイエルン・ラボについてのみ、組織維持責任と保証責任を引き受けている(図表2-5)。また、州立銀行の監査役から委員を厳選してバイエルン・ラボ委員会(BayernLabo-Ausschuss)という役員会が設置されており、州政府からの監査役は3名とも、同委員会の役員を兼任している。

他方、独自の根拠法をもつ公法上の金融機関であるLfAの場合には、州政府のみが唯一の出資主体であり、また保証主体となっている²⁶。さらに、役員会では、州の経済・開発・エネルギー担当大臣が会長を務め、家族・労働・社会担当大臣や財務省の幹部が委員として加わっている。

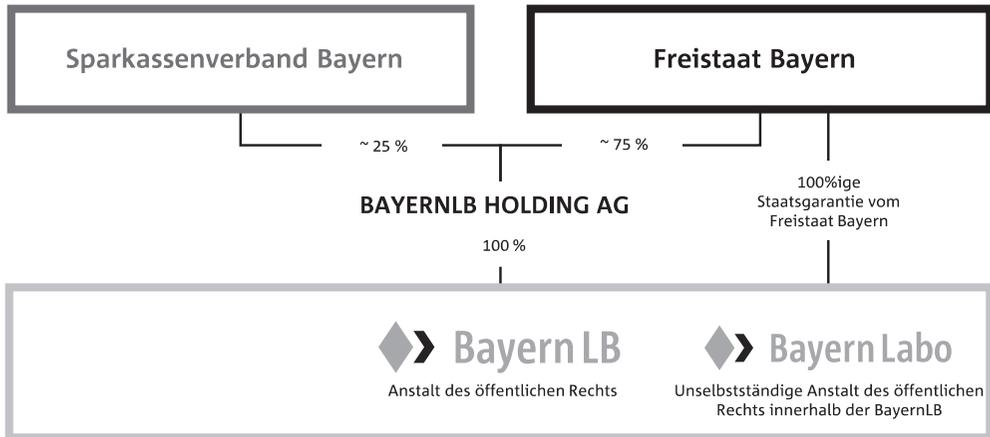
バイエルン・ラボとLfAの事業分野は棲み分けられており、前者は住宅・地域経済分野を主として担当する一方、後者は産業分野や環境エネルギー分野、社会政策分野などで政策金融事業を行っている。実際の資金供給額の推移をみると、融資の形で資金供給がほとんどを占めている(図表2-6)。その対象は、産業支援の比重が一貫して大きいですが、それに次ぐ住宅建設・地域開発向け融資業務では比率の上昇基調がみられる。なお、地方政府などへの融資については、双方とも機関としての目的の一つとしているが、地方政府側の借入需要が強くなってきていることもあり、地域政策支援銀行の融資対象としての比重は低下傾向にある。

²⁴ Gesetz über die Bayerische Landesbank in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Februar 2003 (GVBl. S. 54), zuletzt geändert durch die Verordnung vom 26. März 2019 (GVBl. S. 98)

²⁵ 2020年末時点。2013年より、比率に変更はない。バイエルン州立銀行ウェブサイト・年次報告書参照。

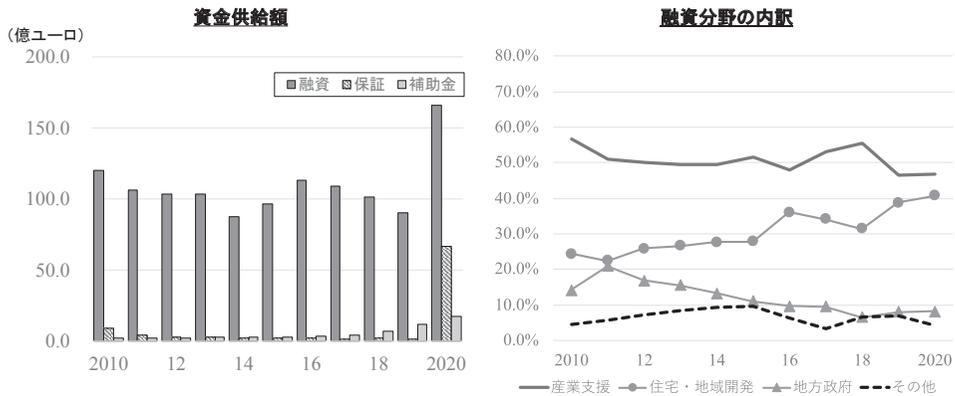
²⁶ GVBl. 2001 S. 332, zuletzt geändert durch GVBl. 2019 S. 98

図表 2-5 バイエルン州立銀行の組織図（2020年時点）



（出所）バイエルン・ラボ年次報告書より、転載

図表 2-6 バイエルン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



（注）（出所）図表 1-4 に同じ

事業規模をみると、バイエルン・ラボの総資産は211.3億ユーロ、LfAは231.4億ユーロと、ほぼ同じ程度となっている（前掲図表 2-4）。特にLfAについては、単体で総資産ランキングに掲載されているが、それによると国内金融機関としては41位、州立銀行から離れて独立運営されている地域政策支援銀行としてはノルトライン・ヴェストファーレン州のNRW.BANK、バーデン・ヴュルテンベルク州のL-Bankに次いで3位となっている。事業規模は概ね安定しており、2000年代後半のグローバル金融危機の影響なども、特に目立ったものは確認されない。

3. ベルリン州 (Berlin, BE)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ドイツ東部に位置するベルリン州は、周りをブランデンブルク州の領域に囲まれている。第二次世界大戦後、約半世紀にわたって東西に分断されていたが、ベルリンの壁崩壊によって、国家の再統一とともに現在の体制となった。面積は 891km²と狭いながらも、人口は市として最大の 361 万人を擁し、州としても 8 位の規模となっている。

ベルリン州は、国内に 3 つある都市州 (Stadtstaat) の一つである。その財政運営をみると、歳出総額は 292.9 億ユーロと、都市州としては最大である。ただし、財政状態はかねてより相当に厳しい。2003 年に財政支援を求める訴えを連邦憲法裁判所に起こしたことは周知の通りだが、その後の財政再建には長い時間を要している。財政安定化評議会による評価では、ストック・ベースの 2 指標で、長く基準を超えていた (図表 3-1)。また、州政府間の財政調整制度では、過去 10 年超にわたって最大の受給団体となっている。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は 597.2 億ユーロである (図表 3-2)。都市州という性格もあり、また財政状況の深刻さも反映して、他州と比べて残高は相当に大きい。ただし、中長期的な推移、特に残高が 2010 年代において減少傾向にあったことや、かねてより債券形式へのシフトが進み、直近で 7 割の水準に達していることは、州政府債市場における全国的な傾向と共通している。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*27}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ベルリン州では、1990 年にベルリン州立銀行 (Landesbank Berlin – Girozentrale –, LBB) が創設され、西ベルリン貯蓄銀行 (Sparkasse der Stadt Berlin)・東ベルリン貯蓄銀行 (Sparkasse der Stadt Berlin) が組み入れられた。これにより、ベルリン州立銀行は州立銀行としての役割とともに、行内のベルリン貯蓄銀行 (Berliner Sparkasse) を通じて貯蓄銀行としての業務も営

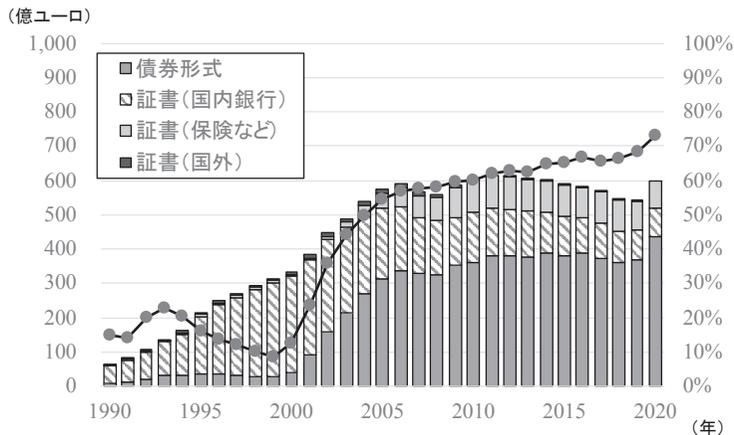
図表 3-1 ベルリン州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	69	-361	-423	-145	174	165	214	143	107	212	281	304	-122	-865	-42	64
ネット借入額 (対歳出比)	-2.3%	13.2%	8.1%	3.3%	-0.4%	-2.6%	-1.1%	-5.7%	-1.8%	-6.9%	-3.9%	-2.4%	17.6%	2.0%	1.3%	-0.2%
利払い費 (対税収比)	15.6%	16.2%	15.4%	14.6%	12.9%	11.5%	9.9%	8.6%	6.9%	6.1%	5.4%	4.8%	4.8%	5.0%	4.5%	4.2%
住民1人あたり 債務残高	16,340	17,140	17,531	17,695	18,237	17,804	17,371	16,812	16,494	15,783	15,037	14,812	16,455	16,620	16,754	16,756

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*27 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。ベルリン州立銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.lbb.de/landesbank/de/index.html>)、ベルリン投資銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.ibt.de/de/startseite/startseite.html>)、欧州委員会資料 (OJ L 116, 4.5.2005 p.01・OJ L 307, 7.11.2006 p.01)。

図表 3-2 ベルリン州における地方債発行残高の推移



(注) 1990年は西ベルリンのみ。その他は、図表 1-2 に同じ。
 (出所) 図表 1-2 に同じ

むこととなった。1992年にはさらに、1924年創業のベルリン政策投資銀行（Investitionsbank Berlin, IBB）が加わり、組織的・経済的な独立性を維持しつつ、州立銀行の組織内で運営されることとなった²⁸。州政府はこの当時、ベルリン州立銀行に対して100%出資と公的保証の提供を行っていた。

1994年になると、州内の政策金融機関は、ベルリン銀行協会（Bankgesellschaft Berlin, BGB）を持株会社とするグループに集約された。その際、ニーダーザクセン州を地盤とし、1990年代に入って他州に事業を広げつつあった北ドイツ州立銀行（NORD/LB）がベルリン州にも進出し、ベルリン銀行協会の株式を取得した。その結果、ベルリン銀行協会への出資主体は、州政府56.8%、NORD/LB 15.0%、その他保険会社など28.2%、という構成になった。ベルリン州立銀行もこのグループに所属し、ベルリン銀行協会から75%、州政府から25%の出資を受ける形となった。

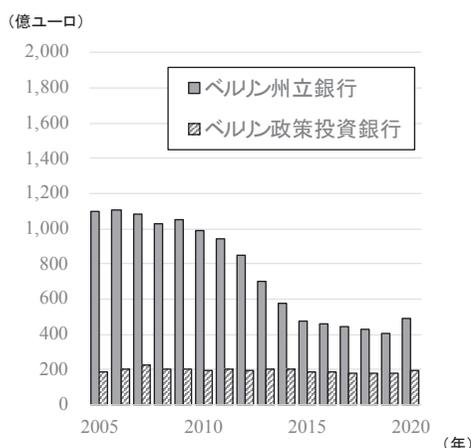
(2) 2000年代前半の組織再編

しかし、ベルリン銀行協会をトップとする体制は、早くも2000年代初頭に抜本的な組織再編を余儀なくされた。しかもこれは、政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意を受けたものではなく、ベルリン銀行協会グループ自身の経営難に起因するものであった。

グループの不動産関連部門（Immobilien- und Baumanagement der Bankgesellschaft Berlin, IBG）は1990年代、運用リターンを保証して調達した資金を原資に、不動産の購入・建設を次々と進めた。しかし、1990年代末頃に旧東ドイツ地域の地価が下落し、不良資産を抱え込んだ。

²⁸ Gesetz über die Errichtung der Investitionsbank Berlin vom 25. November 1992 (GVBl. S. 345)・Das Gesetz über die Landesbank Berlin – Girozentrale – in der Fassung vom 3. Dezember 1993 (GVBl. S. 626)

図表 3-3 ベルリン州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(注) ベルリン州立銀行は、単体ベース。
(出所) 図表 1-3 に同じ

金融機関を民営化する方針が決定された。

これに基づいて 2006 年、まずはベルリン州立銀行が株式会社化（1 月）、さらにはベルリン銀行協会の機能を継承して持株会社化された（6 月）²⁹。翌年には、州政府が保有するベルリン州立銀行の出資持分が売却された。他州の州立銀行や、国内外の民間金融機関も関心を示したが、最終的にはドイツ貯蓄銀行協会グループ（Sparkassen-Finanzgruppe）が 53.5 億ユーロで取得した。

ベルリン州立銀行などへの公的保証については、こうした一連の過程で対応された。ベルリン州立銀行が株式会社化された際、同行に対する公的保証は廃止・変更された。また、ベルリン政策投資銀行は、ベルリン州立銀行から切り離され、引き続き公共性の高い政策金融事業を担う機関として位置づけられた³⁰。州政府は唯一の出資・保証主体として、同行への支援を継続した。

(3) 2000 年代後半以降の動向と現況

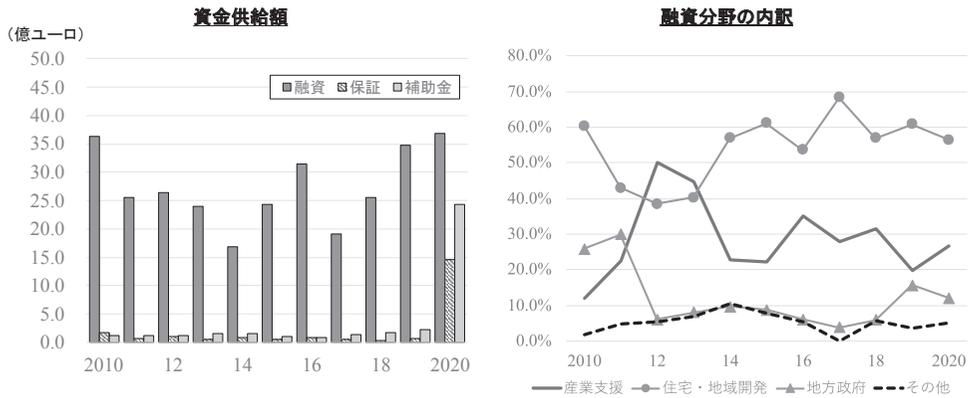
ベルリン州立銀行はその後、2000 年代後半のグローバル金融危機を経験したが、2008 年に計上した金融危機関連損失は 8 億ユーロと、他行と比べても、また同社の規模に照らしても、さほど大きな金額とはならなかった（前掲図表 2-3）。毎年の税引後利益も、2008 年のみ 5.7 億ユーロの赤字となったが、2000 年代後半は基本的に二桁億ユーロの黒字を維持した。影響が比較的抑えられたこともあり、ベルリン州立銀行はこの時期、公的支援を特に受けなかった。

このこともあって、ベルリン州立銀行の制度設計は、2000 年代後半より今日まで、大きくは変更されていない。2006 年の株式会社化、翌年の出資持分売却を経て、州政府は現在、ベルリン州立銀

²⁹ Gesetz über die Berliner Sparkasse und die Umwandlung der Landesbank Berlin – Girozentrale – in eine Aktiengesellschaft vom 28. Juni 2005 (GVBl. S. 346)

³⁰ Gesetz zur rechtlichen Verselbständigung der Investitionsbank Berlin vom 25. Mai 2004 (GVBl. S. 226)

図表 3-4 ベルリン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

行に対して出資関係をもっていない。2010年代に少数株主持分が整理され、現在はドイツ貯蓄銀行協会グループが直接・間接的に100%出資する形となっている^{*31}。また、監査役には様々な州の貯蓄銀行協会の会長などが就任している一方で、ベルリン州政府からは選ばれていない。

それゆえ、今日のベルリン州立銀行は、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）の分類では自由貯蓄銀行（Freie Sparkassen）とされ、正確にはもはや州立銀行ではない。とはいえ、ベルリン州立銀行は、ユニバーサル・バンクとして金融サービスを提供しつつ、貯蓄銀行の中央振替機関といった公的な役割を引き続き期待されており、州立銀行に準じる金融機関といってよい。

実際の事業運営をみると、ベルリン州立銀行は2010年代において、2013年を除いて黒字基調を維持したものの、次第に事業規模の縮減を進めた。約1,000億ユーロあった総資産は、直近では491.4億ユーロへと半減し、国内金融機関としては25位に位置している（図表3-3）。

一方、地域政策支援銀行であるベルリン政策投資銀行は、公法上の金融機関として運営されており、州政府による100%出資、および公的保証を受けている^{*32}。役員会には、州の経済・エネルギー担当省や都市開発・住宅担当省の幹部などが委員として参加している。

その事業内容をみると、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要6分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。2010年代における各分野への資金供給額の推移をみると、住宅・地域開発分野への融資が中心となっており、産業支援を目的とした融資を上回る規模で行われている点特徴的である（図表3-4）。

ベルリン政策投資銀行の総資産は、200億ユーロ近くの水準をここ十数年維持しており、ベルリン州立銀行との差も約2.5倍に縮まっている（前掲図表3-3）。直近の総資産は194.4億ユーロで、国内金融機関としては48位、独立運営の地域政策支援銀行としては5位の規模である。

*31 2020年末時点。2012年より、比率に変更はない。ベルリン州立銀行ウェブサイト・年次報告書参照。

*32 GVBl. 2004 S. 226, zuletzt geändert durch Artikel 3 des Gesetzes zur Neuregelung gesetzlicher Vorschriften zur Mietenbegrenzung vom 11. Februar 2020 (GVBl. S. 50)

4. ブランデンブルク州 (Brandenburg, BB)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ポーランドと接するブランデンブルク州は、旧東ドイツ地域5州のうちの一つである。州都はポツダム (Potsdam) である。面積は 29,654km²、人口は 250 万人と、中堅規模である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 125.0 億ユーロ、地方政府では 81.1 億ユーロと、財政規模としては 10 位前後に位置している。州政府間での水平的な財政調整制度では、約 5 億ユーロの補助金を例年受け取っている。財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、4つの財政指標は 2018 年まで全て基準内に収まり、健全な財政状態を維持してきた (図表 4-1)。ただし、2019 年にフロー・ベースの指標である構造的財政収支と純借入額が基準を超え、2020 年にはそれぞれの値が一気に悪化した点は、懸念されるところである。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は 181.4 億ユーロ、地方政府債のそれは 11.6 億ユーロである (図表 4-2)。州政府債に関して、財政規模に比した水準は平均的であり、また近年の動向も全国的傾向と共通している。一方、地方政府債については、残高が都市州を除く 13 州の中で最も小さい点が、大きな特徴となっている。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況 ^{*33}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

1990 年にブランデンブルク州が旧西ドイツに編入されると、当時ノルトライン・ヴェストファーレン州で運営されていた西ドイツ州立銀行 (WestLB) が、ブランデンブルク州に進出した。1992 年からは、WestLB が貯蓄銀行間の中央振替業務を開始し、州立銀行としての機能を担うようになった。これ以降今日まで、ブランデンブルク州独自の州立銀行が設置されたことはない ^{*34}。

WestLB はまた、地域政策支援銀行の創設にも協力した。ブランデンブルク政策投資銀行

図表 4-1 ブランデンブルク州における地方財政 4 指標の推移

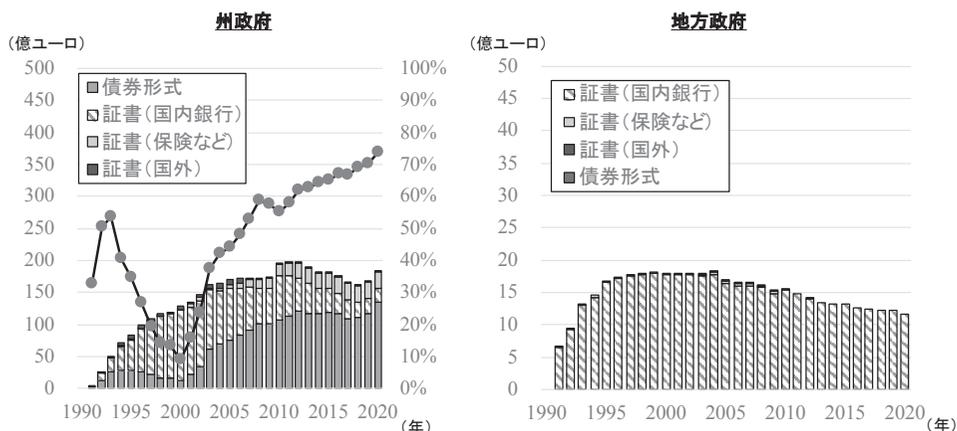
	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	59	-78	-120	85	44	269	228	226	268	220	182	-382	-1147	-693	-170	-146
ネット借入額 (対歳出比)	0.1%	2.0%	1.9%	-0.4%	-0.9%	-2.1%	-2.3%	-1.2%	-3.6%	-2.3%	-0.1%	5.9%	13.2%	13.6%	1.4%	0.9%
利払い費 (対税収比)	12.6%	11.7%	10.7%	9.5%	8.4%	6.6%	5.9%	4.7%	4.0%	3.4%	3.1%	2.8%	2.8%	2.9%	2.0%	1.9%
住民1人あたり 債務残高	6,773	6,929	7,081	7,173	7,330	7,032	6,820	6,774	6,446	6,027	5,867	6,085	6,880	7,638	7,712	7,757

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*33 本節の内容、特に歴史的変遷全般については、次の資料を参照。WestLB 年次報告書各年版、ブランデンブルク政策投資銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.ilb.de/de/>)、Investitionsbank des Landes Brandenburg (2017) „Chronik zum 25-jährigen Jubiläum der ILB“ (ブランデンブルク政策投資銀行のウェブサイト掲載資料)。

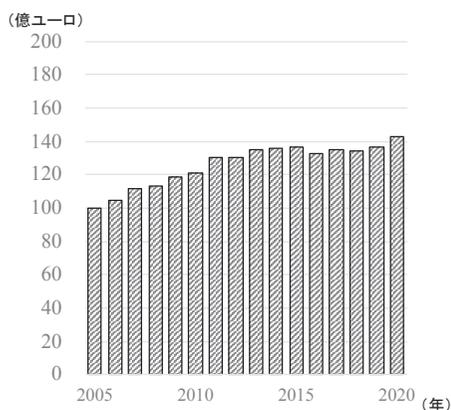
*34 第 10 章で詳述するとおり、WestLB は 2012 年に事業を清算し、ブランデンブルク州における業務を含む事業の一部は、ヘッセン・テューリンゲン州立銀行 (Helaba) に引き継がれて、現在に至っている。

図表 4-2 ブランデンブルク州における地方債発行残高の推移



(注) 東西ドイツの再統一以降、1991年よりデータを掲載している。その他は、図表1-2に同じ。
 (出所) 図表1-2に同じ

図表 4-3 ブランデンブルク政策投資銀行の事業規模の推移



(出所) ブランデンブルク政策投資銀行年次報告書より、作成

(Investitionsbank des Landes Brandenburg, ILB) は1992年に事業を開始したが、当初の出資主体は、WestLB 50%・州政府25%・ベルリン州立銀行25%という構成であった。1996年には機関としての目的が広げられ、今日のように州の政策金融機能を集約的に担うようになった^{*35}。

(2) 2000年代以降の動向と現況

2000年代初めの政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意を受けて、ブランデンブルク州では、既存の地域政策支援銀行の事業内容を、公共性の高い政策的役割に特化させる、ないし特化していることをより明確にする

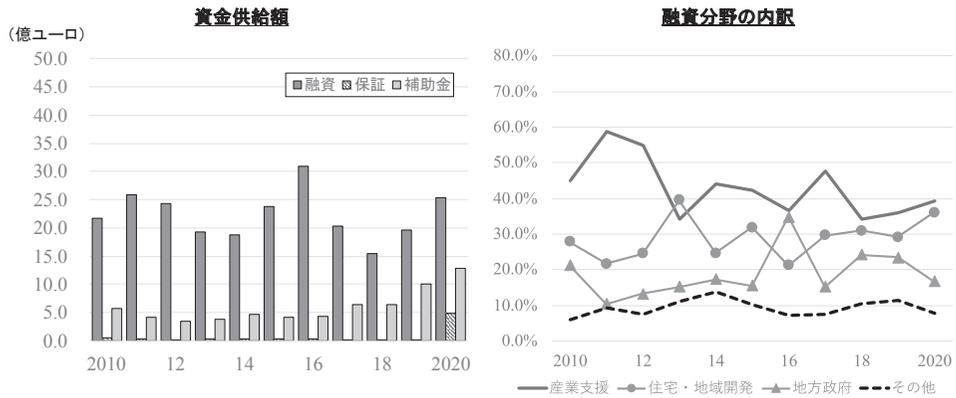
法改正が行われた^{*36}。これにより、ブランデンブルク政策投資銀行の機関としての目的が改めて整理され、個別列挙された。その内容は、現行のものとほぼ同じであり、地方政府などに対する融資業務についても、この時に明記された。

なお、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、WestLBが担っていた政策的役割が、2002年に新たに創設されたノルトライン・ヴェストファーレン州立銀行(NRW.BANK)に移管された。

*35 Gesetz über die Investitionsbank des Landes Brandenburg in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1996 (GVBl. I S. 258)

*36 Zweites Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Investitionsbank des Landes Brandenburg vom 20. April 2004 (GVBl. I S. 156)

図表 4-4 ブランデンブルク州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

その際、ブランデンブルク政策投資銀行に対する出資持分は、同行に移された。その後、ブランデンブルク政策投資銀行をめぐっては、2009年にベルリン州立銀行が出資を引き上げたが、他には大きな組織変更は行われていない。2000年代後半のグローバル金融危機の際にも、特に大きな影響は見受けられない。

現在、地域政策支援銀行であるブランデンブルク政策投資銀行は、公法上の金融機関として運営されている³⁷。州政府が50%出資し、唯一の保証主体となっているが、上記の経緯よりNRW.BANKからも50%の出資を受けている³⁸。役員会には、州政府からは財務・欧州担当大臣が会長として、その他にも経済・労働・エネルギー担当大臣や農業・環境・気候保護担当省の幹部などが参加しているほか、NRW.BANKからも複数名が取締役となって経営に関与している。

ブランデンブルク政策投資銀行の事業規模は、地域政策支援銀行としては平均的な水準にある。総資産は堅調な増加基調をたどっており、直近では143.1億ユーロとなっている(図表4-3)。国内金融機関としては59位だが、独立運営の地域政策支援銀行の中では6位に位置している。

事業分野に関しては、地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要6分野で幅広く公的役割を果たすことが、根拠法上の機関の目的とされている。2010年代における各分野への資金供給額の推移をみると、産業支援と住宅・地域開発に加えて、地方政府向けの融資事業にも比較的注力している点が、特徴的である(図表4-4)。

*37 Gesetz über die Investitionsbank des Landes Brandenburg in der Fassung vom 22. August 2017 (GVBl. I S. 17)

*38 2020年末時点。2009年より、比率に変更はない。ブランデンブルク政策投資銀行ウェブサイト参照。

5. ブレーメン州（Bremen, HB）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ドイツ北部にあるブレーメン州は、ブレーメンとブレーマーハーフェン（Bremerhaven）という、地理的に離れた場所にある2つの市から成る都市州である。2つの市は共にニーダーザクセン州の領域に囲まれた中に位置し、港町としてかねてから栄えてきた歴史を有する。都市州としての面積は419km²、人口は68万人と、いずれも16州の中で最小規模である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は63.3億ユーロと、都市州の中で最小である。また、残り13州の中で最小であるザールラント州の州・地方政府の合計ベースとほぼ同じ規模でもある。同じく都市州であるベルリン州と同様、ブレーメン州の財政状態も、以前から極めて深刻な状況にある。1990年代には、ザールラント州とともに「極度の財政緊急事態（extreme Haushaltsnotlage）」にあると認められ、財政支援を長く受けてきた。今日でも財政力の弱さは改善されていない。州政府間での水平的な財政調整制度では、財政規模の小ささにもかかわらず、16州のうち上位5位に入る額の補助金を受け続けている。また、財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、2020年まで一貫して、4指標全てが基準を超えている（図表5-1）。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は217.3億ユーロである（図表5-2）。財政規模に対する残高の大きさはザールラント州とともに3倍を超え、他州を圧倒している。また、2000年代に増加基調にあった残高は、2010年代に入っても高止まりを続けている。ただし、債券形式へのシフトなど起債方法の変遷については、他州とそう変わらない。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況^{*39}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ブレーメン州は、その地理的環境や歴史的経緯もあって、ニーダーザクセン州との関わりが強く、州立銀行の運営についてもその例外ではない。ブレーメン州にかつてあった旧ブレーメン州立銀行（Bremer Landesbank）に対しては、ブレーメン州政府とニーダーザクセン州政府が各々

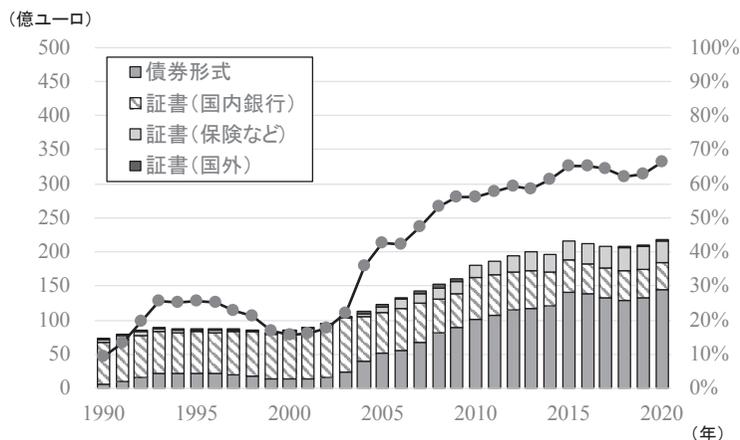
図表5-1 ブレーメン州における地方財政4指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-674	-1,286	-1,677	-1,203	-1,254	-921	-767	-835	-489	-288	-220	-133	-2,648	-24	-67	-1
ネット借入額 (対歳出比)	12.1%	23.8%	22.3%	17.7%	18.0%	13.7%	14.2%	11.3%	9.2%	11.1%	7.3%	4.4%	25.0%	-0.4%	0.7%	0.2%
利払い費 (対税収比)	20.0%	22.7%	24.4%	20.1%	20.0%	19.2%	16.3%	16.8%	14.3%	14.3%	13.4%	13.4%	13.5%	12.7%	11.6%	10.8%
住民1人あたり 債務残高	23,085	24,256	26,641	27,653	29,175	30,012	29,708	31,989	31,096	30,105	29,834	29,446	33,081	32,975	33,022	33,012

(注) (出所) 図表1-1に同じ

*39 本節の内容、特に歴史的変遷全般については、次の資料を参照。ブレーメン州立銀行に関する州政府間合意文書・定款・年次報告書各年版、ブレーメン建設銀行の年次報告書各年版・ウェブサイト（<https://www.bab-bremen.de/de/page/startseite>）、ブレーメン州政府出資報告書（Beteiligungsübersicht）。

図表 5-2 ブレーメン州における地方債発行残高の推移



(出所) 図表 1-2 に同じ

25%、ニーダーザクセン州の州立銀行である北ドイツ州立銀行（NORD/LB）が50%出資していた。また、同時期に設置されていたオルデンプルク州信用機構（Staatliche Kreditanstalt Oldenburg）も、ブレーメン州政府とニーダーザクセン州政府が50%の出資持分をそれぞれ保有していた。オルデンプルクは、第二次世界大戦後にニーダーザクセン州に統合された、かつての自由州である。

1983年に、ブレーメン州政府とニーダーザクセン州政府の合意によって、かねてより関係性が深かったこれら2つの政策金融機関は統合し、ブレーメン州立銀行（Bremer Landesbank Kreditanstalt Oldenburg - Girozentrale -, BLB）となった^{*40}。ブレーメン州立銀行に対して、ニーダーザクセン州政府自身は出資関係をもたなかったが、代わってNORD/LBが、75%の出資を行うと同時に、残り25%を出資するブレーメン州政府とともに公的保証を提供していた。1997年には、ブレーメン州政府がNORD/LBに出資持分の一部を売却し、NORD/LBの出資比率は92.5%にまで引き上げられた。

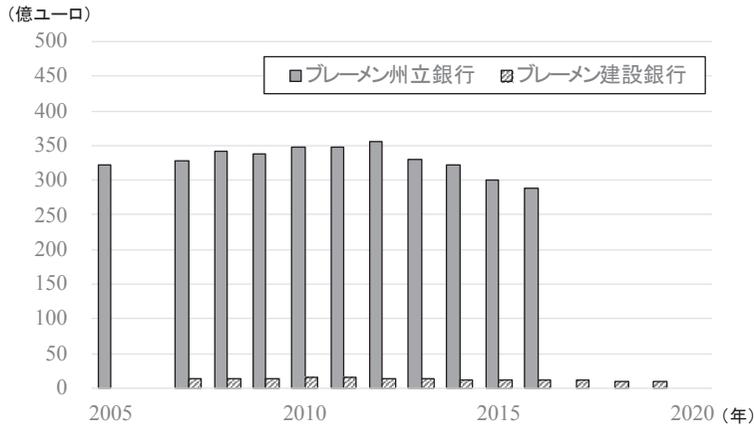
(2) 2000年代以降の動向

2000年代初めの政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意を受けて、ブレーメン州でも他と同様、州立銀行に対する公的保証が廃止・変更された。これは、ブレーメン州政府とニーダーザクセン州政府との間で2003年に改めて交わされた合意によって規定されたものである^{*41}。これにより、ブレーメン州政府やNORD/LBの出資主体としての立場は、保証主体から

*40 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen der Freien Hansestadt Bremen und dem Land Niedersachsen über die Verschmelzung der Bremer Landesbank und der Staatlichen Kreditanstalt Oldenburg-Bremen vom 28. März 1983 (GBl. S. 157)

*41 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen der Freien Hansestadt Bremen und dem Land Niedersachsen über die Bremer Landesbank Kreditanstalt Oldenburg - Girozentrale - vom 27. August 2002 (GBl. S. 377)

図表 5-3 ブレーメン州における州政策金融機関の事業規模の推移



(注) 1. ブレーメン州立銀行の2006年、およびブレーメン建設銀行の2005・2006年のデータは、N.A。
 2. ブレーメン州立銀行のデータは、吸収合併された2017年の前年まで掲載。

(出所) 図表 1-3 に同じ

所有主体へと変わった。ただし、この時には出資比率などその他の点で、大きな変更は特に加えられなかった。

その数年後に起きたグローバル金融危機に際して、ブレーメン州立銀行は、財務体質が急激に悪化するといった事態には陥らなかった。事業収支は数千万ユーロ程度の黒字を計上し続け、総資産も2010年代初めにかけて350億ユーロ前後の水準で横ばい、ないし微増傾向をたどった（図表 5-3）。それゆえ、公的資金の注入といった財政支援を州政府などに仰ぐこともなかった。

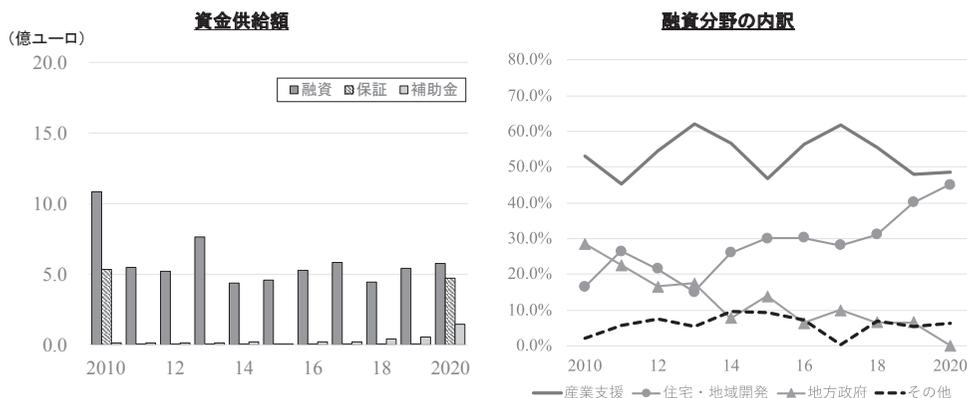
ただし、グローバル金融危機の反省に立って、自己資本比率規制の厳格化をはじめとする金融規制の大幅な強化策が盛り込まれたバーゼルⅢ（Basel Ⅲ）の導入が決まると、ブレーメン州立銀行でも対応が採られた。2012年に、サイレント・パートナーの形での出資分がコア資本に転換され、また新たにニーダーザクセン貯蓄銀行協会（Sparkassenverband Niedersachsen）が出資主体として参加することとなったのである。その結果、ブレーメン州立銀行の出資構成は、州政府が41.2%、NORD/LBが54.8343%、ニーダーザクセン貯蓄銀行協会が3.9657%となった。

しかし、この3者による出資体制は長く続かなかった。第9章でも触れる通り、2010年代に入ってしばらくすると、海運業界が不景気に陥った。その影響で2016年、ブレーメン州立銀行は船舶向け融資事業で多額の損失を抱え込み、連結ベースで138億ユーロの赤字に陥ったのである。財務状態の急激な悪化に対処するべく、翌2017年になってNORD/LBは出資持分を全て買い取り、ブレーメン州立銀行を100%子会社に収めた。

(3) 現況

それゆえ現在、ブレーメン州の政策金融機関として運営されているのは、地域政策支援銀行であるブレーメン建設銀行（Bremer Aufbau-Bank, BAB）だけとなっている。同行は、ブレーメ

図表 5-4 ブレーメン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

ン州のハンザ公的金融組合 (Hanseatischen Gesellschaft für öffentliche Finanzierungen mbH Bremen) を出自として 2000 年に創設され、翌 2001 年より金融サービスの提供を開始した、比較的新しい金融機関である。その直接的な出資主体はブレーメン経済活性化機構 (Wirtschaftsförderung Bremen GmbH, WFB) であるが、同機構に対しては、州政府としてのブレーメンが 92.27%、都市政府 (Stadtgemeinde) としてのブレーメンが 6.95%、ブレーマーハーフェン市政府が 0.78%、各々出資している^{*42}。また、ブレーメン州政府は公的保証も提供しており、さらには同行の監査役会に、州政府の経済・労働・欧州担当省や財務省などの幹部を委員として参加させており、経済的・人的な関係を有している。

今や州唯一の政策金融機関ではあるものの、ブレーメン建設銀行の事業規模は決して大きくない。直近の総資産は 9.9 億ユーロと、地域政策支援銀行の中で最小となっている (図表 5-3)。2017 年までのブレーメン州立銀行と比べても、ブレーメン建設銀行の総資産はその 3~4%ほどに満たない。また、産業支援分野を中心とした毎年の融資額は、連邦レベルの政策金融機関による分を含めても、概ね 5 億ユーロ程度にとどまっている (図表 5-4)。経済情勢が悪化した 2010 年、および 2020 年を除いて、保証の提供や補助金の給付もほとんど行っていない。

*42 2020 年 2 月末時点。ブレーメン州政府出資報告書参照。

6. ハンブルク州（Hamburg, HH）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ハンブルク州はドイツ北部に位置し、国内最大の貿易港を有することで知られる都市州である。面積は755km²、人口は183万人と、市としてはベルリンに次ぐ第2の人口規模となっている。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は215.7億ユーロと、中規模である。州政府間での水平的な財政調整制度では、都市州としては唯一、資金を拠出している。その額は1億ユーロに満たないものの、一時期を除いて基本的には拠出団体としての立場を維持している。財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、都市州という性格のために債務残高は比較的高い値となっているが、それでも基準内に収まっている（図表6-1）。構造的財政収支で数回、基準を超えたことはあるものの、全体としては健全な財政状態を基本的に維持しているといえる。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は350.6億ユーロである（図表6-2）。残高そのものは、2010年代においても増加基調にあるが、財政規模に比した水準は平均的である。また、2000年代以降の債券形式へのシフトは、全国的な動向と変わらない。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*43}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ハンブルク州にはもともと、ハンブルク州立銀行（Hamburgische Landesbank – Girozentrale –, HLB）が創設・運営されていた。1938年に公法上の金融機関として設立された同行では、当初はハンブルク州政府が唯一の出資・保証主体であった。しかし、1997年にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州政府（以下、「SH州（政府）」）が出資主体に加わり、2つの州政府が各49.5%、ハンブルク州政府が運営する出資機関（HLB-Beteiligungsgesellschaft mbH）がサイレント・パートナーシップの形で1%出資するという体制となった^{*44}。

図表6-1 ハンブルク州における地方財政4指標の推移

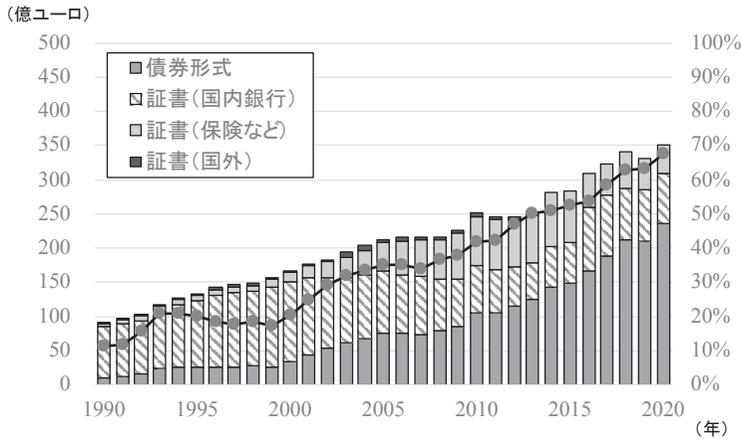
	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	163	-389	-492	-77	-269	178	240	117	66	584	887	810	-1,033	180	144	30
ネット借入額 (対歳出比)	-1.0%	7.3%	8.4%	2.6%	2.0%	-4.3%	-3.1%	-0.3%	-1.5%	-5.2%	-5.9%	-7.6%	16.5%	0.4%	0.1%	0.5%
利払い費 (対税収比)	11.6%	11.7%	10.8%	9.5%	8.8%	8.1%	7.0%	5.8%	5.0%	4.3%	3.5%	3.4%	4.1%	3.6%	3.8%	3.9%
住民1人あたり 債務残高	12,223	12,733	13,247	13,665	14,346	14,308	14,034	13,120	12,880	12,291	13,041	12,624	14,101	14,014	13,985	13,985

(注) (出所) 図表1-1に同じ

^{*43} 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。HSH Nordbankの根拠法・定款・年次報告書各年版（前身組織のものを含む）、ハンブルク商業銀行の年次報告書各年版・ウェブサイト（<https://www.hcob-bank.de/de/startseite/>）、ハンブルク政策投資・振興銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版（前身組織のものを含む）・ウェブサイト（<https://www.ifbhh.de>）、欧州委員会資料（OJ L 307, 7.11.2006 p.110・OJ L 225, 21.8.2012 p.01・OJ L 319, 25.11.2016 p.13）。

^{*44} Gesetz über die Hamburgische Landesbank – Girozentrale – vom 27. August 1997 (GVBl. S. 434)

図表 6-2 ハンブルク州における地方債発行残高の推移



(出所) 図表 1-2 に同じ

ハンブルク州では、これとは別に住宅政策を担う地域政策支援銀行として、ハンブルク住宅建設金融機構 (Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt, WK) が、1953 年より運営されていた^{*45}。そもそも、州政府が出資・保証する公法上の金融機関として、ハンブルク州立銀行からは独立した制度設計とされていた。しかし、1990 年前後に 2 回に分けて、州政府は、自らが保有する同機構への出資持分などを州立銀行に移した。これは、当時進められていた国内での自己資本比率規制改革に対応して、州立銀行の財務体質を強化する目的で行われた措置である。これについてはその後、市場での公平な競争環境を歪める政策であるとして欧州委員会が審査し、最終的には「不適切」とされ、必要な回復措置などを講じることが州政府に求められることとなった^{*46}。とはいえ、その結論に至るまで、つまり 2000 年代初めまでの間、ハンブルク住宅建設金融機構の出資持分の 81.86% はハンブルク州立銀行によって保有され (残りにあたる 18.14% 分は、州政府が間接保有)、その傘下に置かれていた。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000 年代初めに政策金融機関への公的保証に関する EU・ドイツ間の合意が結ばれると、ハンブルク州では州立銀行をめぐって抜本的な組織再編が行われ、その中で公的保証が廃止・変更された。それとともに、州立銀行内で公共性の高い政策的役割を担っていた組織が分離・独立し、引き続き公的保証を受けつつ事業を継続できる体制が整えられた。

*45 Gesetz über die Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt in der Fassung vom 6. März 1973 (GVBl. S. 41)

*46 1990 年代には、バイエルン州、ベルリン州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州でも、ハンブルク州と同様に、州政府が運営する公的機関・組織が州立銀行に統合され、欧州委員会による審査を受けるという事案があった。これについては、規模の大きさなどから最も関心を集めたノルトライン・ヴェストファーレン州の事例を、第 10 章で改めて説明する。

まず、ハンブルク州立銀行については、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州立銀行（LB Kiel）と合併して、新たに株式会社であるHSH北部銀行（HSH Nordbank）として発足することが、州政府間の合意協定を通じて決定された^{*47}。これは、EU・ドイツ間の合意を受けての対応という側面に加えて、バーゼルⅡ（Basel Ⅱ）の将来的な導入や、ドイツ国内における会計基準の変更などを見据えた改革でもあった。

2003年のHSH Nordbank誕生時の出資構成は、ハンブルク州政府が35.38%、SH州政府が約20%、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州貯蓄銀行協会（Sparkassen- und Giroverband für Schleswig-Holstein）が約18%、そして当時ノルトライン・ヴェストファーレン州で運営されていた州立銀行で、SH州立銀行の出資主体でもあった西ドイツ州立銀行（WestLB）が約26%、という内訳であった。なお、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行（LBBW）もWestLBと同様にSH州立銀行の出資主体であったが、SH州立銀行がハンブルク州立銀行と合併するのを機に、持分を手放した。また、ハンブルク州立銀行（およびSH州立銀行）には公的保証が提供されていたが、これは移行措置を経て廃止・変更された。

また、HSH Nordbankの設立時に、その傘下にあったハンブルク住宅建設金融機構はグループから切り離され、2003年より再び、州政府の100%出資、および公的保証を受ける体制に移行した。さらに、これとほぼ同じ時期に根拠法の改正が行われ、主な政策金融分野での事業に加えて、地方政府などへの融資業務などが個別具体的に、機関としての目的として列挙された^{*48}。

(3) 2000年代後半のグローバル金融危機の影響

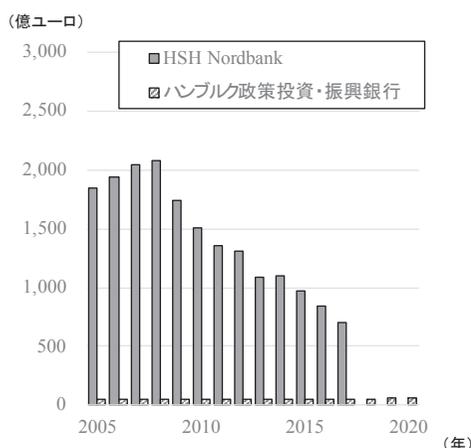
その後、HSH Nordbankの創業当初は主要な出資主体であったWestLBは、第10章でみるように自らの経営状態が深刻化したため、早くも2006年にHSH Nordbankの出資持分を手放した。そしてその売却先は、米国のプライベート・エクイティ（Private Equity）投資ファンドであるJCフラワーズ（J.C. Flowers & Co.）が率いる民間投資家グループであった。これにより、ドイツでは初めて、民間、しかも国外の投資家が州立銀行の出資主体となった。ハンブルク・SH両州政府の出資比率は、直接・間接あわせて55.34%と過半に達していたが、JCフラワーズ・グループのそれはこれに次ぐ26.61%と、SH州貯蓄銀行協会の18.05%を上回っていた（2006年の議決権ベース）。

2000年代後半のグローバル金融危機は、HSH Nordbankにも大きな影響を与えた。2008年に計上した金融危機関連損失は、州立銀行としてはバイエルン州立銀行・LBBWに次ぐ29億ユーロに達した（前掲図表2-3）。グループとしての連結ベースの税引後取支は、それまでの一桁億ユーロの黒字傾向から一転し、2008年には28.4億ユーロ、翌年も6.7億ユーロの赤字を計上した。

HSH Nordbankに対しては、ハンブルク・SH両州政府が30億ユーロの公的資金を普通株式

*47 Gesetz zur Fusion der Hamburgischen Landesbank – Girozentrale – mit der Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale vom 22. Mai 2003 (GVBl. S. 119)

*48 Gesetz zur Weiterentwicklung des Rechts der Hamburgischen Wohnungsbaukreditanstalt vom 30. Dezember 2003 (GVBl. S. 595)

図表 6-3 ハンブルク州における
州政策金融機関の事業規模の推移

- (注) 1. HSH Nordbank のデータは、民営化された 2018 年の前年まで掲載。
2. ハンブルク政策投資・振興銀行のデータは、2012 年以前については前身のハンブルク住宅建設金融機構のものを掲載。

(出所) 図表 1-3 に同じ

手数料を節約するべく、セカンド・ロス保証の枠を 100 億ユーロから 70 億ユーロに引き下げることも盛り込まれた。

しかし、HSH Nordbank の経営は、こうした支援を受けて以降も改善の兆しがみられなかった。これは、同行が注力していた海運業界向けの金融事業で、特に 2010 年代に入ってから厳しい状況が続いたことを主因とするものである（第 9 章）。連結ベースの税引後収支は、2010 年に 1.0 億ユーロの黒字を回復したものの、翌年から再び赤字に転落し、2013 年の赤字額は 7.6 億ユーロに膨らんだ。

そのため、2013 年には、HSH Nordbank に対してハンブルク・SH 両州政府から提供されていた保証枠が、当初の 10 億ユーロへ再度引き上げられるとともに、収益環境の改善を見込んで策定されていた事業再建計画が、根本的な再考を余儀なくされた。その後、数年をかけて関係者間で協議が積み重ねられ、2016 年に、HSH Nordbank を持株会社と事業子会社に分離することと、名目価値ベースで最大 62 億ユーロの資産を時価評価ベースで両州政府に移管することが決定された。と同時に、HSH Nordbank の事業を実質的に継承した子会社については、持株会社が当初保有する出資持分を、公募競争入札を通じて売却し、民営化することとなった。

(5) 現況

以上の経緯を経て、2018 年に HSH Nordbank はドイツの州立銀行として初めて完全民営化され、行名をハンブルク商業銀行（Hamburg Commercial Bank）と新たにし、再スタートを切った。

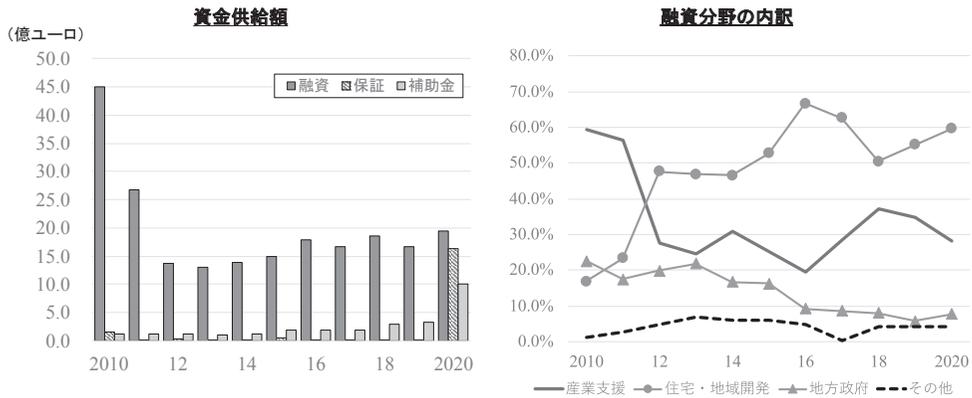
の形で注入すると同時に、100 億ユーロのセカンド・ロス保証を提供した。その結果、両政府の出資比率は約 85% へと上昇し、SH 州貯蓄銀行協会（約 5%）と JC フラワーズ・グループ（約 9%）の比率はその分低下した。さらに、連邦政府が設立した金融市場安定化基金（SoFFin）も、300 億ユーロの債務保証枠を設定し、流動性の確保を支援した。HSH Nordbank は、最終的に 300 億ユーロの枠のうち 170 億ユーロを利用した。

(4) 金融危機後の動向

一連の公的支援に際して、HSH Nordbank は 2009 年に第一弾、2011 年にその後の状況変化を踏まえた第二弾の事業再建計画を策定し、事業分野の集中と選択、および規模の縮減を進めた。

また、2011 年の修正計画では、州政府への支払

図表 6-4 ハンブルク州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) 2012年以前については、前身のハンブルク住宅建設金融機構が対象。その他は、図表 1-4 に同じ。

(出所) 図表 1-4 に同じ

同行の出資構成は、サーベラス・キャピタル・マネジメント (Cerberus Capital Management) 率いる複数のファンドが合計で 42.5%、JC フラワーズが 35% などとなっており、ハンブルク州政府や SH 州政府、あるいは両州の貯蓄銀行協会などは出資関係を有していない⁴⁹。この間、総資産は急速に縮減され、ハンブルク商業銀行の直近の総資産は 338.1 億ユーロと、HSH Nordbank の頃のピーク時の 2 割を切る水準までとなった (図表 6-3)。

それゆえ、ハンブルク州には今日、事業拠点を置く州立銀行は存在せず、州政策金融機関としてはハンブルク政策投資・振興銀行 (Hamburgische Investitions- und Förderbank, IFB Hamburg) が運営されているだけである。同行は、2003 年の制度改革によって州政府を唯一の出資・保証主体とする組織となったハンブルク住宅建設金融機構が、2013 年の再度の改革によって公法上の金融機関となった地域政策支援銀行である⁵⁰。州政府は、経済的関係とともに、州の都市開発・住宅担当省や財務省、経済・イノベーション担当省の幹部を、役員会の会長をはじめとする委員にするなどといった人的関係を通じて、同行の事業運営を支えている。

ハンブルク政策投資・振興銀行の事業内容に関して、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。2010 年代における各分野への資金供給額の推移をみると、同じく都市州であるベルリンの場合と同様、産業支援を上回る規模で住宅・地域開発分野への融資業務が主軸に据えられている点が、特徴として注目される (図表 6-4)。

ハンブルク政策投資・振興銀行の事業規模は、地域政策支援銀行としてもさほど大きくはない。HSH Nordbank と異なり、事業規模は前身の時代を含めて安定して推移しているものの、直近の総資産は 59.9 億ユーロにとどまっている (前掲図表 6-3)。

*49 2020 年末時点。ハンブルク商業銀行ウェブサイト・年次報告書参照。

*50 GVBl. 1973 S. 41, zuletzt geändert am 27. April 2021 (GVBl. S. 283, 284)

7. ヘッセン州 (Hessen, HE)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ヘッセン州はドイツ西部の内陸部に位置する。州都はヴィースバーデン (Wiesbaden) だが、州内には欧州を代表する金融都市であるフランクフルトアムメイン (Frankfurt am Main) もある。面積は 21,116km²、人口は 624 万人と、中堅規模である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 302.6 億ユーロ、地方政府では 224.0 億ユーロと、いずれも国内 5 位の規模となっている。州政府間での水平的な財政調整制度では、バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州に次ぐ第 3 の拠出団体であり、財政力は比較的強い。財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、ネット・ベースでの借入額で基準を超える時期が 2010 年前後に数年続いたが、それ以外の指標は健全な値を示していた(図表 7-1)。もっとも、他州と同じく、2020 年より特にフロー・ベースの財政状態を示す 2 つの財政指標で急激な悪化がみられる。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況をみると、直近の州政府債の発行残高は 454.3 億ユーロ、地方政府債のそれは 137.6 億ユーロである(図表 7-2)。他州と比べると、州政府債において債券形式の占める比率が 80.4% と高水準にある点と、地方政府が金融市場からの資金調達をやや積極的に活用している点が、特徴として挙げられる。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況^{*51}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ヘッセン州には、1952 年より独自の州立銀行であるヘッセン州立銀行 (Hessische Landesbank) が創設・運営されていた。しかし、1992 年に隣接するテューリンゲン州と合同の貯蓄銀行協会 (Sparkassen- und Giroverband Hessen-Thüringen) が創設されると、ヘッセン州立銀行は、同協会を唯一の出資・保証主体として、2 州に事業拠点を置く州立銀行となった。これが、現在のヘッセン・テューリンゲン州立銀行 (Landesbank Hessen-Thüringen

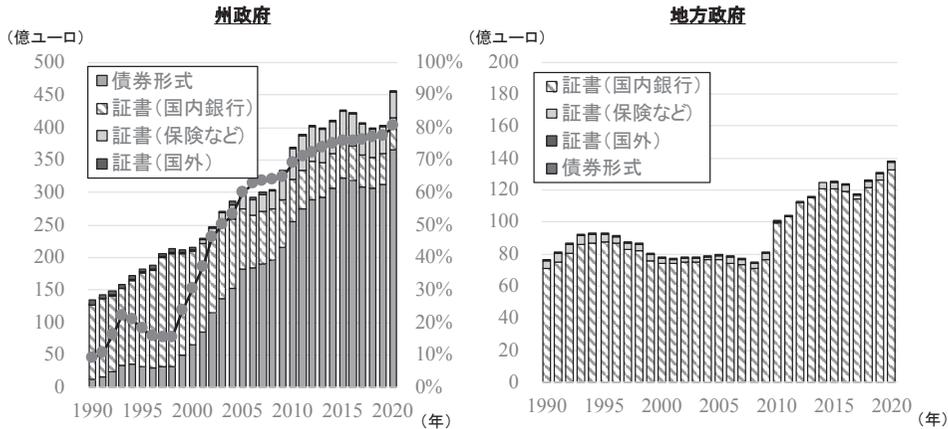
図表 7-1 ヘッセン州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-119	-395	-282	-209	-183	-121	-75	41	120	154	239	283	-1,134	-408	-251	-148
ネット借入額 (対歳出比)	2.7%	11.8%	11.6%	7.1%	4.5%	5.0%	2.4%	-0.1%	-1.2%	-2.7%	-2.7%	-1.9%	17.1%	8.2%	5.5%	3.0%
利払い費 (対税収比)	9.3%	10.0%	9.6%	9.1%	8.9%	7.7%	6.8%	6.3%	5.0%	4.8%	4.4%	3.9%	4.7%	3.9%	3.7%	3.6%
住民1人あたり 債務残高	5,034	5,513	6,125	6,413	6,728	6,617	6,767	6,962	6,809	6,490	6,344	6,395	7,302	7,755	8,069	8,265

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*51 本節の内容、特に歴史的変遷全般については、次の資料を参照。Helaba に関する州政府間合意文書・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.helaba.com>)、WIBank の根拠法 (Gesetz über die Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen – rechtlich unselbstständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale)・年次報告書各年版、欧州委員会資料 (OJ L 307, 7.11.2006 p.159)

図表 7-2 ヘッセン州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

Girozentrale, Helaba)である⁵²。1990年の東西再統一によってテューリンゲン州などが旧西ドイツに編入されると、当初は旧東ドイツ地域全体で一つの統一的な貯蓄銀行協会（Ostdeutscher Sparkassen- und Giroverband, OSGV）が組織された。しかし、テューリンゲン州は、早くもその翌年にOSGVからの離脱を決定し、州政策金融機関の運営に関してヘッセン州と提携する方針を採り、ヘッセン州もこれに協力したのである⁵³。

ヘッセン州政府は、1990年にヘッセン州立銀行の出資持分を州貯蓄銀行協会（Hessische Sparkassen- und Giroverband）に売却していたので、当初はHelabaの出資主体ではなかった。しかし、2001年に出資構成が変わり、ヘッセン・テューリンゲン州貯蓄銀行協会の出資比率が85%に引き下げられ、ヘッセン州政府が10%、テューリンゲン州政府が5%を出資する体制へ移行した。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000年代初めに政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意が結ばれると、ヘッセン州では州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されるとともに、公共性の高い政策的役割を果たす組織を、州立銀行内に独立性を担保した形で新設した。

まずHelaba本体については、2002年の法改正によって、公的保証が移行期間を経て廃止・変更された⁵⁴。ただし、出資主体の変更は、この時期には行われなかった。

⁵² Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen den Ländern Hessen und Thüringen über die Bildung einer gemeinsamen Sparkassenorganisation Hessen-Thüringen und zur Änderung des Hessischen Sparkassengesetzes vom 20. Mai 1992 (GVBl. I S. 189)

⁵³ Deeg (1999) 参照。

⁵⁴ Gesetz zu dem Staatsvertrag zur Änderung des Staatsvertrages über die Bildung einer gemeinsamen Sparkassenorganisation Hessen-Thüringen, zur Änderung des Hessischen Sparkassengesetzes und zur Änderung des Gesetzes über die Vereinigung der Stadtparkasse Frankfurt am Main mit der Frankfurter Sparkasse von 1822 vom 18. Juni 2002 (GVBl. I S. 260)

続いて2007年、ヘッセン州信託部門(Landestreuhandstelle Hessen – Bank für Infrastruktur – rechtlich unselbständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale, LTH – Bank für Infrastruktur)が、Helabaから組織的・経済的には独立しつつ、法的には従属する形で創設された^{*55}。同部門は、産業分野や地域経済分野、住宅分野から地域社会分野に至るまで、幅広く政策金融機関としての役割を担うこととされ、地方政府などへの融資も一つの業務として規定された。ヘッセン州政府は、同部門の保証主体となり、組織維持責任と保証責任を引き受けた。

なお、ヘッセン州信託部門立ち上げの2年前にあたる2005年に、ヘッセン投資銀行(Investitionsbank Hessen)が株式会社から公法上の金融機関へと組織変更し、州内の経済振興を担う政策金融機関となった。同行は、州政府から50%の出資を受け(残りはHelabaが出資)、公的保証も提供されていたが、業務内容はヘッセン州信託部門と相当に重複していた。そのこともあって2009年、ヘッセン州信託部門はヘッセン投資銀行と統合し、地域政策支援銀行であるヘッセン経済・インフラ銀行(Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen, WIBank)となった^{*56}。

(3) 2000年代後半のグローバル金融危機の影響

2000年代後半のグローバル金融危機がHelabaに与えた影響は、比較的軽微にとどまった。2008年に計上した金融危機関連損失は5億ユーロにとどまり、グループ全体での連結ベースでの収支も黒字を維持し続けた(前掲図表2-3)。ただし、グローバル金融危機の反省を受けて実施された金融規制改革に対応して自己資本比率を引き上げるべく、2011年に19億ユーロ相当のサイレント・パートナーの形での出資が資本に転換された。

Helabaはその後、グローバル金融危機で事業の継続が困難となった金融機関の買収を進めた。一つは、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州立銀行であった西ドイツ州立銀行(WestLB)である。2011年に策定された清算計画により、WestLBが貯蓄銀行と連携して行っていた金融事業が「提携銀行業務(Verbundbank)」として切り出されたが、Helabaはこれを2012年に継承した(第10章)。もう一つは、フランス・ベルギーの大手金融グループであるデクシア(Dexia Crédit Local)のドイツ部門であるデクシア・コミューナルバンク・ドイツ(Dexia Kommunalbank, Deutschland, DKD)である。こちらは、2018年年末に3.5億ユーロで買収した。

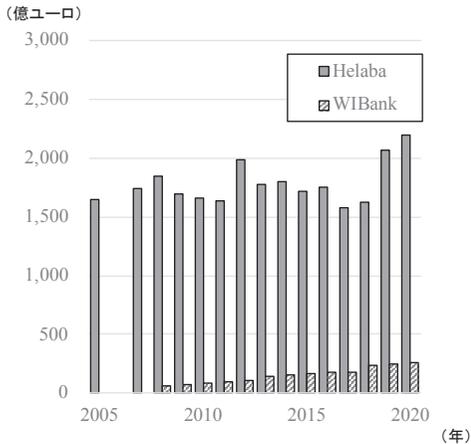
(4) 現況

こうした経緯から、Helabaの事業範囲はかなり広がっている。現在、Helabaはヘッセン・テューリンゲン両州政府のメインバンクとしての役割と同時に、上記2州に加えて、WestLB買収を経てノルトライン・ヴェストファーレン州とブランデンブルク州でも、貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たしている。ただし、Helabaの本社はあくまで、ヘッセン州(フランク

^{*55} Gesetz zur Errichtung der „Landestreuhandstelle Hessen – Bank für Infrastruktur – rechtlich unselbständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale “ vom 18. Dezember 2006 (GVBl. I S. 732)

^{*56} Gesetz zur Neuordnung der monetären Förderung in Hessen vom 16. Juli 2009 (GVBl. I S. 256)

図表 7-3 ヘッセン州における
州政策金融機関の事業規模の推移



- (注) 1. Helaba の 2006 年のデータは、N.A.。また、WIBank は創業前年の 2008 年よりデータを掲載。
2. Helaba は、グループ全体としての規模であり、WIBank も含まれている。

(出所) 図表 1-3 に同じ

フルトアムマイン) とテューリンゲン州 (エアフルト (Erfurt)) に置かれている。

総資産も、直近では 2,193.2 億ユーロと、国内金融機関としては 9 位、州立銀行としては 3 位につけている (図表 7-3)。グローバル金融危機以前、Helaba は州立銀行としては中堅規模であったが、2010 年代に事業規模を概ね横ばいで維持したことで、ハンブルク州とシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州の HSH 北部銀行 (HSH Nordbank)、あるいはニーダーザクセン州を本拠とする北ドイツ州立銀行 (NORD/LB) などを追い抜いてしまった。2010 年代に事業規模を伸ばした州立銀行として、Helaba は稀有な存在といつてよい。

ヘッセン州とテューリンゲン州が共同で運営する公法上の金融機関という性格上、Helaba の基本的な制度設計は、両政府間の協定に基づいて行われている^{*57}。現在の出資構成は、ヘッセン・テュー

リンゲン州貯蓄銀行協会が 68.85%、ヘッセン州政府が 8.1%、テューリンゲン州政府が 4.05%、ノルトライン・ヴェストファーレン州の 2 つの貯蓄銀行協会が各々 4.75%、そしてドイツ貯蓄銀行協会グループ (ドイツ貯蓄銀行協会 (Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV)・州貯蓄銀行協会 (regionale Sparkassen- und Giroverbände)) が間接保有の形で計 9.5%、以上のようになっている^{*58}。Helaba のグループ役員会には、各出資主体から委員が指名されており、ヘッセン州政府からは財務大臣や経済・エネルギー・運輸・住宅担当大臣などが参加している。

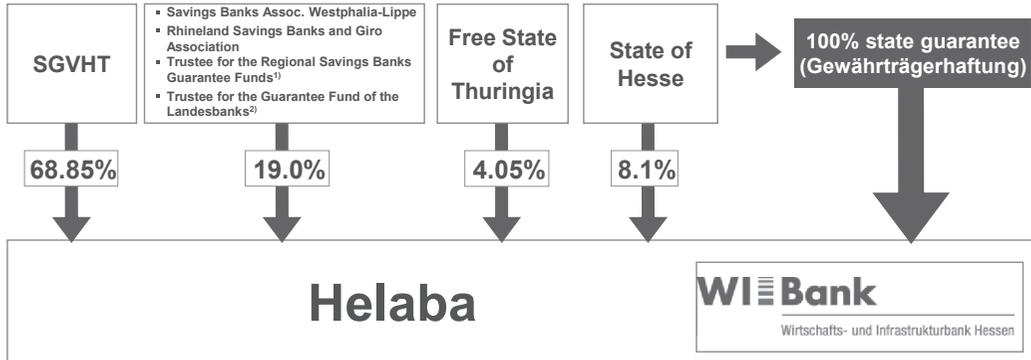
一方、地域政策支援銀行である WIBank については、2009 年の誕生以降、その基本的な制度設計は特に変わっていない。上述の通り、Helaba 内の一組織ではあるが、独自の根拠法に基づく公法上の金融機関として、経済的、そして運営上は独立している^{*59} (図表 7-4)。州政府は、Helaba を通じて間接的な出資主体となる一方、WIBank に限定した形で、組織維持責任・保証責任を引き受けている。また、同行に関する重要事項を決定する委員会 (Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale Wirtschafts- und Infrastrukturbank -Ausschuss) では、州政府の経済・エネルギー・運輸・住宅担当大臣が会長に就任し、加えて複数の州議会議員が役員を務めている。

*57 GVBl. 1 S. 189, zuletzt geändert durch den Staatsvertrag vom 20. Juni 2008 (GVBl. 1 S. 983)

*58 2020 年末時点。2012 年の WestLB の一部事業買収以降、比率に変更はない。Helaba ウェブサイト・年次報告書参照

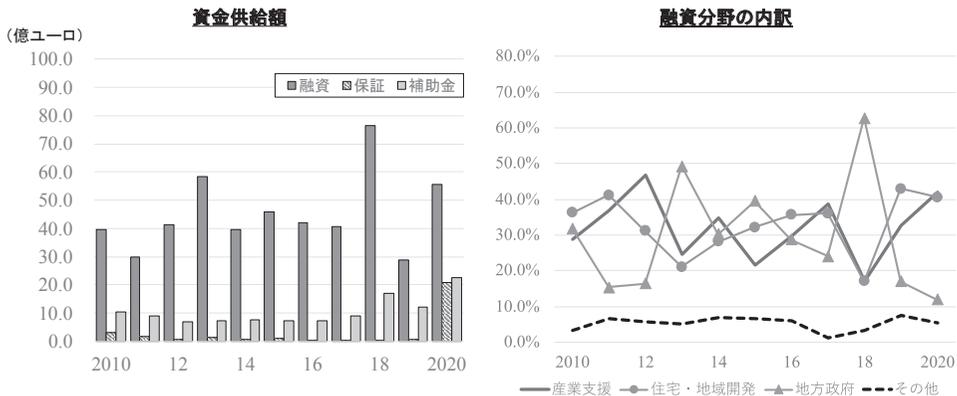
*59 Gesetz über die Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen - rechtlich unselbstständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale vom 18. Dezember 2006, zuletzt geändert durch GVBl. 1 2009 S. 256

図表 7-4 Helaba・WIBank の組織図 (2020 年時点)



(出所) WIBank 投資家向け資料 (2020 年 10 月) より、転載

図表 7-5 ヘッセン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

ちょうど第 2 章でみたバイエルン・ラボと類似した仕組みとなっている。

WIBank の事業内容について、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。実際の各分野への資金供給額の推移をみると、産業支援、住宅・地域開発、地方政府の各分野での融資が概ねバランス良く、同じ程度の規模で行われている点が特徴的である (図表 7-5)。また、例年約 10 億ユーロと、比較的多額の補助金給付業務が行われている点も注目される。

こうした役割を担う WIBank の事業規模は、増加傾向を安定してたどっており、直近の総資産は 258.7 億ユーロとなっている (前掲図表 7-3)。確かに、連結ベースでみた Helaba 全体の中では約 1 割にすぎないが、地域政策支援銀行の中でみれば、バイエルン州建設金融機構 (LfA) をも上回っており、その点で規模は大きいといつてよい。

8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 (Mecklenburg-Vorpommern, MV)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

メクレンブルク・フォアポンメルン州（以下、「MV州」）は、旧東ドイツ地域に属し、北はバルト海と、東はポーランドと接している。州都はシュヴェーリン (Schwerin) である。面積は23,293km²と中規模であるが、人口は161万人と少ない。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は76.1億ユーロ、地方政府では48.5億ユーロと、いずれもかなり小規模である。州政府間での水平的な財政調整制度では、例年4～5億ユーロほどの補助金を受け取っている。財政規模に比してやや多額の資金を受け取っているが、財政安定化評議会が毎年算出している財政指標は、一貫して基準内の値を示している（図表8-1）。財政力が強いとはいえないものの、健全な財政状態を維持した財政運営を続けているといえる。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は84.4億ユーロ、地方政府債のそれは13.2億ユーロである（図表8-2）。財政規模が小さい上に、相対ベースでもMV州の政府はさほど起債に積極的ではないため、州・地方政府それぞれの債務残高は、州別順位で下から2番目となっている。また、州政府債では、今日でも債券形式の比率が5割を切っており、証書形式、特に保険会社からの借入れが近年比重を増している。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況^{*60}

MV州には、州単独の組織として運営されている州政策金融機関が存在しない。

州立銀行としては、ニーダーザクセン州の北ドイツ州立銀行 (NORD/LB) が、1992年にMV州政府と合意し、その翌年よりMV州の州立銀行としても金融サービスを提供するようになった。NORD/LBは現在でも、ニーダーザクセン州とザクセン・アンハルト州に加えてMV州でも、貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たしている。ただし、NORD/LBの本社は、MV州には置かれていない。また、MV州政府は、出資主体、あるいは監査役会への参加といった形で、NORD/LBとの間に経済的・人的な関係を有しているわけではない。NORD/LBの制度設計や

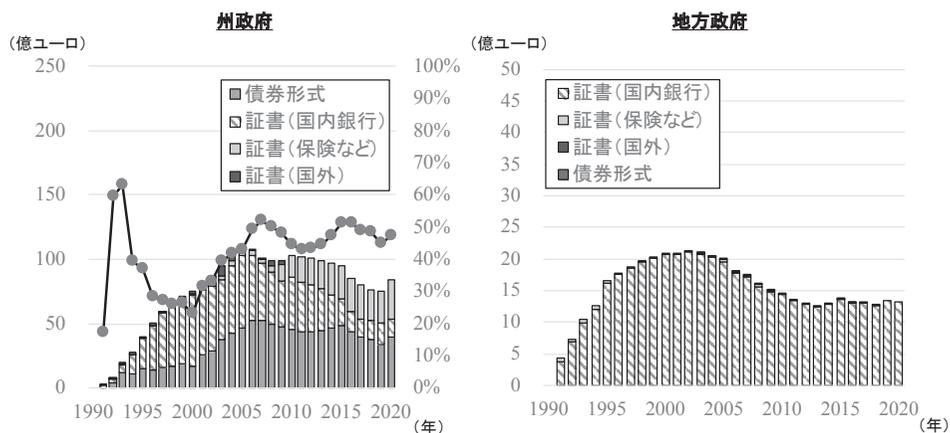
図表8-1 MV州における地方財政4指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	187	166	-58	219	168	247	61	138	256	337	140	82	-553	-198	8	-9
ネット借入額 (対歳出比)	-1.1%	1.2%	-0.7%	-3.2%	-1.2%	-3.9%	-0.6%	-0.7%	-5.2%	-4.5%	-4.3%	-1.4%	6.0%	-1.4%	-1.4%	-1.4%
利払い費 (対税収比)	9.8%	10.0%	9.4%	8.5%	8.0%	7.2%	6.4%	5.5%	4.5%	3.7%	3.5%	3.2%	3.1%	3.1%	2.8%	3.5%
住民1人あたり 債務残高	5,927	5,979	5,956	5,902	5,976	5,937	5,867	5,777	5,380	5,970	5,831	5,833	6,268	7,604	7,604	7,604

(注) (出所) 図表1-1に同じ

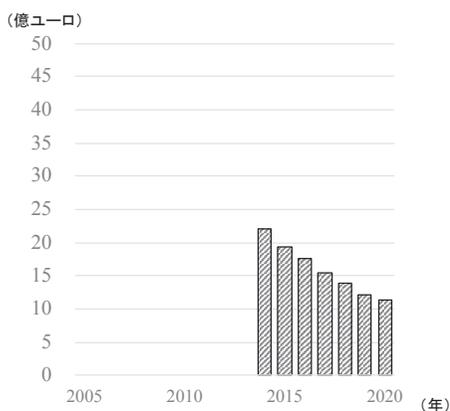
*60 本節の内容については、次の資料を参照。MV州振興協会の決算報告書 (Jahresabschlüsse) 各年版・ウェブサイト (<https://www.lfi-mv.de>)、NORD/LB, „Mecklenburg-Vorpommern Special “ (NORD/LBウェブサイト資料)。

図表 8-2 MV 州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 4-2 に同じ

図表 8-3 MV 州振興協会の事業規模の推移



(注) 2013 年以前のデータは、N.A。
(出所) MV 州振興協会年次報告書より、作成

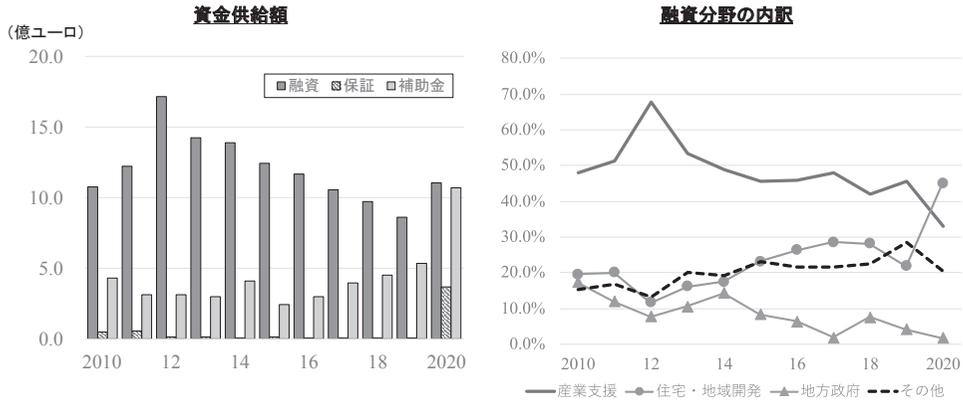
事業、および MV 州政府の関与などの歴史的変遷については、次章で述べる。

一方、MV 州で地域政策支援銀行としての役割を果たす組織としては、メクレンブルク・フォアポンメルン州振興協会 (Landesförderinstitut Mecklenburg-Vorpommern - Geschäftsbereich der Norddeutschen Landesbank Girozentrale -, LFI) (以下、「MV 州振興協会」) が運営されている。同協会には出自となる組織が 2 つある。一つは 1991 年に内務省管轄の組織として創設された住宅建設促進局 (Landesbauförderungsamt, LBFA)、もう一つはベルリンを拠点とするヴェーバー銀行・ベルリン産業銀行 (Weberbank Berliner Industriebank KGaA) の前身で、州経済産業省の経済振興政策を金融面で支える業務

を引き受けていた組織である。後者は、すでに 1991 年から「MV 州振興協会」と呼ばれていた。1993 年より NORD/LB が MV 州の州立銀行としての役割を担うようになると、その翌年に法改正が行われ、NORD/LB にも MV 州の政策金融機能を委託することが法的に可能となった⁶¹。これに基づいて、MV 州の政策金融機能を担う組織が NORD/LB の支援を受けながら再編成され、その一環として 1995 年に現在の MV 州振興協会が誕生した。その後、いくつかの組織が統合されるなどして、MV 州振興銀行は住宅政策を含む幅広い政策金融機能を担うようになった。ただ

⁶¹ Gesetz zur Übertragung hoheitlicher Aufgaben auf das Landesförderinstitut Mecklenburg-Vorpommern vom 26. Juli 1994 (GVOBl. S. 783)

図表 8-4 MV 州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

し、法的には NORD/LB の一組織として属しつつ、経済的・組織的には独立した運営が行われるという基本的な制度設計は、今日に至るまで特に変更されていない。

MV 州振興協会の事業規模は、少なくともここ数年は縮小傾向にあり、今や地域政策支援銀行としては最小クラスといってよい。直近の総資産は 11.3 億ユーロにすぎず、ブレーメン建設銀行 (BAB) と最下位争いを繰り返している状況である (図表 8-3)。そこで行われている政策金融事業の内容を分野別にみると、産業支援を中心としつつ、住宅・地域開発分野や農業分野 (図表では、「その他」に含まれている) 向けの融資も、一定の比重を置いて実施していることがわかる (図表 8-4)。

9. ニーダーザクセン州 (Niedersachsen, NI)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ニーダーザクセン州は、北部で北海に面し、オランダとも接しつつ、南はドイツ中心部近くにまで広く伸びる領域を有する州である。州都はハノーファー (Hannover) である。面積は 47,710km²、人口は 796 万人で、それぞれ 16 州の中で 2 位・4 位となっている。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 328.8 億ユーロ、地方政府では 250.2 億ユーロと、共に 4 位に位置する規模の大きさである。州政府間での水平的な財政調整制度では、長く補助金を受け続けているが、2010 年代に入ってその額が他州より伸びている。財政安定化評議会が毎年算出している財政指標は、ネット・ベースでの借入額を除いて、一貫して基準に収まる値を示している (図表 9-1)。ただし、2020 年には利払い費以外の 3 指標の値が顕著に悪化し、住民 1 人あたりの構造的財政収支は基準値を超えることとなった。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は 645.6 億ユーロ、地方政府債のそれは 122.2 億ユーロである (図表 9-2)。州政府債の残高は、絶対額ベースでは 16 州の中で 2 位だが、財政規模と比較した相対ベースでは他州を大きく上回っているわけではない。また、債券形式の比率が 8 割近くに達しており、資本市場の活用にも積極的である。地方政府債については、その規模や動向は全国的な傾向と概ね共通している。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況 ^{*62}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ニーダーザクセン州の州立銀行である北ドイツ州立銀行 (Norddeutsche Landesbank Girozentrale, NORD/LB) は、1970 年にニーダーザクセン州立銀行 (Niedersächsische Landesbank)・ブラウンシュヴァイク都市銀行 (Braunschweigische Staatsbank)・ハノーファー州信用機構 (Hannoversche Landeskreditanstalt)・ニーダーザクセン住宅金融機構 (Niedersächsische Wohnungskreditanstalt-Stadtschaft) の合併により、公法上の金融機関とし

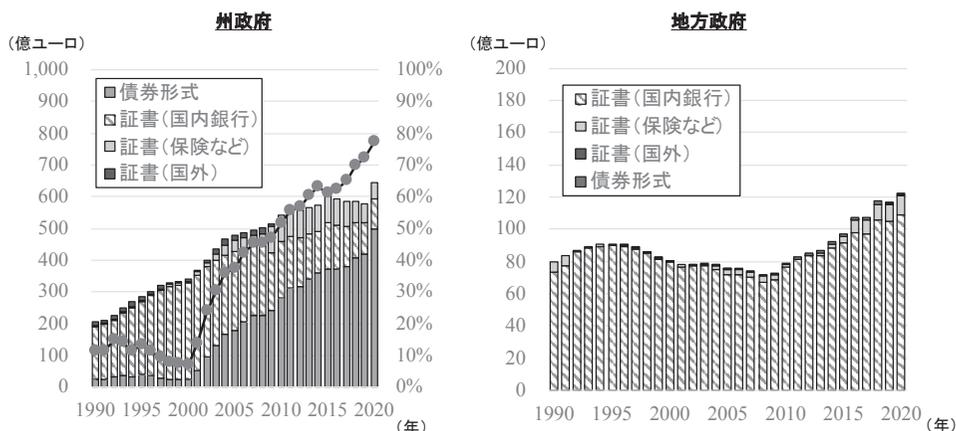
図表 9-1 ニーダーザクセン州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-21	-281	-259	-159	-96	-128	-11	-54	70	116	340	178	-1135	-163	-130	-55
ネット借入額 (対歳出比)	1.6%	9.7%	9.2%	3.7%	0.6%	3.8%	1.1%	3.0%	0.6%	-0.7%	-2.3%	0.6%	20.3%	2.3%	1.3%	0.7%
利払い費 (対税収比)	11.4%	12.0%	10.2%	9.8%	9.1%	7.9%	6.9%	5.9%	5.0%	4.4%	3.8%	3.4%	4.2%	4.2%	4.0%	3.9%
住民1人あたり 債務残高	6,301	6,477	6,811	7,072	7,108	7,248	7,318	7,392	7,226	7,705	7,603	7,581	8,681	8,788	8,849	8,883

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*62 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。NORD/LB に関する州政府間合意文書・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.nordlb.de>)、NBank の根拠法・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.nbank.de>)

図表 9-2 ニーダーザクセン州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

て誕生した。創設当初、州政府が60%、州貯蓄銀行協会（Niedersächsische Sparkassen- und Giroverband, NSGV）が40%を出資していた。

1990年代に入ると、NORD/LBは、積極的に州境を超えて事業範囲を広げた。1991年にはザクセン・アンハルト州政府が、翌1992年にはメクレンブルク・フォアポンメルン州政府（以下、「MV州（政府）」）がニーダーザクセン州政府と合意し、NORD/LBは3州で政府のメインバンクとしての役割や貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たすようになった^{*63}。第7章で述べた通り、1990年にドイツが再統一されると、当初は旧東ドイツ全体で統一的な貯蓄銀行協会（OSGV）が組織されたが、翌年にはいち早くテューリンゲン州の離脱が決定した。ザクセン・アンハルト州とMV州は、これに続いて独自にNORD/LBとの提携に動いたわけである。その結果、NORD/LBの出資・保証主体の顔ぶれは多彩になり、ザクセン・アンハルト州政府とMV州政府が各10%、2州の貯蓄銀行協会が各6.66%を出資し、対してニーダーザクセン州政府・貯蓄銀行協会の出資比率は、各々40%・26.66%に低下した。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000年代初めに政策金融機関への公的保証に関するEU・ドイツ間の合意が結ばれると、ニーダーザクセン州では州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されると同時に、特に公共性の高い政策金融機能を担う新たな組織を創設する対応が採られた。

まず、NORD/LBについては、2002年に州政府間の合意内容が改められ、公的保証は廃止・

*63 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen und dem Land Sachsen-Anhalt über die Norddeutsche Landesbank - Girozentrale - vom 19. August 1991 (GVBl. S. 356)・Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank - Girozentrale - vom 22. Oktober 1992 (GVBl. S. 349)

変更されることとなった⁶⁴。その時点では、組織形態や出資構成に変更の予定はなかったが、2005年の州政府間合意によって、MV州政府は出資持分を売却した。公的保証の廃止・変更を受けてNORD/LBの財務体質を強化する必要が生じたが、そのために増資を行うと、既存の出資主体には資金を追加拠出するか、出資比率の低下を受け入れるか、という選択を迫られることになる。MV州政府の場合、資金拠出に応じなければ、出資比率が10%から3.7%に低下することから、これを機にNORD/LBとの資本関係を解消する方針を採ったのである。これ以降、NORD/LBは、MV州における州・地方政府のメインバンクとしての役割からは撤退した。

一方、地域政策支援銀行については、ニーダーザクセン政策投資・振興銀行（Investitions- und Förderbank Niedersachsen, NBank）が新設され、2004年より事業を開始した⁶⁵。EU・ドイツ間の合意に対応するべく、政策金融機関としての役割に特化していることが明確となるよう、根拠法では機関としての目的が個別列挙され、地方政府などに対する融資業務も当初から含まれていた。

2008年には、州の住宅供給政策などを支える目的でNORD/LB内で運営されていた州信託部門（Niedersächsischen Landestreuhandstelle, LTS）が、NBankに統合された。これにより、NBankの機能は拡充され、地域政策支援銀行としての役割を総合的に担う公法上の金融機関とされた。その際に出資構成も変更され、当初は州政府と50%ずつ出資を行っていたNORD/LBが、出資持分を売却した。これ以降今日まで、州政府がNBankの唯一の出資・保証主体となっている。

(3) 2000年代後半のグローバル金融危機の影響

2000年代後半のグローバル金融危機がNORD/LBに与えた影響は、限定的であった。2008年に計上した金融危機関連損失は4億ユーロにとどまった（前掲図表2-3）。連結収支も、2009年のみ1.3億ユーロの赤字となったが、続く2年は3.1億ユーロ・5.3億ユーロの黒字を達成した。

ただし、金融危機後の規制改革によって資本の水準引き上げや質の向上が求められたため、資本増強が行われた。サイレント・パートナーの形での出資分の資本への転換、あるいは新たな公的資金注入などの結果、2012年には、ニーダーザクセン州政府の出資比率が59.13%へと、2000年代後半時点の41.75%から20%ポイント近く上昇した。他方、ニーダーザクセン州貯蓄銀行協会の出資比率は37.25%から26.36%へと低下し、ザクセン・アンハルト州政府や残り2つの貯蓄銀行協会も、そもそも1桁パーセントと低かった出資比率がさらに引き下げられた。

(4) 金融危機後の動向

こうして2000年代後半からの環境変化を乗り切ったかに見えたNORD/LBであったが、2010

*64 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank - Girozentrale - vom 22. Mai 2002 (GVBl. S. 399)

*65 Gesetz zur Übertragung von Förderaufgaben auf die Investitions- und Förderbank Niedersachsen GmbH vom 23. Januar 2003 (GVBl. S. 21)

年代、特にその半ばあたりより、海運業界の不況という新たな難題に直面し、経営に深刻な影響を受けることとなった⁶⁶。そもそもドイツでは、船舶ファンド（Schiffsfonds）を有限責任合資会社（Kommanditgesellschaft, KG）として設立し、機関投資家などからエクイティ資金を調達するとともに、残りを銀行融資によって借り入れ、同ファンドを通じて船舶を保有する仕組みが普及している。NORD/LBも、こうした船舶ファンド、あるいは造船業向けの融資などを積極的に行っていたが、2010年代に海運業界が低迷すると、融資債権が不良化した。その結果、2010年代前半は毎年一桁億ユーロの黒字を維持していたが、2016年に19.5億ユーロ、2018年に24.0億ユーロと、2009年を遥かに上回る損失を計上した。また、普通株式等 Tier 1 比率も 13.07%（2015年）から 6.63%（2018年）に急落し、事業の立て直しが急務となった。

2019年、NORD/LBは不良化した船舶向け融資債権ポートフォリオの一つを早々に民間投資家に売却すると、さらにより抜本的な事業再編計画を作成・実施した。計画には、NORD/LBの非中核資産を売却することや、先に触れたものとは別の不良債権ポートフォリオに対してニーダーザクセン州政府が損失補償を提供すること、同州政府（15.0億ユーロ）を中心に出資主体が合計28.3億ユーロの資本を注入することなどが盛り込まれた。また、総資産を2024年までに950億ユーロへ縮減する目標なども明記された。

なお、こうした改革は、ドイツ貯蓄銀行協会グループの支援を受けて進められた。実は2018年に、当時ヘッセン州などの州立銀行であったHSH北部銀行（HSH Nordbank）にすでに出資していた米国投資ファンドのサーベラス・キャピタル・マネジメント（Cerberus Capital Management）などが、苦境に喘ぐNORD/LBに対しても出資したいという意向を示した。しかし、ニーダーザクセンの州政府・州貯蓄銀行協会がこの提案に反発し、これをドイツ貯蓄銀行協会グループも支援する形で打ち出された代替案が、上記のものであった。

(5) 現況

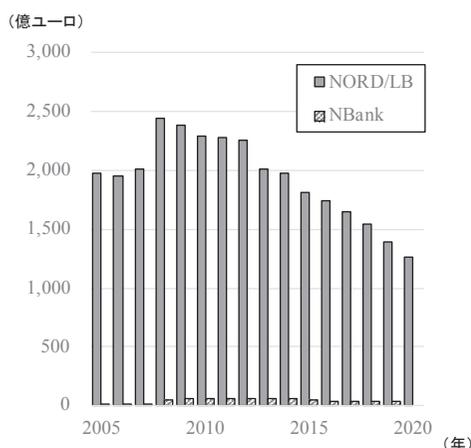
こうした経緯を経て、NORD/LBは現在、ユニバーザル・バンクとして事業を展開する一方、ニーダーザクセン州とザクセン・アンハルト州では州政府のメインバンクとして、またMV州を加えた3州で貯蓄銀行の中央振替機関として、公的な役割も引き受けている⁶⁷。NORD/LBの本社は、ニーダーザクセン州（ハノーファー・ブラウンシュバイク（Braunschweig））、およびザクセン・アンハルト州（マグデブルク（Magdeburg））に置かれている。

総資産規模は、2010年代、特にその後半より減少傾向をたどっており、直近で1,264.9億ユーロとなっている（図表9-3）。ただし、他の多くの大手金融機関も事業を縮小させているため、

⁶⁶ ドイツの海運業界向け融資事業一般、および2010年代の動向に関しては、中村（2014）、Storbeck, O., “Germany’s Landesbanken still seeking clean bill of health,” *Financial Times*, 2018/11/02, Geiger, F. “Container-Shipping Slump Stings German Investors,” *The Wall Street Journal*, 2016/09/16, 参照。

⁶⁷ Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank - Girozentrale - vom 6. Dezember 2019 (GVBl. S. 399)

図表 9-3 ニーダーザクセン州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(出所) 図表 1-3 に同じ

いる⁶⁸。また、役員構成をみると、監査役会と出資者総会（Trägerversammlung）の双方で、ニーダーザクセン州政府の財務大臣が会長を務めている。この点からも、ニーダーザクセン州が主導権を握る形で NORD/LB が創設・運営されていることがわかる。

一方、地域政策支援銀行である NBank では、2008 年の事業統合後、特に大きな制度変更は行われていない。NORD/LB と異なり、同行はニーダーザクセン州でのみ運営されている公法上の金融機関である⁶⁹。州政府は、唯一の出資・保証主体であると同時に、経済・労働・交通・デジタル担当省や財務省などの幹部を取締役とするなどして、経済的・人的に NBank の運営を支えている。

NBank の事業内容をみると、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。また、実際の状況を見ると、融資の形で資金供給がほとんどを占め、その対象分野は産業支援を中心としつつ、近年は住宅・地域開発の比重が高まりつつある（図表 9-4）。こうした傾向は、他の多くの州とも共通している。

もっとも、NBank の事業規模は、かなり小さい。創業当初は 10 億ユーロに満たなかった総資産は、2008 年の事業統合によって約 50 億ユーロとなったが、その後は概ね横ばい、2010 年代後半にはむしろ減少して推移し、直近では 49.0 億ユーロとなっている（前掲図表 9-3）。これは、NORD/LB の 3% にすぎず、地域政策支援銀行の中でも 10 位圏内に入っていない。ニーダーザクセン州の財政規模と照らしても、NBank の総資産の小ささは顕著といつてよい。

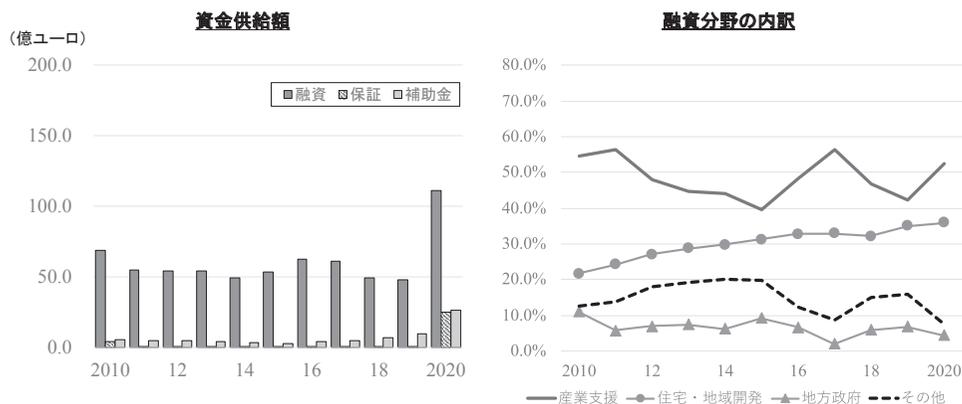
国内金融機関としては 12 位、州立銀行の中では 4 位と、準大手としての地位を引き続き維持している。

NORD/LB の出資構成は、2019 年の資本増強以降、現在まで変わらない。ニーダーザクセン州政府の出資比率は 55.15% と、過半を占めている。残りは、ザクセン・アンハルト州政府が 6.66%、ドイツ貯蓄銀行協会グループの間接保有分が計 25.46%、ニーダーザクセン州貯蓄銀行協会が 9.51%、ザクセン・アンハルト州貯蓄銀行協会（Sparkassenbeteiligungsverband Sachsen-Anhalt）が 1.90%、MV 州貯蓄銀行協会（Sparkassenbeteiligungszweckverband Mecklenburg-Vorpommern）が 1.32% となっている。

*68 2020 年末時点。NORD/LB ウェブサイト・年次報告書参照。

*69 GVBl. 2007 S. 712, zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 18.12.2014 (GVBl. S. 477)

図表 9-4 ニーダーザクセン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 (Nordrhein-Westfalen, NW)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ノルトライン・ヴェストファーレン州（以下、「NW州」）は、オランダやベルギーと接するドイツ西部に位置する。州都であるデュッセルドルフ（Düsseldorf）のほか、ケルン（Köln）やドルトムント（Dortmund）、エッセン（Essen）といった大都市を複数抱え、経済力の強さで知られている。面積は 34,112km²で 4位、人口は 1,791 万人と圧倒的な首位である。

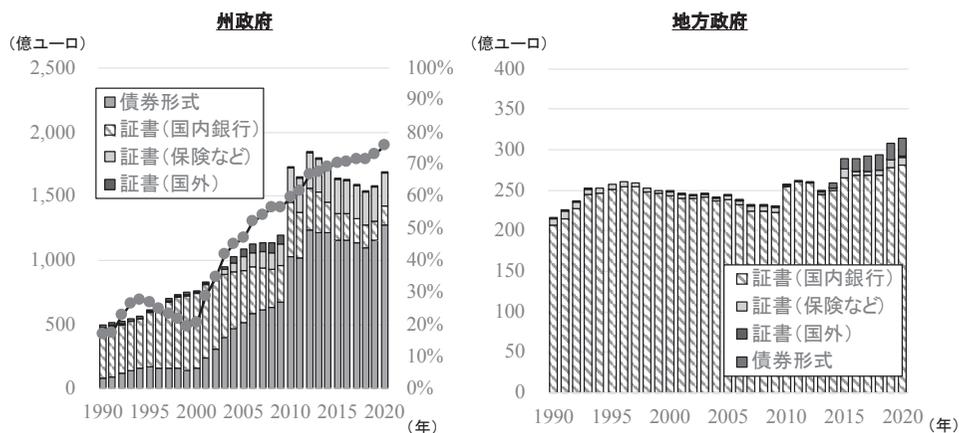
地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 783.6 億ユーロ、地方政府では 680.6 億ユーロと、やはり最大規模となっている。また、財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、ほぼ一貫して基準を満たす実績値を示しており、健全性を確保している（図表 10-1）。ただし、州政府間での水平的な財政調整制度では、2010 年より直近まで、補助金の受給団体に転じており、直近では 10.1 億ユーロを受け取っている。

図表 10-1 NW 州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-55	-275	-264	-162	-151	-96	-88	-15	13	8	65	121	-26	-337	-241	-49
ネット借入額 (対歳出比)	2.1%	9.2%	8.6%	5.3%	4.5%	2.6%	2.2%	0.2%	-1.5%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.5%	6.7%	5.0%	-0.1%
利払い費 (対税収比)	11.4%	11.6%	11.2%	10.1%	9.0%	8.2%	7.2%	6.3%	4.9%	4.4%	3.9%	3.1%	3.4%	2.9%	3.2%	2.9%
住民1人あたり 債務残高	6,322	6,734	6,903	7,053	7,407	7,633	7,775	7,741	7,780	7,782	7,606	7,959	8,024	8,361	8,618	8,618

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

図表 10-2 NW 州における地方債発行残高の推移



州・地方政府による金融市場からの資金調達状況をみると、直近の州政府債の発行残高は1,684.0億ユーロ、地方政府債のそれは314.4億ユーロである（図表10-2）。NW州は唯一、州政府債の残高が1,000億ユーロを超えている。財政規模比でも2倍に達しており、積極的に金融市場からの資金調達を活用している。また、債券形式の比率が7割を超えており、資本市場の活用にも積極的である。地方政府債については、その規模や動向は全国的な傾向と概ね共通している。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*70}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

NW州では、1832年にヴェストファーレン区援助金庫（Westfälische Provinzial Hülfskasse）が設立されて以降、数度にわたる組織再編を経て、1969年にNW州唯一の州立銀行として西ドイツ州立銀行（Westdeutsche Landesbank Girozentrale, WestLB）が創設された^{*71}。ドイツ最大の州を地盤とする強みもあって、WestLBは、比較的早くから事業拡張に積極的であった。特に1990年代にはブランデンブルク州で、ブランデンブルク政策投資銀行（ILB）の創設に50%出資を含め協力するとともに、WestLB自身が貯蓄銀行間の中央振替機関としての役割を果たすようになった。それ以外にも、ラインラント・プファルツ州立銀行（LRP）に対しては37.5%、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州立銀行（LB Kiel）には39.9%出資し、WestLB自らが主導する州立銀行グループの形成・拡大を進めていた。

こうした拡張路線を歩むWestLBの事業運営は、州政府による出資・保証主体としての経済

*70 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。WestLBの根拠法・年次報告書各年版、Portigon年次報告書各年版、NRW.BANKの根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト（<https://www.nrwbank.de/de/index.html>）、NW州政府出資報告書、欧州委員会資料（OJ L 150, 23.6.2000, p. 01・OJ L 307, 7.11.2006, p.22・OJ L 345, 23.12.2009 p.01・OJ L 148, 1.6.2013 p.01）。

*71 Gesetz über die Zusammenlegung der Girozentralen in Nordrhein-Westfalen vom 12. November 1968 (GVBl. S. 349)

的支援に支えられていた。これに関して、1990年代には議論を呼ぶ事案があった。それは、州政府が住宅政策の一環で設立していたノルトライン・ヴェストファーレン州住宅建設振興機構（Wohnungsbauförderungsanstalt des Landes Nordrhein-Westfalen, Wfa）が、1991年末にWestLBに統合されたというものである。これは、1990年代前半に国内で進められた金融規制改革によってWestLBにも自己資本の増強が求められた際、公的資金を追加投入することは州財政上の制約から難しく、かといってこれを機にWestLBを民営化することもできないという判断の中で、州政府の保有資産の移管を通じて財務体質を強化しようと採られた措置であった。しかし、これに対して国内民間銀行が組織するドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken, BdB）は、民間と公平な競争条件の下に置かれるべき州立銀行に対する不当な優遇措置であるとして、1993年に訴えを起こした。数年にわたる欧州委員会による審査の結果、1999年に州政府の措置は不適切であったと判断され、適切な回復措置を採ることが求められた。なお、これに前後して、バイエルン州やハンブルク州などでもNW州政府と同様に、州政府の保有資産を州立銀行に移管して財務体質の強化を図る措置が採られたが、欧州委員会によってやはり不適切と判断された⁷²。

（2） 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

WestLBなどをめぐるこうした事案を受けて、ドイツにおける政策金融機関に対する政府の関与のあり方をより適切なものとし、競争環境をより公平なものとするべく実現したのが、2000年代初めのEU・ドイツ間の政策合意であった。これにより、NW州では州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されると同時に、州立銀行がそれまで担っていた公共性の高い政策金融機能を切り離し、これを専門的に担う組織を新設する対応が採られた。

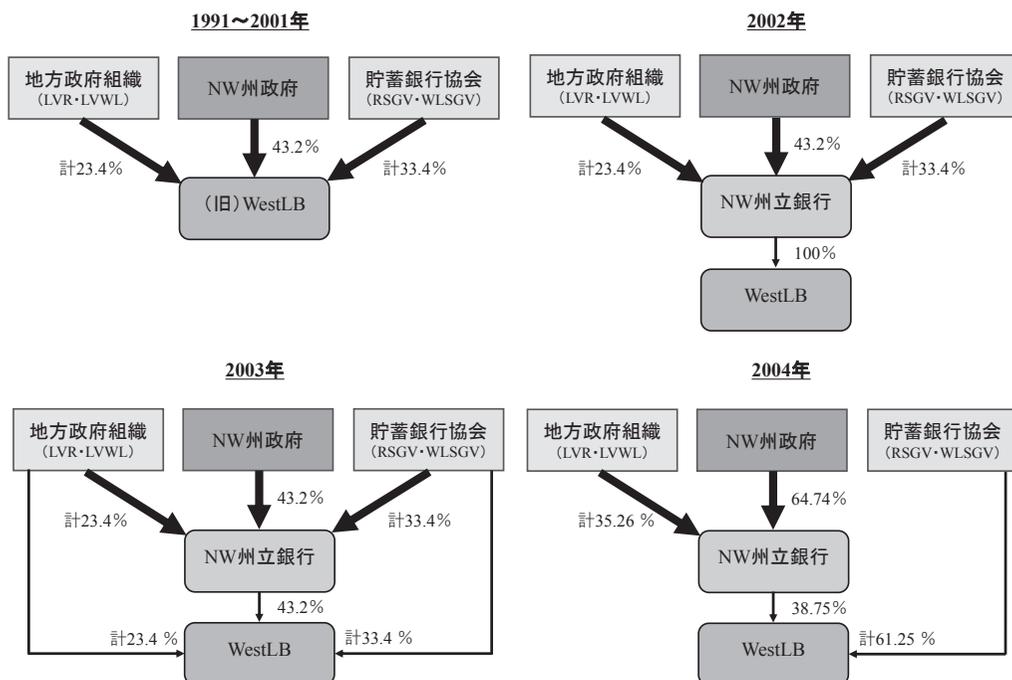
具体的には、2002年にWestLBは株式会社化されるとともに、公法上の金融機関であるノルトライン・ヴェストファーレン州立銀行（Landesbank Nordrhein-Westfalen, NRW.BANK）（以下、「NW州立銀行」）が新設された⁷³（図表10-3右上）。NW・ブランデンブルク州における貯蓄銀行間の中央振替機関としての役割はWestLBに残されたものの、政策金融機関としての公共性の高い金融事業はNW州立銀行が担うこととされ、WestLBは民間金融機関と競合する、営利性を追求する商業・投資銀行業務を営む金融機関とされた。

その上で、NW州立銀行を親会社、その傘下にWestLBを位置付けるという体制が、当初は採られた（Mutter-Tochter-Modells）。そもそも、NW州住宅建設振興機構と合併して以降、旧WestLBの出資主体は、NW州政府が43.2%、ラインラント地方政府協会（Landschaftsverband Rheinland, LVR）とヴェストファーレン・リッペ地方政府協会（Landschaftsverband

⁷² 注46も、あわせて参照。また、1990年代のWestLBやWfaをめぐる一連の動向の背景や、2000年代前半の政策金融機関に対する公的保証のあり方をめぐる欧州委員会とドイツ政府との間の合意へと至った経緯などについては、石田（2016）・黒川（2006）にも詳しい。

⁷³ Gesetz zur Neuregelung der Rechtsverhältnisse der öffentlich-rechtlichen Kreditinstitute in Nordrhein-Westfalen vom 2. Juli 2002 (GVBl. S. 283)

図表 10-3 NW 州における州政策金融機関の再編 (2000 年代前半)



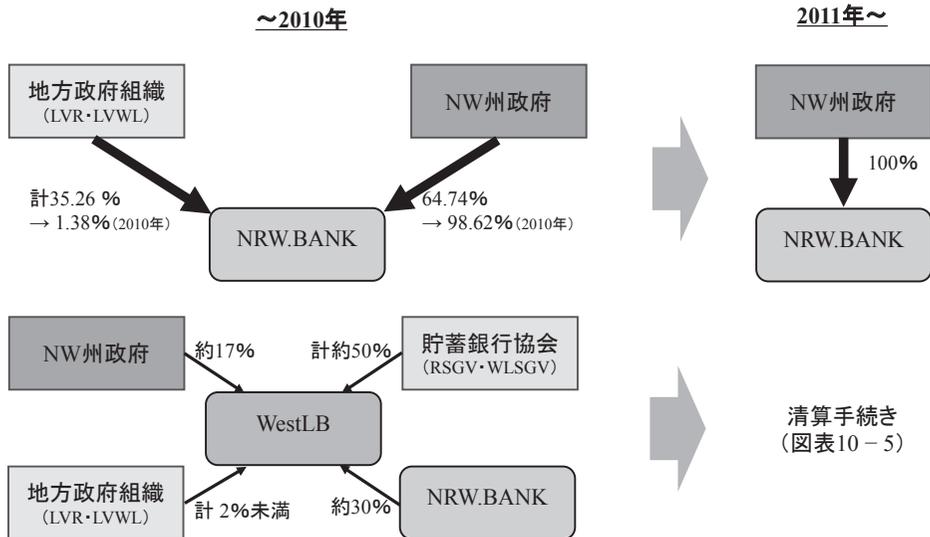
(注) 太い矢印は、出資とともに公的保証を提供していることを示す。

(出所) 各種資料より、作成

Westfalen-Lippe, LWL) が各 11.7%、ライン貯蓄銀行協会 (Rheinischer Sparkassen- und Giroverband, RSGV) とヴェストファーレン・リッペ貯蓄銀行協会 (Westfälisch-Lippische Sparkassen- und Giroverband, SVWL) が各 16.7%という構成であった (図表 10-3 左上)。こうした出資構成は、新たに誕生した NW 州立銀行にそのまま引き継がれ、公的保証もこれらの出資主体によって提供された (図表 10-3 右上)。一方、株式会社となった新 WestLB は、NW 州立銀行の 100% 子会社となるとともに、NW 州政府などによる公的保証は、移行期間を経て廃止・変更された。

ただし、旧 WestLB の資産の分割方法をめぐって、当初から懸念があった。というのも、NW 州立銀行が、旧 WestLB の資産の 30% 未満しか継承しなかったにも関わらず、自己資本は 65% 超を受け取ったため、他方の WestLB の資本が相当に脆弱となったのである。これを改善すべく、分割直後の 2002 年 8 月、NW 州立銀行から WestLB に 20 億ユーロの資本が注入された。さらに翌年には、NW 州立銀行の 5 つの出資主体によって 12.5 億ユーロの資金が WestLB に提供された。これは、当初はサイレント・パートナーの形であるが、毎年 2.5 億ユーロずつ株主資本に強制転換されていくという条件付きのものであった。その結果、NW 州立銀行と WestLB の親子関係は早くも変更され、RSGV と SVWL の貯蓄銀行協会 2 団体、および LVR と LWL の地方政府協会 2 団体は、WestLB に対しても直接的に出資するようになった (図表 10-3 左下)。

図表 10-4 NW 州における州政策金融機関の再編（2000 年代後半以降）



(注) (出所) 図表 10-3 に同じ

こうした措置にも関わらず、WestLB の苦境は続いた。なぜなら、過去数年にわたって高い収益源となっていた投資銀行業務、特に自己資金を活用したプリンシパル・ファイナンス業務において巨額の損失が発生し、2002 年の事業開始より 3 年連続で、税引後利益が 10 億ユーロ以上のマイナスとなったからである。これにより WestLB は、中小企業向け事業の強化や貯蓄銀行との連携強化、事業を展開する地域の絞り込みといった経営方針の転換を余儀なくされた。それと同時に、2004 年には貯蓄銀行協会 2 団体による 15 億ユーロの資本注入が行われた。その際、地方政府協会 2 団体は WestLB に対する出資持分を一度手放し、これによって RSGV・SVWL の WestLB に対する出資比率は計 61.25%へと一気に引き上げられた (図表 10-3 右下)。翌 2005 年には、さらに計 14.3 億ユーロの資金が WestLB に投じられ、その主たる拠出主体となった NW 州政府も、WestLB の直接的な出資主体として立ち現れることとなった (図表 10-4 左)。

一方の NW 州立銀行については、2004 年に施行された根拠法によって、公共性の高い政策金融事業を担う組織としての性格が明確にされ、地方政府向け融資を含む機関としての目的も限定列挙された⁷⁴。また、その裏返しとして、出資主体が同時に保証主体となることも明記された。こうした基本的な制度設計は、今日まで維持されている。2007 年には根拠法が改正され、NW 州の州政策支援銀行としての性格をより明確にするため、行名を「NRW.BANK」に改めた⁷⁵。

ただし、NW 州立銀行、ないし NRW.BANK の事業運営を支える出資・保証主体の顔ぶれは、WestLB の組織再編にも影響されて、徐々に絞られた。2004 年には、貯蓄銀行協会 2 団体が、

*74 Gesetz über die Landesbank Nordrhein-Westfalen vom 16. März 2004 (GVBl. S. 126)

*75 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Landesbank Nordrhein-Westfalen und zur Änderung anderer Gesetze vom 30. Oktober 2007 (GVBl. S. 441)

先述した WestLB の増資に応じた際に NW 州立銀行への出資を取りやめた。これにより、NW 州立銀行の出資構成は、NW 州政府が 64.74%、地方政府協会 2 団体が各 17.63% となった（前掲図表 10-3 右下・図表 10-4 左）。また、先取りすれば、2011 年までに、地方政府協会 2 団体もオプションを行使して WestLB の株式と引き換えに出資持分を手放した。これにより、2011 年以降は州政府が NRW.BANK の唯一の出資・保証主体となっている（図表 10-4 右）。

(3) 2000 年代後半のグローバル金融危機の影響

WestLB は、このように数度にわたって経営支援を受けた後、2005 年と 2006 年にはそれぞれ 3 億ユーロ以上の税引後黒字を達成し、事業に改善の兆しがみえたかに思われた。しかし、2007 年に入ると、不動産関連事業で巨額の損失が新たに発生しただけでなく、自己資金勘定での株式取引でも 6 億ユーロ超の損失を計上した。これにより、CEO は引責辞任に追い込まれた。その際、WestLB の過半の出資持分を保有していた貯蓄銀行協会 2 団体は、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行（LBBW）との事業統合を進めようとした。LBBW からは好意的な反応を得ていたが、欧州を代表する金融センターとしてのデュッセルドルフの地位を維持したいという NW 州政府の思惑もあって、LBBW との統合は進展せずに終わった。

2007 年後半の米国サブプライム・ローン問題に端を発して金融市場が不安定化すると、WestLB を取り巻く状況はさらに深刻化した。WestLB は早々に短期資金の調達に苦慮するようになり、2008 年 2 月に、一連の金融危機下では最初となる支援策が WestLB に対して打ち出された。その内容は、WestLB が保有する名目価値ベースで 238 億ユーロの証券化商品ポートフォリオを特別目的会社（Special Purpose Vehicle, SPV）に移管してオフバランス化し、同 SPV に対して WestLB の出資主体が共同で 20 億ユーロまでのファースト・ロス保証を、NW 州政府はそれに加えて単独で 30 億ユーロまでのセカンド・ロス保証を、各々提供するというものであった。

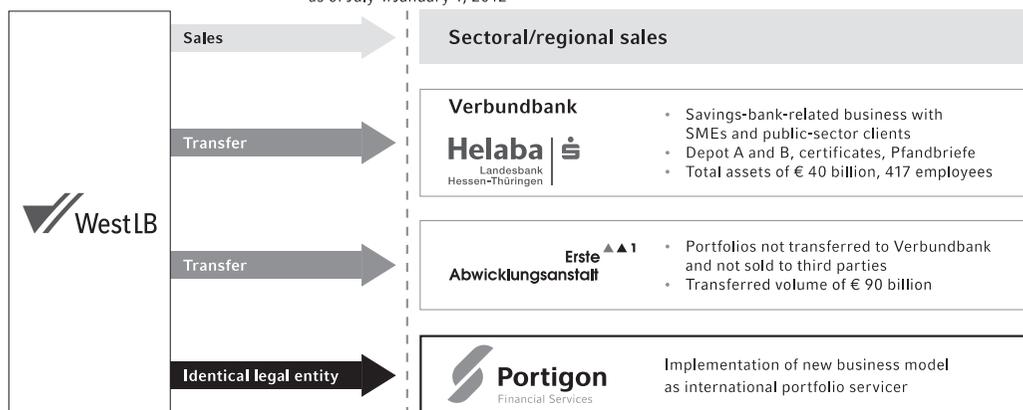
しかし、2008 年 9 月のリーマン・ショックを機に事態がグローバル金融危機へと発展すると、WestLB はさらなる支援を要する状況に陥った。2009 年 11 月には、不良債権の買取機関として第一清算機構（Erste Abwicklungsanstalt, EAA）の設立が決まった。EAA には、先の SPV のほか、各種債権を加えた合計約 851 億ユーロの資産が移された。ここから生じる損失へのバッファとして、SPV に対して提供されていた保証がそのまま EAA に移されると共に、WestLB 自身による 30 億ユーロのエクイティ資金と、WestLB の出資主体による 10 億ユーロの保証も EAA に提供された。また、これに際して、金融市場安定化基金（SoFFin）から WestLB 本体に、30 億ユーロの資金がサイレント・パートナーの形で注入された。

(4) 金融危機後の動向

こうした措置にも関わらず、WestLB の事業継続はやはり困難と判断され、2011 年になって清算計画が策定された。この計画は、① WestLB が貯蓄銀行と連携して行っていた事業を「提携銀行業務（Verbundbank）」として独立させ、2012 年 7 月以降も継続を図ること、② WestLB

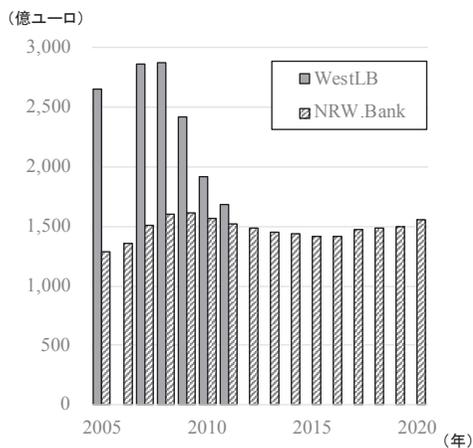
図表 10-5 WestLB の清算手続き

With retrospective effect
as of July 1/January 1, 2012



(出所) Portigon 年次報告書 (2012 年) より、転載

図表 10-6 NW 州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(注) WestLB については、2006 年のデータは N.A.。また、清算された 2012 年の前年まで掲載。

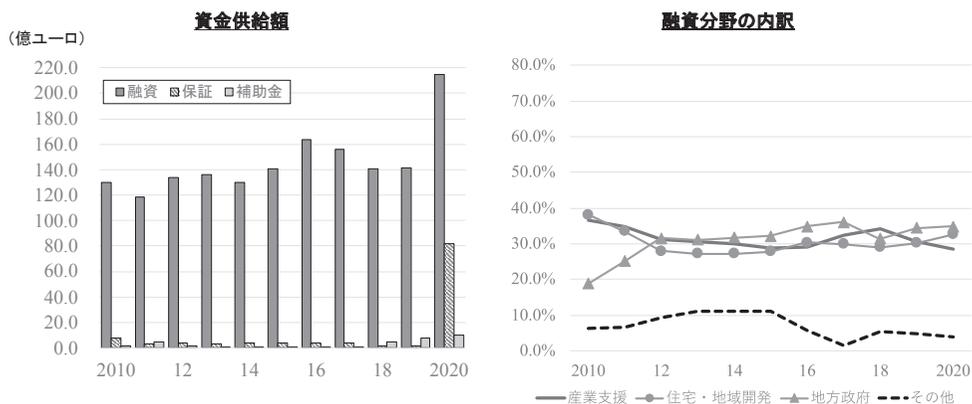
(出所) 図表 1-3 に同じ

の保有資産の売却を 2012 年 6 月まで可能な限り進めること、③それでも売却できなかった資産を EAA に移すこと、④一連の手続き、および EAA に移された資産の管理を行う組織を新設すること、以上を主たる内容としていた（図表 10-5）。このうち、①は、ヘッセン・テューリンゲン州立銀行（Helaba）が継承した。そしてこれを機に、WestLB の出資主体であった貯蓄銀行協会 2 団体、およびドイツ貯蓄銀行協会グループ（ドイツ貯蓄銀行協会（Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV）・州貯蓄銀行協会（regionale Sparkassen- und Giroverbände））が、Helaba に対して合計 10 億ユーロ、比率にして 19% 分の出資を行った。また、④については、「Portigon」の社名で、今日まで管理業務を続けている。

(5) 現況

このような歴史的経緯から、NW 州政府が運営に関わる州立銀行は、現在では存在しない。NW 州における貯蓄銀行の中央振替機関としての役割は、WestLB の一部事業を継承した Helaba が果たしている。とはいえ、その Helaba に対して、NW 州政府自身は出資しておらず、

図表 10-7 NW 州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

人的関係も有していない。

一方、地域政策支援銀行である NRW. BANK に対して、州政府は公法上の金融機関として、独自の根拠法を制定している⁷⁶。経済的な面でも、州政府は有力な出資・保証主体として、運営を支え続けている。2010 年には NW 州住宅建設振興機構が WestLB から NRW. BANK に移管・統合されて、後者の資本増強が進められた。これにより、NRW. BANK に対する州政府の出資比率は、当初の 64.74% から 98.62% に引き上げられ、翌 2011 年には上述の通り 100% となった。州政府は、さらに NRW. BANK との間で人的関係も構築しており、役員会と保証主体総会 (Gewährträgerversammlung) では、州の経済・イノベーション・デジタル・エネルギー担当大臣、財務大臣、そして住宅・地方・建設・社会平等担当大臣が、正副の委員長を務めている。

NRW. BANK の事業規模は、相当地に大きい。直近の総資産は 1,557.8 億ユーロと、国内金融機関としては 11 位に位置している (図表 10-6)。地域政策支援銀行としては、2 位の L-Bank の倍近くと、圧倒的な事業規模を誇っている。また、他州の州立銀行と比べても、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行 (LBBW) やバイエルン州立銀行、Helaba という三大州立銀行にはさすがに及ばないものの、ニーダーザクセン州などに拠点を置く北ドイツ州立銀行 (NORD/LB) などは十分に上回っている。

これだけの事業規模を有して NRW. BANK が行っている事業内容についてみると、根拠法では、州内の地方政府などへの融資に加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。ここ 10 年の事業運営の実際の状況を見ると、産業支援分野、住宅・地域開発分野、地方政府分野の 3 つにほぼ同程度、バランスをとった融資が行われてきたことがわかる (図表 10-7)。

⁷⁶ Gesetz über die NRW.BANK vom 16. März 2004 (GVBl. S. 126), zuletzt geändert durch Gesetz vom 26. März 2019 (GBVl. S. 196)

11. ラインラント・プファルツ州（Rheinland-Pfalz, RP）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ラインラント・プファルツ州（以下、「RP 州」）はドイツ西部に位置し、ルクセンブルクやフランスとも接している。州都はマインツ（Mainz）である。面積は19,858km²、人口は407万人で、中堅規模となっている。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は177.8億ユーロ、地方政府では121.6億ユーロと、平均的な規模である。州政府間での水平的な財政調整制度では、2～4億ユーロの補助金を例年受け取っている。また、財政安定化評議会による財政状態の評価では、当初こそネット・ベースの借入額で基準を超えていたが、近年は構造的財政収支も改善が進み、健全化が進んでいた（図表11-1）。2020年には他州と同様に指標は悪化した。現状では基準を超えていない。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は293.1億ユーロ、地方政府債のそれは78.5億ユーロである（図表11-2）。州政府債については、財政規模に比しての残高の大きさや、2010年代に入ってから微減傾向は、他州と大きく変わらない。ただし、債券形式の比率は77.0%と相当に高く、ノルトライン・ヴェストファーレン州とほぼ同じ水準にまで達している。また、地方政府債の残高が、財政規模に対する相対ベースで、ザールラント州と並んで6割を超えている点が、特徴として挙げられる。

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*77}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

RP州ではもともと、ラインラント・プファルツ州立銀行（LRP Landesbank Rheinland-Pfalz, LRP）（以下、「RP 州立銀行」）が創設されていた^{*78}。1990年代にはノルトライン・ヴェストファーレン州に拠点をもつ西ドイツ州立銀行（WestLB）のグループに所属し、37.5%の出資を受けていた。ただし、RP 州立銀行は、南に隣接するバーデン・ヴュルテンベルク州に本拠地を置くLBBWからも12.5%の出資を受けており、他州の有力な州立銀行と複数、連携関係をもっていた。

図表 11-1 RP 州における地方財政 4 指標の推移

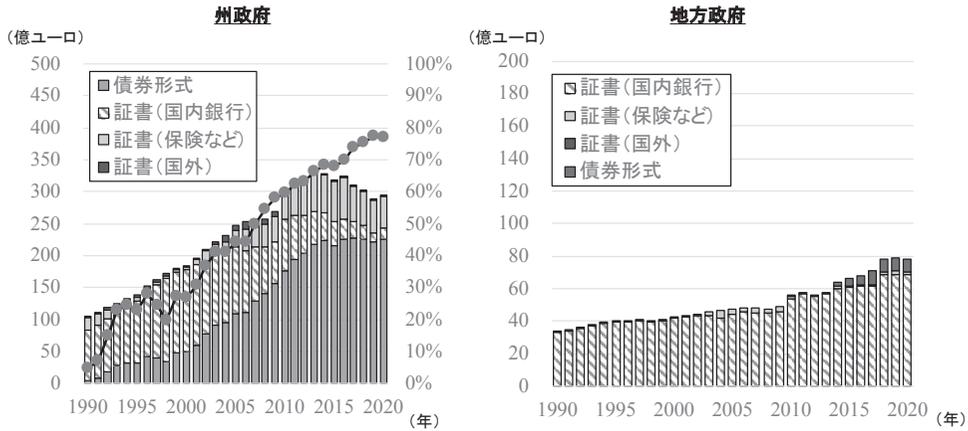
	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-34	-301	-370	-332	-133	-66	-28	30	100	138	308	249	-831	-316	-206	-94
ネット借入額 (対歳出比)	4.7%	9.0%	10.3%	9.6%	3.8%	1.1%	0.1%	-2.2%	-3.4%	-4.2%	-3.8%	-2.1%	16.4%	6.3%	3.9%	1.6%
利払い費 (対税収比)	12.3%	13.0%	11.5%	10.3%	9.3%	9.0%	8.3%	6.7%	6.2%	5.5%	4.0%	3.2%	3.6%	3.0%	2.8%	2.6%
住民1人あたり 債務残高	6,369	6,711	7,016	7,274	8,082	8,213	8,157	7,971	8,011	7,650	7,331	7,400	8,363	8,672	8,867	8,950

(注) (出所) 図表1-1に同じ

*77 本節の内容、特に歴史の変遷全般については、次の資料を参照。RP 州立銀行の根拠法・年次報告書各年版、RP 政策投資・建設銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://isb.rlp.de/home.html>)、RP 州政府出資報告書。

*78 Sparkassengesetz vom 1. April 1982 (GVBl. S. 113)

図表 11-2 RP 州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

RP 州からは、RP 州貯蓄銀行協会（Sparkassenverband Rheinland-Pfalz）が 50% を出資し、WestLB や LBBW とともに公的保証を提供していた。また、州政府も、確かに表向きは出資・保証主体とはなっていなかったが、サイレント・パートナーの形で資金を拠出したり、財務大臣が監査役を務めるなどといった形で、経済的・人的関係を有していた。

一方、地域政策支援銀行であるラインラント・プファルツ政策投資・建設銀行（Investitions- und Strukturbank Rheinland-Pfalz, ISB）（以下、「RP 政策投資・建設銀行」）は、州経済の振興を担う中心組織として 1993 年に設立され、翌年より事業を開始した。州政府は、100% 出資主体となったり、財務省など複数の省庁の幹部を監査役として送り込むなどして、運営を全面的に支えていた。

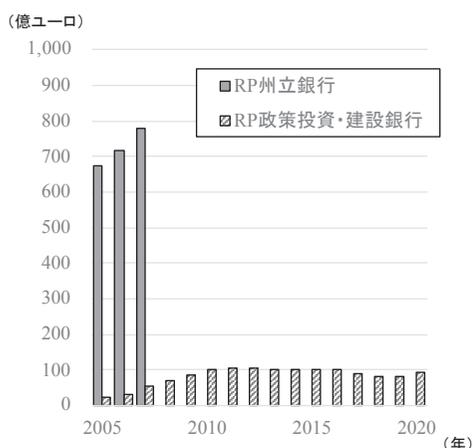
(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

2000 年代初めの政策金融機関への公的保証に関する EU・ドイツ間の合意を受けて RP 州で直接的に採られた制度的対応は、他の多くの州と特に大きな違いはない。すなわち、州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されるとともに、既存の地域政策支援銀行の事業内容を、公共性の高い政策的役割に特化させる、ないし特化していることをより明確にする法改正が行われた。

具体的には、まず RP 州立銀行に関して、出資主体である州貯蓄銀行協会・WestLB・LBBW の三者が出資と合わせて引き受けていた保証責任は、移行期間を経て廃止された。また、組織維持責任も変更されて、民間金融機関と同様の出資関係に見直された。

また、RP 政策投資・建設銀行をめぐるのは、2002 年の EU・ドイツ間の修正合意にある「特別金融機関」に該当する政策金融機関として、機関としての目的が整理された。その中で、以前から掲げられていた産業分野や地域経済分野に加えて、住宅分野や環境・エネルギー分野、さらには地方政府などへの融資についても、同行の政策金融事業に含まれることが、新たに個別具体的に明記された。

**図表 11-3 RP 州における
州政策金融機関の事業規模の推移**



(注) RP 州立銀行のデータは、LBBW と合併した 2008 年の前年まで掲載。

(出所) 図表 1-3 に同じ

運営されていた RP 州建設貯蓄銀行 (Landesbausparkasse Rheinland-Pfalz) が切り離され、バーデン・ヴュルテンベルク州貯蓄銀行協会と RP 州貯蓄銀行協会による出資の下、独立した公法上の金融機関として運営されることとなった⁷⁹。同行は、その後バーデン・ヴュルテンベルク州建設貯蓄銀行 (Landesbausparkasse Baden-Württemberg) と合併し、現在は南西建設貯蓄銀行 (Landesbausparkasse Südwest) として事業を行っている。

なお、RP 政策投資・建設銀行では、組織体制の変更は特になかった。

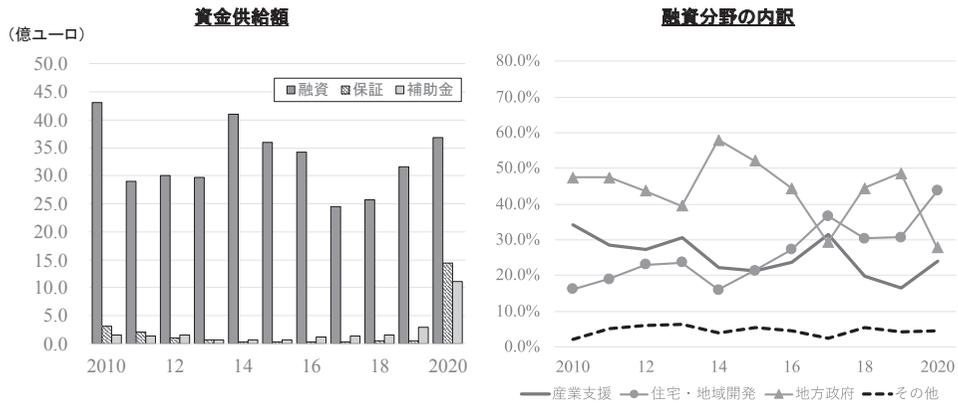
(3) 2000 年代後半以降の動向と現況

2000 年代後半にグローバル金融危機が発生すると、RP 州立銀行も影響を免れることができなかった。2000 年代前半は数千万ユーロ台後半の黒字基調を維持し、2006 年には 1.4 億ユーロに達した税引後利益は、2007 年に一転、0.9 億ユーロの赤字に転落し、金融危機の比較的早い段階で多額の損失を計上した。

翌 2008 年になると、第 1 章ですでに触れたように、また第 13 章でも後述するように、米国サブプライム・ローン問題の影響によってより厳しい経営状況に陥ったザクセン州立銀行 (SachsenLB) が、LBBW に救済された。そしてこれとほぼ同じタイミングで、RP 州立銀行は LBBW と合併した。これにより、RP 州立銀行は組織として解散し、同行の金融サービス事業は「RP 銀行 (Rheinland-Pfalz Bank)」というブランド名で行われることとなった。また、RP 州内における政府のメインバンクとしての役割や、貯蓄銀行の中央振替機関としての役割は、LBBW

⁷⁹ Landesgesetz über die Errichtung der LBS Landesbausparkasse Rheinland-Pfalz vom 22. Dezember 2004 (GVBl. S. 545)

図表 11-4 RP 州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

に継承された^{*80}。なお、「RP 銀行」の名称は、2018 年に LBBW グループ内でブランド名称の整理が進められた際に廃止されたため、現在は使用されていない。

こうした経緯から、今日では、LBBW がバーデン・ヴュルテンベルク州の 3 市（シュトゥットガルト・カールスルーエ（Karlsruhe）・マンハイム（Mannheim））に加えて、RP 州でもマインツに本社を置いて、州立銀行としての公的な役割を果たしている。ただし、RP 州政府と LBBW の間に、出資関係や人的関係はない。

一方、地域政策支援銀行である RP 政策投資・建設銀行については、ここ 10 数年の間、特に大きな制度変更は行われていない。公法上の金融機関として、先述の通り、州政府が唯一の出資・保証主体となって、事業運営上の優遇措置を提供している^{*81}。また、役員会には、州の財務省や経済・交通・農業・ぶどう担当省の幹部が参加している。

事業運営の状況を見ると、総資産は直近で 93.1 億ユーロと、独立運営の地域政策支援銀行の中では 7 位に位置しており、平均的な事業規模といてよい（図表 11-3）。事業分野に関しては、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが、根拠法上は期待されている。実際には、他の多くの州で第一の融資対象となっている産業支援分野の比重は比較的小さく、住宅・地域開発分野の比率が上昇傾向にあること、そして何より、地方政府向け融資がこれら 2 分野以上に積極的に行われている点が、特徴的である（図表 11-4）。

*80 Staatsvertrag zwischen dem Lande Baden-Württemberg und dem Land Rheinland-Pfalz über die Vereinigung der Landesbank Baden-Württemberg und der LRP Landesbank Rheinland-Pfalz vom 17. Juni 2008 (GVBl. S. 100)

*81 Landesgesetz über die Investitions- und Strukturbank Rheinland-Pfalz vom 20. Dezember 2011, zuletzt geändert durch Gesetz vom 02. März 2017 (GVBl. S. 21)

12. ザールラント州（Saarland, SL）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ザールラント州は、ラインラント・プファルツ州のさらに南西部に位置し、フランスのロレーヌ地方に面する場所にある。州都はザールブリュッケン（Saarbrücken）である。面積は2,571km²、人口は99万人と、かなり小規模な州である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は43.7億ユーロ、地方政府では25.4億ユーロと、最小規模である。財政状態はかねてより深刻で、プレーメン州と同じく、1990年代に「極度の財政緊急事態」にあると認められ、財政支援を長く受けてきた。財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価をみても、2019年まで一貫して4つの財政指標全てが基準を超え、財政再建計画の策定を求められ続けてきた（図表12-1）。今後、フロー財政指標が基準以内に収まる見通しとなっているが、これは主として、他州の財政悪化により基準そのものが引き下げられたことによるものである。州政府間での財政調整制度では、近年は2億ユーロ近くを毎年受け取っている。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は141.5億ユーロ、地方政府債のそれは17.3億ユーロである（図表12-2）。州政府債については、絶対額ベースでの残高は最も小さいが、財政規模に比しての相対ベースではプレーメン州と共に3倍を超えている。また、債券形式の比率は依然として低く、国内銀行や保険会社からの借り入れも相当に活用している。地方政府債については、財政規模に対する相対ベースでみた残高は他州と比べても高い水準にある。ただし、それ以外の点は、全国的な傾向と概ね共通しているといつてよい。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況^{*82}

ザールラント州を本拠とするザール州立銀行（Landesbank Saar, SaarLB）は、1941年に5つの政策金融機関が統合して誕生したヴェストマルク州立銀行（Landesbank und Girozentrale Westmark）を出自とする。第二次世界大戦直後に名称が変更され、ザール州立銀行（Landesbank

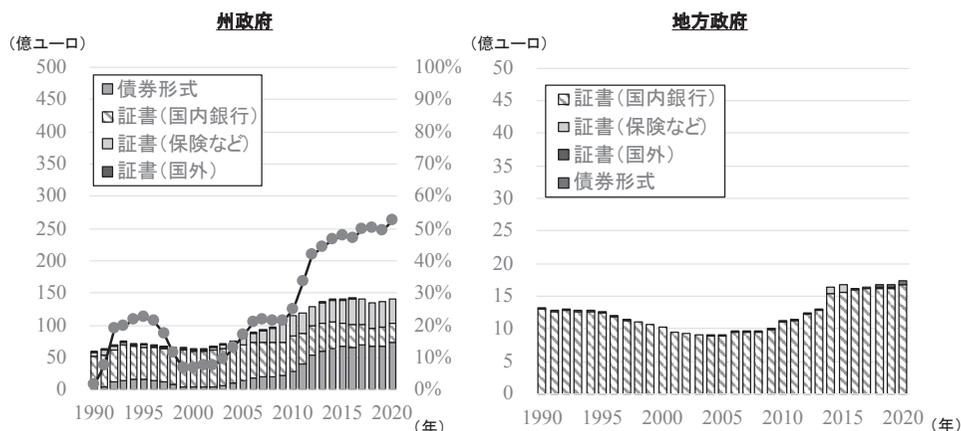
図表 12-1 ザールラント州における地方財政4指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-406	-803	-825	-543	-852	-664	-593	-444	-264	-240	-185	-176	-1040	-399	-281	115
ネット借入額 (対歳出比)	13.8%	24.9%	24.2%	15.9%	23.2%	18.5%	16.5%	12.4%	7.7%	7.0%	5.8%	6.4%	21.5%	8.6%	5.8%	-1.0%
利払い費 (対税収比)	17.3%	19.1%	21.2%	18.4%	19.2%	17.2%	16.3%	13.9%	11.8%	10.9%	10.0%	8.5%	11.6%	8.5%	8.3%	7.2%
住民1人あたり 債務残高	9,184	10,304	11,069	11,368	13,082	13,853	14,118	14,262	14,270	14,065	13,659	14,125	15,234	15,633	15,894	15,829

(注) (出所) 図表1-1に同じ

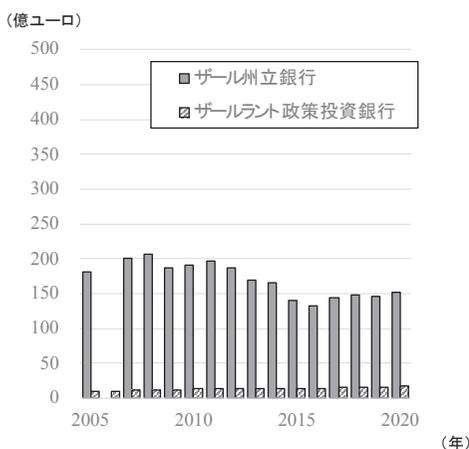
*82 本節の内容については、次の資料を参照。ザール州立銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://saarlb.de>)、ザールラント政策投資銀行の年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.sikb.de>)、ザールラント州政府出資報告書。

図表 12-2 ザールラント州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

図表 12-3 ザールラント州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(注) ザール州立銀行の2006年のデータは、N.A。
(出所) 図表 1-3 に同じ

行は、2010年にザール州立銀行の出資持分25.2%を州政府に売却し、自社グループからザール州立銀行を切り離した。2014年には、ザール州立銀行への出資から完全に手を引いた。

これより現在まで、ザール州立銀行の実質的な出資構成は、州政府74.9%・州貯蓄銀行協会25.1%となっている^{*83}。本社を州都に置き、公法上の金融機関として運営されている同行の役員会では、スポーツ・クラブのFCバイエルン・ミュンヘン (FC Bayern München) の取締役が会長を務め、州政府からは経済・労働・エネルギー・交通担当大臣や財務・欧州担当大臣などが委

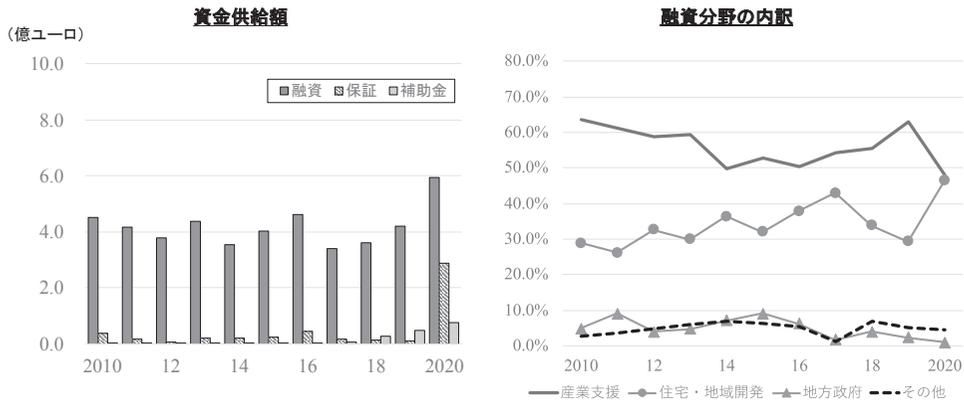
und Girozentrale Saar) となった。創設当初は、州貯蓄銀行協会 (Sparkassenverband Saar, Saarbrücken) が100%出資していたが、1989年に州政府が23.5%分を取得し、州貯蓄銀行協会とともに同行の出資・保証主体となった。

1993年、ザール州立銀行はバイエルン州立銀行 (BayernLB) との資本提携に踏み切った。バイエルン州立銀行は、ザール州立銀行の出資持分25.1%を取得し、残りは州政府が17.6%、州貯蓄銀行協会が57.3%保有した。2002年には、バイエルン州立銀行の出資比率が75.1%にまで引き上げられた。州政府と州貯蓄銀行協会の出資比率は、それぞれ10.0%・14.9%となった。

しかし、2000年代後半のグローバル金融危機によって経営状態が悪化したバイエルン州立銀行

*83 2020年末時点。ザール州立銀行ウェブサイト・年次報告書参照。

図表 12-4 ザールラント州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

員として参加している^{*84}。また、ラインラント・プファルツ州政府の財務大臣も加わっている。

ザール州立銀行の総資産は、2020 年末時点の連結ベースで 151.5 億ユーロと、国内金融機関としては 56 位、州立銀行としては圧倒的に小規模である (図表 12-3)。近年の事業運営をみると、ザール州立銀行は 2008 年に 0.8 億ユーロの赤字に陥ったものの、翌年からは黒字基調を取り戻している。また、総資産規模は確かに 2010 年代前半に減少したが、その減少幅は他の州立銀行と比べてそう大きくなく、その後は概ね横ばいで推移している。

一方、ザールラント州では地域政策支援銀行としてザールラント政策投資銀行 (Saarländische Investitionskreditbank, SIKB) が創設・運営されている。ただし、同行は公法上の金融機関ではない。また、出資主体をみても、州政府が 51.02% と過半を出資しているものの、ザール州立銀行が 19.34%、さらにはドイツ銀行 (Deutsche Bank) やフォルクス銀行 (Volksbank) といった民間金融機関も出資している^{*85}。監査役の顔ぶれをみても、州の経済・労働・エネルギー・交通担当省の幹部が会長を務める一方で、ドイツ銀行などからも役員が参加している。このように、同行の経営には国内の民間金融機関も関わっており、地域政策支援銀行としては特異な存在である。

ザールラント政策投資銀行の事業範囲は、地方政府向け融資事業を含め、政策金融の主要 6 分野を一通り網羅する形で、根拠法上は規定されており、実際には産業支援分野への融資を中心としている (図表 12-4)。ただし、その事業規模を総資産ベースでみると、直近で 18.2 億ユーロと、地域政策支援銀行としては相当に小規模とってよい (前掲図表 12-3)。

*84 Saarländisches Sparkassengesetz vom 17. Dezember 1964 in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. August 2006 (Amtsbl. S. 1534)

*85 2020 年末時点。ザールラント政策投資銀行ウェブサイト・年次報告書参照。

13. ザクセン州 (Sachsen, SN)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ザクセン州は旧東ドイツ地域の州で、ポーランドやチェコと接する位置にある。州都はドレスデン (Dresden) である。面積は 18,450km²、人口は 408 万人と、いずれも中堅規模である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 182.7 億ユーロ、地方政府では 128.3 億ユーロと、それぞれ 16 州ないし都市州を除く 13 州の中で 8 位・6 位につけている。ただし、財政力は弱く、州政府間の財政調整制度では例年、多くの補助金を受け取っている。近年の受給額は 10 億ユーロを超え、ベルリン州に次ぐ額となっている。とはいえ、財政安定化評議会による財政状態の評価では、一貫して全ての財政指標が基準以内に収まっている (図表 13-1)。構造的財政収支は 2019 年まで黒字を維持し、債務残高も他州と比べてかなり低い水準に抑えられている。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は 43.3 億ユーロ、地方政府債のそれは 22.5 億ユーロである (図表 13-2)。州政府は、2000 年代後半より金融市場からの資金調達を控えるようになった。2010 年代末には、州政府債の残高は地方政府債をも下回り、財政規模と比較しても 1 割を切った。債券発行もほとんど活用してこなかった。ただし、2020 年には、経済環境の激変に対応するべく金融市場からの資金調達を行い、その方法も債券発行を主としたため、傾向が大きく変わっている。一方、地方政府債では、2000 年代後半より 2020 年を含む直近まで、基本的に残高を減らしている。財政規模に対する比率も約 2 割にまで引き下げており、こちらも非常に特徴的な様相をみせている。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況 ^{*86}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

ザクセン州にはかつて、ザクセン州立銀行 (Sachsen Landesbank Girozentrale, SachsenLB) が設置されていた。その創設は 1991 年で、東西ドイツの再統一直後である。旧東ドイツの州で独自の州立銀行を設けたのは、ザクセン州だけであった。ザクセン州立銀行は、州内で州・地方

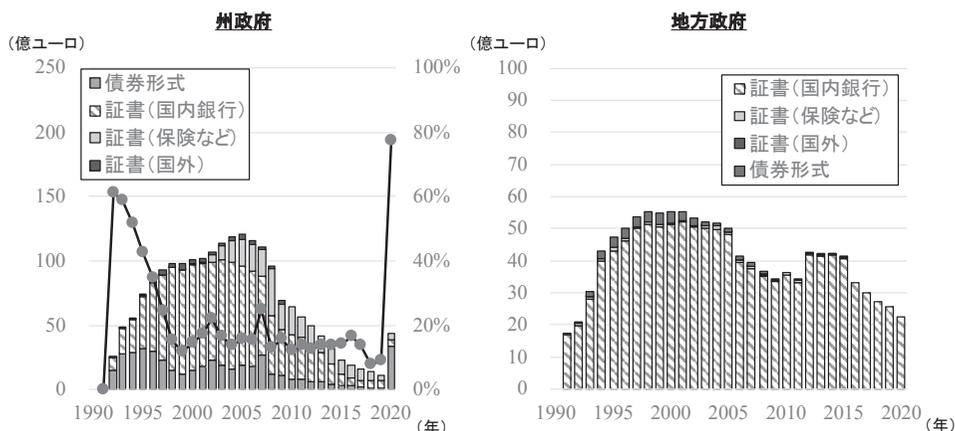
図表 13-1 ザクセン州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	465	82	93	485	500	302	385	189	304	355	414	220	-797	-459	-279	-159
ネット借入額 (対歳出比)	-4.0%	-3.1%	-8.7%	-19.0%	2.3%	-1.8%	1.9%	-3.0%	-3.6%	-4.4%	-2.3%	-4.9%	8.4%	5.5%	2.2%	-5.8%
利払い費 (対税収比)	4.4%	4.0%	3.7%	3.1%	2.7%	2.6%	2.1%	1.7%	1.4%	1.2%	1.1%	0.8%	1.0%	0.5%	0.4%	0.4%
住民1人あたり 債務残高	2,849	2,392	2,287	1,952	2,004	1,877	1,887	1,911	2,744	2,692	2,675	2,658	3,291	3,767	4,069	3,964

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*86 本節の内容、特に歴史的変遷全般については、次の資料を参照。ザクセン州立銀行の根拠法、ザクセン建設・振興銀行の根拠法・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.sab.sachsen.de>)、欧州委員会資料 (OJ L 104, 24.4.2009 p.34)。

図表 13-2 ザクセン州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 4-2 に同じ

政府のメインバンク、および貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たす金融機関として、州政府と州貯蓄銀行協会 (Beteiligungszweckverband der sächsischen Sparkassen) が各々 50% ずつ出資するとともに、公的保証を提供するという形で、事業を開始した^{*77}。一時、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行 (LBBW) の前身にあたる南西ドイツ州立銀行 (SüdwestLB) がザクセン州立銀行の出資・保証主体となったこともあった。しかし、1990 年代末より以降は、ザクセン州内の州・地方政府と複数の貯蓄銀行協会が直接的に、あるいは州金融グループ (Sachsen-Finanzverband・Sachsen-Finanzgruppe) を通じて間接的に同行へ出資する組織形態が採られた。

一方、地域政策支援銀行であるザクセン建設・振興銀行 (Sächsische Aufbaubank - Förderbank, SAB) は、もともとはバーデン・ヴュルテンベルク州の政策金融機関であった BW 州信用銀行の支店として誕生した。1996 年に有限会社 (GmbH) となった際、ザクセン州立銀行が新たに出資主体として参加し、51%と過半の出資持分を保有するようになった。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

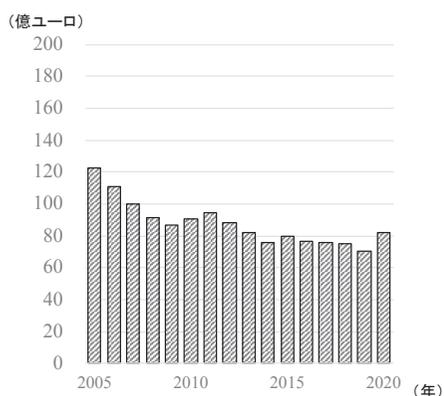
2000 年代初めに政策金融機関への公的保証に関する EU・ドイツ間の合意が結ばれると、ザクセン州では州立銀行に対する公的保証が廃止・変更されると同時に、州独自の地域政策支援銀行を設置するべく、大きな組織改革が実施された。

まず、ザクセン州立銀行については、2002 年に根拠法の改正が行われ、州・地方政府や貯蓄銀行協会が引き受けていた保証責任が廃止され、また組織維持責任も見直された。

一方、地域政策支援銀行に関しては、有限会社としてのザクセン建設・振興銀行に対する出資持分のうち、BW 州信用銀行から公共性の高い事業を引き継いで生まれた L-Bank が保有していた 49%分が、すでに 51%分を保有していたザクセン州立銀行に移管された。その後まもなく、

^{*77} Errichtungsgesetz für die Landesbank Sachsen - Girozentrale vom 19. Dezember 1991 (GVBl. S. 461)

図表 13-3 ザクセン建設・振興銀行の
事業規模の推移



(出所) ザクセン建設・振興銀行年次報告書より、
作成

ン問題への懸念が浮上し、短期金融市場で流動性が枯渇すると、ザクセン州立銀行は早々に資金繰りに窮してしまいました。これに対して、同年8月、10の州立銀行とドイツ貯蓄銀行協会グループのデカバンク (DekaBank Deutsche Girozentrale) は、最大171億ユーロのコマーシャル・ペーパー (Commercial Paper, CP) 購入枠を共同で設定することで合意した。

しかし、それから一週間後、ザクセン州立銀行でさらに、ヘッジファンドとの取引で2.5億ユーロの損失が発生することが明らかとなり、同行は事業売却を模索せざるをえない状況に追い込まれてしまった。すでに2005年頃より、ザクセン州立銀行は、他の州立銀行との間で戦略的な提携関係の構築を目指して交渉を進めていたという経緯もあって、この時にはLBBWとの間で速やかに交渉がまとまった。結果、2008年にザクセン州立銀行はLBBWへ吸収合併され、「ザクセン銀行 (Sachsen Bank)」というブランド名で新たなスタートを切った。

それゆえ、ザクセン州には現在、事業拠点を置く州立銀行がない。LBBWは、ザクセン州でも貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たしている。とはいえ、LBBWの本社は、バーデン・ヴュルテンベルク州とラインラント・プファルツ州に置かれているだけで、ザクセン州には存在しない。また、これはラインラント・プファルツ州政府と同様であるが、ザクセン州政府とLBBWの間に、出資関係や人的関係はない。

一方、ザクセン建設・振興銀行は、2003年の組織再編以降、特に大きな改革は行われていない。州政府は、引き続き唯一の出資主体、そして保証主体となっている。また、州政府の財務大臣と経済・労働・交通担当大臣が、それぞれ役員会の会長・副会長を務め、経済的・人的な関係をもって同行の事業運営を支えている。

ザクセン建設・振興銀行の事業規模は、10数年をかけて緩やかな減少傾向をたどっている (図

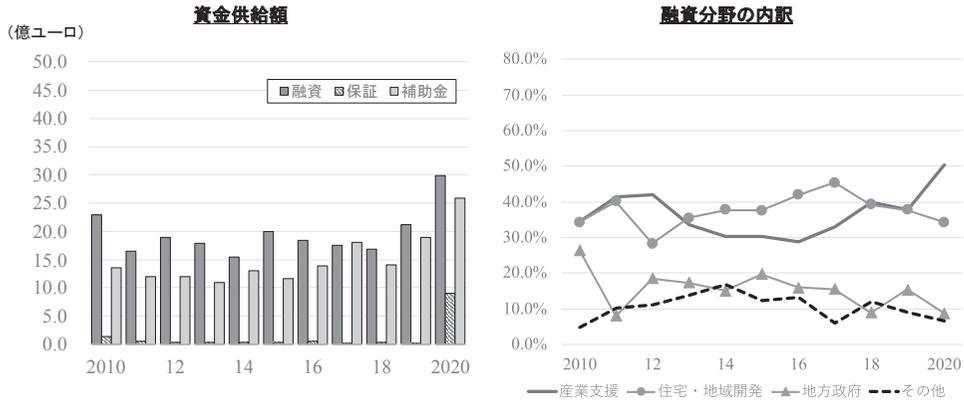
ザクセン州立銀行が保有する100%分の出資持分が全て州政府の直接保有に切り替えられると、2003年には根拠法が改正され、州政府を唯一の出資・保証主体とする公法上の金融機関へと、ザクセン建設・振興銀行は改組された^{*88}。その際、ザクセン建設・振興銀行の機関としての目的が個別具体的に列挙され、地方政府などへの融資も、その一つとして明記された。

(3) 2000年代後半以降の動向と現況

2000年代後半のグローバル金融危機の影響は、ザクセン州立銀行においてはとりわけ深刻であった。2007年夏、米国でサブプライム・ロー

*88 Gesetz zur Errichtung der Sächsischen Aufbaubank – Förderbank – vom 19. Juni 2003 (GVBl. S. 161)

図表 13-4 ザクセン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

表 13-3)。直近の総資産は 82.0 億ユーロと、地域政策支援銀行としては下位の部類に属している。また、事業分野に関しては、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが根拠法上、期待されている。実際には、産業支援分野と住宅・地域開発分野への融資を、概ね同じ規模で行っている（図表 13-4）。

14. ザクセン・アンハルト州 (Sachsen-Anhalt, ST)

< 1 > 州・地方政府の財政状況

ザクセン・アンハルト州は旧東ドイツ地域の州で、ドイツ東部の内陸に位置する。州都はマグデブルク (Magdeburg) である。面積は 20,454km²、人口は 222 万人で、中程度、ないしやや小さな規模の州である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は 113.4 億ユーロ、地方政府では 67.1 億ユーロと、やはり規模は小さめである。また、州政府間での水平的な財政調整制度では受給団体であり、近年の受取額は 5～6 億ユーロとなっている。さらに、財政安定化評議会による毎年の財政状態の評価では、ストック・ベースの財政状態を主に反映する利払い費と債務残高の 2 つの指標で、基準を超える値が続いてきた (図表 14-1)。財政力の弱さが、ここからも窺われる。

州・地方政府による金融市場からの資金調達状況をみると、直近の州政府債の発行残高は 198.5 億ユーロ、地方政府債のそれは 13.4 億ユーロである (図表 14-2)。州政府債については、2000 年代後半より今日まで、残高が 200 億ユーロ前後の水準でほぼ横ばいとなっており、他州のような減少傾向は見受けられない。また、一度 8 割に達した債券形式の比率は、2000 年代半ばより低下し、今日では約 5 割となっている。保険会社からの借り入れを積極的に活用している点が、特徴的である。地方政府債については、2000 年代後半より一貫して残高の減少傾向が続いている。直近では財政規模と比較した対ベースではほぼ 2 割にまで抑えられており、バーデン・ヴェルテンベルク州やブランデンブルク州、ザクセン州と並んで相当に低い水準となっている。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況 ^{*89}

ザクセン・アンハルト州では、第 9 章でも触れたように、1991 年の州政府間合意以降、ニーダーザクセン州を本拠地とする北ドイツ州立銀行 (NORD/LB) が、州立銀行としての金融サービスを提供している ^{*90}。NORD/LB の本社は、ニーダーザクセン州の 2 つに加えて、ザクセン・アンハルト州にもマグデブルクに置かれている。また、ニーダーザクセン州と同じく、ザクセン・ア

図表 14-1 ザクセン・アンハルト州における地方財政 4 指標の推移

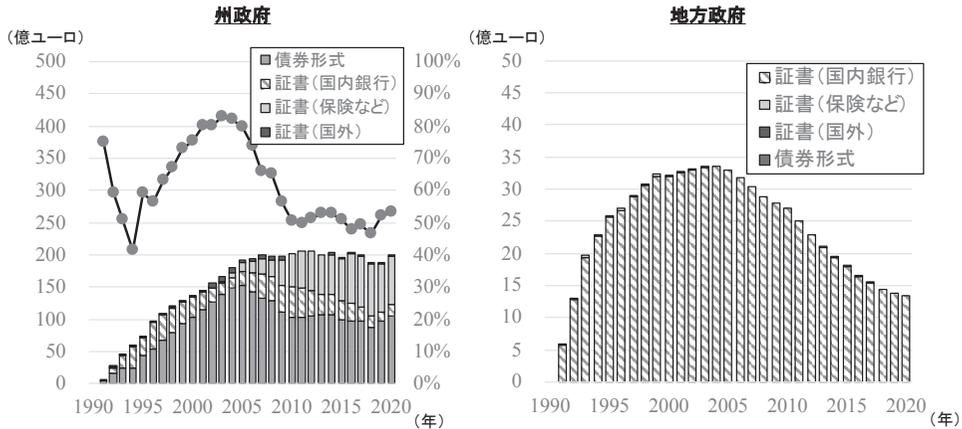
	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	73	-40	-231	-92	-30	58	52	196	216	85	127	97	-174	204	-375	-297
ネット借入額 (対歳出比)	-0.5%	0.9%	5.0%	2.4%	0.9%	-0.1%	-1.4%	-0.8%	-1.8%	-0.9%	-1.3%	0.7%	2.3%	-4.0%	-2.5%	-2.7%
利払い費 (対税収比)	15.9%	14.7%	13.7%	12.8%	11.2%	9.6%	8.8%	7.7%	6.7%	5.9%	4.5%	4.1%	3.8%	3.7%	4.0%	3.9%
住民1人あたり 債務残高	8,259	8,368	8,761	8,896	9,103	9,068	9,169	8,982	9,040	9,043	8,692	9,071	9,188	9,143	9,097	9,052

(注) (出所) 図表 1-1 に同じ

*89 本節の内容については、次の資料を参照。NORD/LB に関する州政府間合意文書・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.nordlb.de>)、ザクセン・アンハルト政策投資銀行の根拠法・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.ib-sachsen-anhalt.de>)。

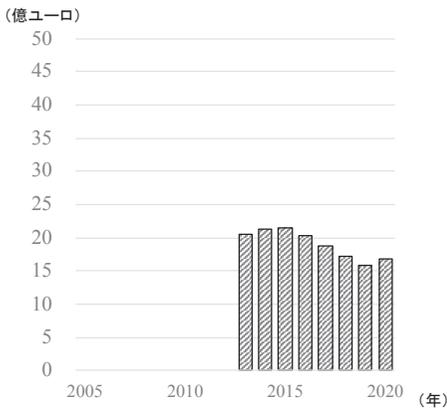
*90 Der Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen und dem Land Sachsen-Anhalt über die Norddeutsche Landesbank - Girozentrale - vom 19. August 1991 (Nds. GVBl. S. 356)

図表 14-2 ザクセン・アンハルト州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 4-2 に同じ

図表 14-3 ザクセン・アンハルト
政策投資銀行の事業規模の推移



(注) 2012年以前のデータは、N.A。
(出所) ザクセン・アンハルト政策投資銀行年次
報告書より、作成

ンハルト州でも、NORD/LBは州政府のメインバンクとして、また貯蓄銀行の中央振替機関として、公的な役割を果たしている。

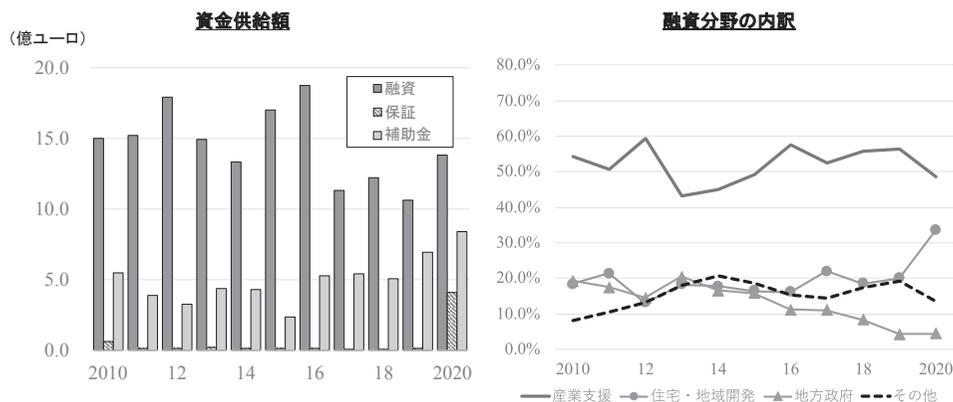
ザクセン・アンハルト州政府は、NORD/LBの出資持分6.66%を保有し、さらには財務大臣を監査役として経営に参画させており、NORD/LBと経済的・人的な関係を有している。

一方、ザクセン・アンハルト州の地域政策支援銀行であるザクセン・アンハルト政策投資銀行 (Investitionsbank Sachsen-Anhalt - Anstalt der Norddeutschen Landesbank Girozentrale -, IB) は、1991年に農業、住宅・地域開発、経済振興の各分野で設立された基金 (Landestreuhandstellen, LTS) が1993年に統合されて設置された州振興協会

(Landesförderinstitut, LFI) を出自としている。2004年には、政策金融機関に対する公的保証のあり方に関するEU・ドイツ間の合意への制度的対応として、ザクセン・アンハルト政策投資銀行を新たにNORD/LBの一機関として創設し、州振興協会の役割を継承させた。これにより、2005年以降も引き続き、州政府による公的保証を受けながら政策金融機関としての役割を果たすことを可能とする、公法上の金融機関としての体制が整えられ、現在に至っている⁹¹。州政府は、

⁹¹ Verordnung über die Errichtung der Investitionsbank Sachsen-Anhalt in der Fassung der Bekanntmachung vom 18.Juni 2012 (GVBl. S. 235), geändert durch Verordnung vom 29. Oktober 2016 (GVBl. S. 346)

図表 14-4 ザクセン・アンハルト州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

(間接的な) 出資・保証主体という経済的な関係に加えて、人的な関係ももって、ザクセン・アンハルト政策投資銀行の事業運営に関与している。州の財務大臣が同行の役員会の会長に就いているのをはじめとして、複数名が役員会の委員として参加している。

ザクセン・アンハルト政策投資銀行の総資産は、直近で 16.8 億ユーロと、同じく NORD/LB の一機関として運営されているメクレンブルク・フォアポンメルン州振興協会 (LFI)、あるいはブレーメン建設銀行 (BAB) やザールラント政策投資銀行 (SIKB) と同等に、かなり小規模となっている (図表 14-3)。事業分野に関して、根拠法の規定では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。2010 年代における各分野への資金供給額の推移をみると、産業支援への融資を中心として事業を行っていることがわかる (図表 14-4)。農業分野 (図表では、「その他」に含まれている) 向けの融資に比較的積極的に取り組んでおり、その分、住宅・地域開発分野や地方政府向け分野の比重がやや低めとなっている。

15. シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州（Schleswig-Holstein, SH）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州（以下、「SH州」）は、デンマークと接するドイツの最北部に位置し、北海とバルト海に挟まれた場所にある。州都はキール（Kiel）である。面積は15,804km²、人口は289万人で、中規模の州である。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は161.2億ユーロ、地方政府では91.1億ユーロと、平均的な規模である。州政府間の財政調整制度では受給団体であるが、受取額は1～2億ユーロと、さほど多額ではない。ただし、財政安定化評議会による財政状態の評価では、住民一人あたり債務残高が一貫して基準を超えているほか、2010年代前半までは他の3指標でも厳しい結果が続いていた（図表15-1）。2020年には、構造的財政収支が7年ぶりに赤字に陥ると共に、ネット借入額も一気に膨らみ、住民一人あたり債務残高は1万ユーロの大台を突破した。

金融市場からの資金調達状況を見ると、直近の州政府債の発行残高は314.1億ユーロ、地方政府債のそれは42.1億ユーロである（図表15-2）。州政府債については、2010年代に入っても200億ユーロ台後半の水準で横ばい、ないし微増傾向が続いている。また、債券形式へのシフトは全国的な動向と同じく、ないしそれ以上に進んでいる。地方政府債については、2010年代における増加傾向が他の州以上に顕著である他は、全国的な動向と概ね変わらない。

< 2 > 地域金融政策の歴史的変遷と現況^{*92}

(1) 州政策金融機関の創設・発展

SH州では1917年、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州立銀行（Landesbank Schleswig-Holstein – Girozentrale –, LB Kiel）（以下、「SH州立銀行」）が公法上の金融機関として設立された。そもそもは州政府と州貯蓄銀行協会（Sparkassen- und Giroverband für Schleswig-Holstein）が50%ずつ出資し、公的保証を提供していた。しかし、1980年代以降、州立銀行間の提携が進む中で、1994年にノルトライン・ヴェストファーレン州の西ドイツ州立銀行

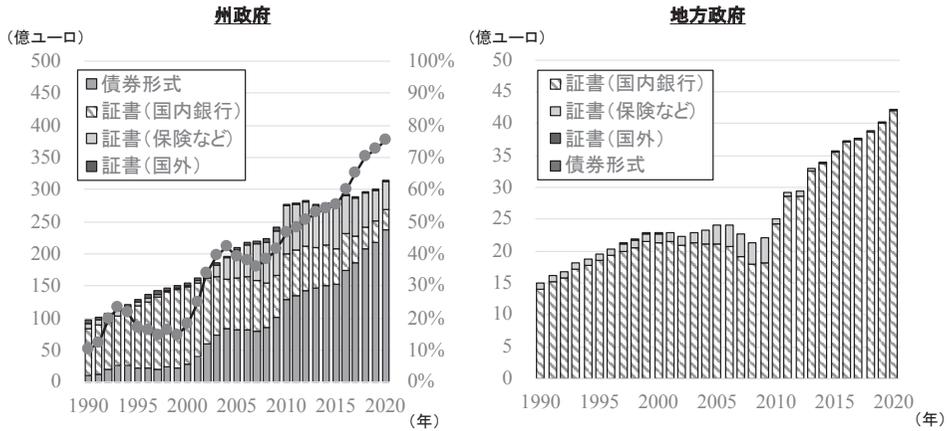
図表 15-1 SH州における地方財政4指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	-91	-354	-447	-196	-87	-24	13	35	78	16	224	43	-297	-86	-365	-258
ネット借入額 (対歳出比)	5.7%	11.3%	14.4%	4.7%	1.8%	-0.8%	-0.4%	-0.7%	-2.0%	-0.1%	-1.0%	-0.3%	6.6%	2.1%	1.4%	0.8%
利払い費 (対税収比)	13.7%	14.9%	15.1%	13.5%	12.3%	11.0%	9.5%	7.4%	6.3%	5.1%	4.5%	3.9%	4.2%	4.3%	4.2%	4.3%
住民1人あたり 債務残高	7,891	8,545	9,052	9,401	9,623	9,415	9,517	9,402	9,244	8,995	9,709	9,846	10,182	10,400	10,619	10,803

(注) (出所) 図表1-1に同じ

*92 本節の内容、特に歴史的変遷全般については、次の資料を参照。HSH Nordbankの根拠法・定款・年次報告書各年版（前身組織のものを含む）、SH政策投資銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト（<https://www.ib-sh.de>）。

図表 15-2 SH 州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 1-2 に同じ

(WestLB)、そしてバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行 (LBBW) の前身にあたる南西ドイツ州立銀行 (SüdwestLB) へ、出資持分の一部が売却された。その結果、WestLB が 39.9%、続いて SH 州政府と SH 州貯蓄銀行協会が各 25.05%、南西ドイツ州立銀行が 10% を出資することとなった。SH 州立銀行は、州内で州立銀行としての公的な役割を果たすとともに、“Bank des Nordens” として、州域を超えて広く金融事業を展開した。

その一方で、地域政策支援銀行であるシュレースヴィヒ・ホルシュタイン政策投資銀行 (Investitionsbank Schleswig-Holstein, IB.SH) (以下、「SH 政策投資銀行」) の歴史はやや浅く、1991 年に、SH 州立銀行の中で組織的・経済的には独立しつつ、法的には従属するという形で、創設された。

(2) 公的保証の廃止・変更に伴う制度的対応

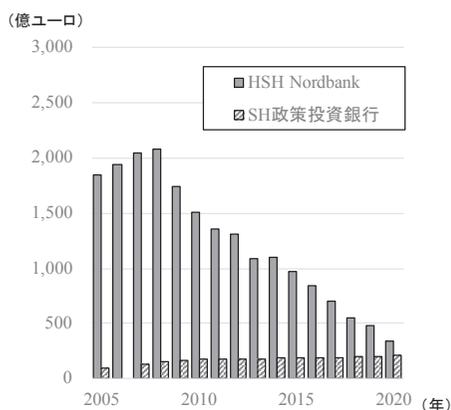
2000 年代初めの政策金融機関への公的保証に関する EU・ドイツ間の合意を受けて、SH 州では州立銀行をめぐって抜本的な組織再編が行われ、その中で公的保証は廃止・変更された。それとともに、州立銀行内で公共性の高い政策的役割を果たしていた組織が分離・独立し、引き続き公的保証を受けつつ事業を継続できる体制が整えられた。

まず、SH 州立銀行については、州政府間の合意協定に基づいてハンブルク州立銀行 (HLB) と合併し、新たに HSH 北部銀行 (HSH Nordbank) として発足することとなった^{*93}。同行に対して、州政府は約 20%、州貯蓄銀行協会は約 18% の出資持分を保有し、HSH Nordbank との間で出資関係を結んだ。ただし、SH 州立銀行に対して提供していた公的保証は廃止・変更された。

一方、地域政策支援銀行については引き続き、州単独で運営する方針が採られた。SH 政策投

*93 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen dem Land Schleswig-Holstein und der Freien und Hansestadt Hamburg über die Verschmelzung der Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale und der Hamburgischen Landesbank – Girozentrale – auf eine Aktiengesellschaft vom 7. Mai 2003 (GVBl. S. 206)

**図表 15-3 SH州における
州政策金融機関の事業規模の推移**



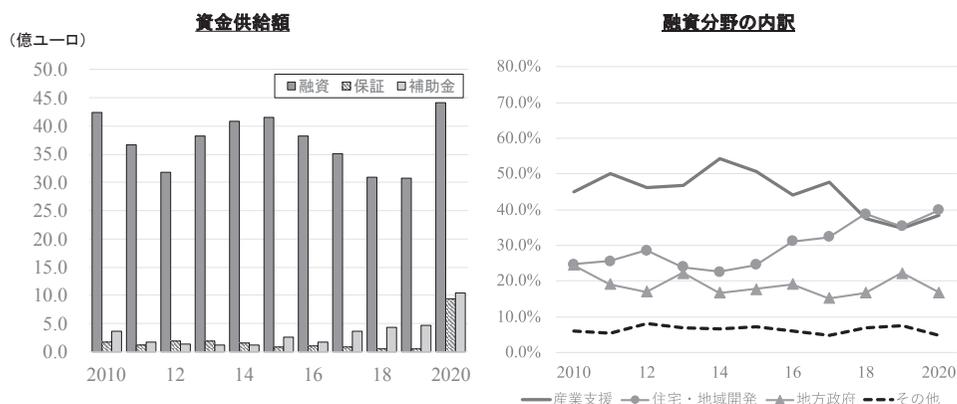
(注) HSH Nordbank のデータは、民営化された2018年の前年まで掲載。

(出所) 図表 1-3 に同じ

いる。さらに、SH 政策投資銀行の役員会会長には州の財務省幹部が就任し、経済・交通・労働・技術・観光担当省や内務・地方・地域統合・機会均等担当省の幹部も副会長に就くなどして、人的な関係も有している。

SH 政策投資銀行の事業規模は、比較的大きい。地域政策支援銀行としては、ノルトライン・ヴェストファーレン州の NRW.Bank と、バーデン・ヴェルテンベルク州の L-Bank が群を抜く存在であるが、SH 政策投資銀行はそれに続いて総資産 200 億ユーロ・クラスの部類となっている。

図表 15-4 SH州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

資銀行は、2003年にSH州立銀行から分離し、組織名称はそのままに、独立した公法上の金融機関として新たなスタートを切ることとなった^{*94}。

(3) 2000年代以降の動向と現況

HSH Nordbank の動向については、第6章で記した通りである。そこで述べたように、同行は2019年に完全民営化されたため、現在、SH州に事業拠点を置く州立銀行は存在しない。

それゆえ、SH州で現在運営されている州政策金融機関は、地域政策支援銀行であるSH政策投資銀行だけとなっている。SH政策投資銀行の単独創業以来、州政府は唯一の出資・保証主体として、同社の経営を一貫して支え続けて

*94 Gesetz über die Errichtung der Investitionsbank Schleswig-Holstein als rechtsfähige Anstalt des Öffentlichen Rechts vom 7. Mai 2003 (GVBl. S. 206)

直近の総資産は212.9億ユーロで、国内金融機関としても45位に位置している（図表15-3）。また、地域政策支援銀行としては、バイエルン州の2つの銀行などとほぼ同じ規模で、独立運営の地域政策支援銀行の中では4位と、他と比べてやや大きめといえる。

SH政策投資銀行の事業分野に関して、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要6分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。2010年代における各分野への資金供給額の推移をみると、産業支援分野での融資が中心となっており、またここ数年は住宅・地域開発分野の比重も上昇傾向にある（図表15-4）。

16. テューリンゲン州（Thüringen, TH）

< 1 > 州・地方政府の財政状況

テューリンゲン州は旧東ドイツ地域の州で、ドイツのほぼ中心部に位置する。州都はエアフルト（Erfurt）である。面積は16,202km²、人口は215万人で、16州中11位・12位につけている。

地方財政運営についてみると、州政府の歳出総額は100.2億ユーロ、地方政府では57.2億ユーロと、下位から3番ないし4番目という規模である。州政府間での水平的な財政調整制度では、5億ユーロ前後の補助金を毎年受けている。もっとも、財政安定化評議会による財政状態の評価では、2019年まで一貫して、全ての財政指標が基準内に収まっており、健全な財政状態を維持してきたとよい（図表16-1）。

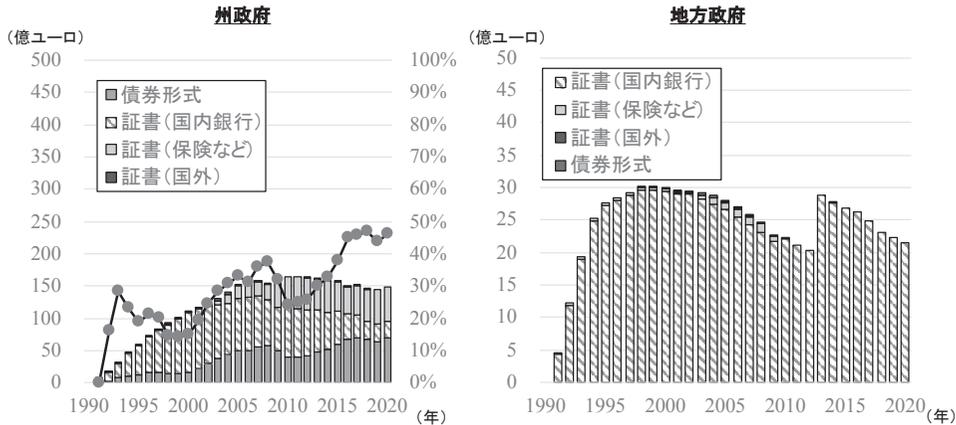
州・地方政府による金融市場からの資金調達状況をみると、直近の州政府債の発行残高は149.0億ユーロ、地方政府債のそれは21.4億ユーロである（図表16-2）。州政府債については、財政規模相当の残高となっており、2010年代に入っの微減傾向も、全国的な動向と一致している。ただし、債券形式へのシフトはさほど進んでおらず、依然として全体の5割に達していない。地方政府債については、近年、残高の減少傾向が続いている点が特徴となっている。

図表 16-1 テューリンゲン州における地方財政 4 指標の推移

	2008	09	2010	11	12	13	14	2015	16	17	18	19	2020	21	22	23
住民1人あたり 構造的財政収支	133	-127	-224	-53	126	140	78	156	344	451	311	231	-1,093	-407	100	147
ネット借入額 (対歳出比)	-0.3%	0.7%	3.7%	1.9%	-1.0%	-3.0%	-1.3%	-1.4%	-2.8%	-5.0%	-3.0%	-0.7%	15.1%	0.7%	-2.9%	-4.3%
利払い費 (対税収比)	11.5%	11.7%	11.9%	10.9%	10.1%	9.1%	8.5%	7.3%	5.9%	5.1%	4.2%	3.8%	4.7%	4.1%	3.8%	3.6%
住民1人あたり 債務残高	6,724	6,959	7,243	7,314	7,425	7,325	7,268	7,222	6,761	6,926	6,721	6,801	7,653	7,622	7,417	7,209

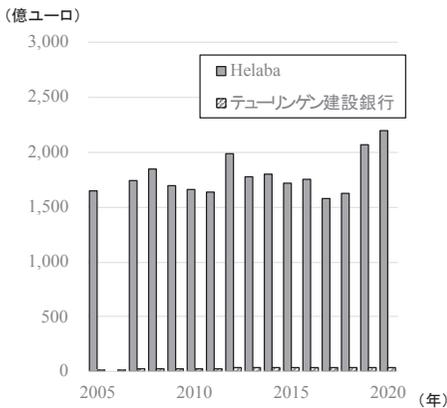
（注）（出所）図表 1-1 に同じ

図表 16-2 テューリンゲン州における地方債発行残高の推移



(注) (出所) 図表 4-2 に同じ

図表 16-3 テューリンゲン州における
州政策金融機関の事業規模の推移



(注) Helaba の 2006 年のデータは、N.A.。

(出所) 図表 1-3 に同じ

< 2 > 地域金融政策の歴史の変遷と現況^{*95}

テューリンゲン州は、1990 年に旧西ドイツへ編入されると、その 2 年後に隣接するヘッセン州と合同の貯蓄銀行協会を設立した。そして、現在のヘッセン・テューリンゲン州立銀行 (Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale, Helaba) が誕生し、テューリンゲン州でも州立銀行としての役割を果たすようになった。これ以降の動向は、第 7 章で述べた通りである。

Helaba は、現在でもヘッセン州に加えてテューリンゲン州にも州都で拠点を構え、州政府のメインバンクとしての役割とともに、貯蓄銀行の中央振替機関としての役割を果たしている。州政府は Helaba の 4.05% 分の出資持分を保有し、また財務省幹部が役員会のメンバーとし

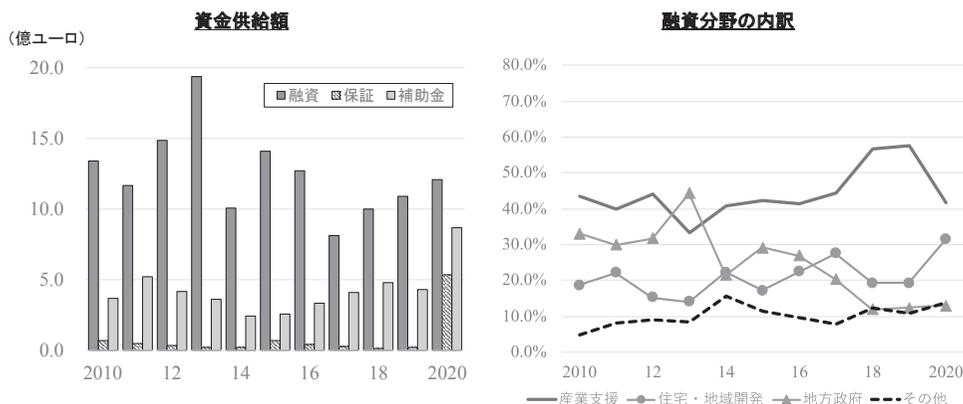
て参加するといった形で、運営に関わっている。

一方、地域政策支援銀行であるテューリンゲン建設銀行 (Thüringer Aufbaubank, TAB) は、Helaba の誕生と同じ 1992 年に創設された^{*96}。州政府は、当初は唯一の出資・保証主体として、テューリンゲン建設銀行の運営を全面的に支えていた。2002 年からは、Helaba による出資が行われるようになり、州政府と Helaba が 50% の出資持分をそれぞれ保有する体制へと移行した。

*95 本節の内容については、次の資料を参照。Helaba に関する州政府間合意文書・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.helaba.com>)、テューリンゲン建設銀行の根拠法・定款・年次報告書各年版・ウェブサイト (<https://www.aufbaubank.de>)。

*96 Thüringer Gesetz zur Errichtung einer Aufbauabank vom 21. Juli 1992 (GVBl. S. 375)

図表 16-4 テューリンゲン州における政策金融を通じた資金供給額の推移



(注) (出所) 図表 1-4 に同じ

ただし、組織維持責任と保証責任については引き続き、州政府が引き受けた。

もともと、テューリンゲン建設銀行に対する Helaba の関与は、早くも 2005 年に終了し、再び州政府が 100% 出資する政策金融機関へと戻った。これは、政策金融機関に対する公的保証のあり方に関する EU・ドイツ間の合意を受けた制度的対応である。また、2003 年に法改正が行われ、機関としての目的が整理された^{*97}。これにより、政策金融機関としての業務範囲が個別列挙され、従来は明記されていなかった地方政府などへの融資業務についても、これを機に機関としての目的の一つとして挙げられることとなった。

その後は現在まで、テューリンゲン建設銀行をめぐって、特に大きな制度改革は行われていない^{*98}。州政府は、唯一の出資・保証主体としての関係性ととも、役員会の会長には州政府の経済・科学・デジタル担当大臣が就き、財務省やインフラ・農業担当省の幹部も役員となるといった形で、人的な関係性も有している。

テューリンゲン建設銀行の事業規模は、地域政策支援銀行としては比較的小さい。直近の総資産は 35.3 億ユーロで、独立した組織として運営されている地域政策支援銀行の中では、ブレーメン建設銀行、ザールラント政策投資銀行に次いで 3 番目に小さい (図表 16-3)。また、ヘッセン州でも事業を展開している州立銀行であるとはいえ、Helaba と比べるとその規模は 1% にとどまっている。

事業分野に関して、根拠法では、州内の地方政府など公的機関への融資などに加えて、政策金融の主要 6 分野で幅広く公的役割を果たすことが期待されている。実際には、産業支援分野への融資を中心としつつ、地方政府向け融資にも比較的注力している (図表 16-4)。

*97 Erstes Gesetz zur Änderung des Thüringer Aufbaubankgesetzes vom 12. Juni 2003 (GVBl. S. 315)

*98 Thüringer Aufbaubankgesetz vom 21. November 2001, zuletzt geändert durch Zweites Gesetz zur Änderung des Thüringer Aufbaubankgesetzes vom 20. Mai 2008 (GVBl. S. 113)

参考文献

- 飯野由美子（2019）「金融 世界金融危機とドイツの銀行システム」藤澤利治・工藤章編著『ドイツ経済 EU 経済の基軸』ミネルヴァ書房 第二章
- 石田周（2016）「EU の国家補助規制を通じた公的銀行に対する保証制度の廃止 EU の民間銀行の役割に着目して」日本 EU 学会『日本 EU 学会会報』第 36 号
- 黒川洋行（2006）「ドイツの銀行システムにおける公的銀行」関東学院大学『経済系』第 227 集
- 齋田温子（2008）「ドイツの州立銀行再編の動き」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2008 年冬号
- 中村秀之（2014）「ドイツにおける海運強化策」日本海事センター（<http://www.jpmac.or.jp/img/research/pdf/A201471.pdf> 最終閲覧日：2021 年 9 月 11 日）（初出は『日本海事新聞』）
- 三宅裕樹（2019）「海外の地方債制度・市場 ドイツ」地方債協会『地方債』第 428 号
- 三宅裕樹（2021）「ドイツ地方債市場における政策金融の役割 州立銀行の位置付けの変遷を中心として」地方財務協会『地方財政』2021 年 8 月号
- Bleuel, Hans-H (2009). "The German banking System and the Global Financial Crisis: Causes, Developments and Policy Responses," *Forshungsberichte des Fachbereichs Wirtschaft der Fachhochschule Düsseldorf*. Ausgabe 8, März 2009: 01-22.
- Deeg, Richard (1999). *Finance Capitalism Unveiled: Banks and the German Political Economy*. Michigan: The University of Michigan Press.
- Detzer, Daniel, Nina Dodig, Trevor Evans, Eckhard Hein, Hansjörg Herr, and Franz Josef Prante (2017). *The German Financial System and the Financial and Economic Crisis*. Cham, Switzerland: Springer International Publishing.
- Krahnen, Jan Pieter, and Rheinhard H. Schmidt (2004). *The German Financial System*. New York: Oxford University Press.

(2021 年 9 月 17 日受理)

(みやけ ひろき 京都府立大学公共政策学部准教授)